

国有財産の一般競争入札案内書

(令和 8 年度期間入札)

【石川県・富山県・福井県所在物件】



財務省北陸財務局 

北陸財務局ホームページの物件情報も御覧ください。



『国有財産物件情報メールマガジン』配信中！(裏表紙参照)



- ・ この「案内書」には重要な事項が多数記載されておりますので、よくお読みください。
- ・ 入札関係書類（各提出書類）については、前回入札以前の様式・封筒等は使用しないでください。

期間入札のながれ（概要図）

※本図は、期間入札のながれの概要を記載したものです。詳細は、公示書・入札要領をはじめ、本入札案内書をよくお読みください。



目 次

○ 御案内	(ページ)
1. はじめに	1
2. 入札物件（売払物件）	1
3. 競争参加者（入札参加者）に必要な資格	1
4. 入札に当たって付す条件	2
5. 資料の閲覧	2
6. 「入札受付期間・場所」及び「開札の日時・場所」	3
7. 入札書等用紙の配布	4
8. 入札の方法等	4
9. 入札の無効	6
10. 落札者の決定方法	6
11. 入札保証金の還付	7
12. 契約の締結等	7
13. 売買代金の支払方法	9
14. 所有権の移転等	10
15. 落札に至らなかった物件の売払い	11
16. 契約内容等の公表	11
17. 個人情報について	11
18. 契約不適合について	12
19. その他参考事項	13
○ 国有財産売払公示書	16
（別紙）令和8年度期間入札物件一覧表	20
○ 入札要領	21
（別紙）予算決算及び会計令（抄）・国有財産法（抄）・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）	24
○ 入札書等記載要領	26
・ 入札関係書類作成概要	27
・ 入札書	28
・ 入札保証金提出書	30
・ 入札保証金振込依頼書	32
・ 役員一覧	33
・ 委任状	34
〔参考〕入札関係書類【主なチェックポイント】	35
よくあるご質問【Q&A】	39
○ 国有財産売買契約書(案)	43
○ 物件調書	56
・ 物件調書の補足説明事項	57
・ 個別調書	87
【参考】地方公共団体等のお問合せ先[代表窓口]	137
○ 様式等 （委任状様式、入札書様式）	巻末

御 案 内

1. はじめに

- (1) 入札の参加にあたっては、「国有財産売払公示書」(16～20 ページ) 及び「入札要領」(21～24 ページ) を熟読するほか、本入札案内書等の内容を十分に御理解の上、入札に御参加ください。
- (2) 物件は、**現況有姿**の引渡しとなります。したがって、当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。
また、工作物や樹木の越境等については、極力、物件調書 (56～136 ページ) に記載していますが、現況と相違している場合、**現況が優先**します。
入札参加者は本入札案内書の案内図等により、**必ず事前に現地を御確認いただき、諸規制の状況等にも御留意ください (諸規制の状況等に係る関係機関への照会については、必ず事前に行ってください)。**
 - 御自身の利用計画において当該物件の建物・工作物・定着物等を使用することが可能かどうか等についても、あらかじめ、調査確認 (諸規制等の確認を含む) を行ってください。
- (3) 現地確認の目的で物件の敷地内に立ち入ることは差し支えありませんが、近隣の迷惑とならないよう御留意ください。

2. 入札物件 (売払物件)

「入札物件一覧表」(20 ページ) のとおりです。

3. 競争参加者 (入札参加者) に必要な資格

入札にはどなたでも参加できます。ただし、次に掲げる場合は、入札要領第 8 条 (21～22 ページ) の規定に該当する入札となり、無効とします。

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条に規定する者
- (2) 国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号) 第 16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」

- なお、落札者 (購入者) は、落札後 (購入後) においても、「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」であってはなりません。
- 非居住者 (外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) 第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう) であっても入札に参加できます。
ただし、非居住者が落札者となった場合で、外国為替令 (昭和 55 年政令第 260 号)

第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

- **国有財産売買契約書（案）の「契約解除条項（契約の解除：44 ページ、51 ページ）」も参照**してください。

4. 入札に当たって付す条件

入札に当たりましては、次の(1)、(2)の条件を付しますので、条件の内容等を十分に御理解の上、入札に御参加ください。なお、当該条件に違反した場合には、落札者（購入者）は国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、当該条件に違反していることが判明した場合、契約を解除することができることとなります。

また、売買契約書には、当該条件に係る条項があります。国有財産売買契約書（案）については、43～55 ページを参照してください。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(2) 実地調査及び、報告又は資料の徴求等

- ① 国は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は、報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- ② 落札者は、正当な理由なく、上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は、報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

5. 資料の閲覧

次の物件について、売買契約書に閲覧資料に関する特約条項が付されますので、**必ず事前に、閲覧場所において閲覧資料を御確認いただき、内容を御理解の上、入札に御参加ください。**

特約条項の詳細については7～8 ページの「12. 契約の締結等-(4)」を御確認ください。

物件番号	閲覧資料	閲覧場所
102	杭撤去工事（竣工図）	北陸財務局
103	地下埋設物調査報告書	北陸財務局
104	地下埋設物調査報告書	北陸財務局
105	地下埋設物調査報告書	北陸財務局
106	地下埋設物調査報告書	北陸財務局
107	地下埋設物調査報告書	北陸財務局
108	地下埋設物調査報告書	北陸財務局

201	地下埋設物調査報告書	富山財務事務所
203	地下埋設物調査報告書	富山財務事務所
204	地下埋設物調査報告書	富山財務事務所
206	地下埋設物調査報告書	富山財務事務所
207	地下埋設物調査報告書	富山財務事務所
208	地下埋設物調査報告書	富山財務事務所
209	地下埋設物調査報告書	富山財務事務所
301	地下埋設物調査報告書	福井財務事務所
302	地下埋設物調査報告書	福井財務事務所
304	地下埋設物調査報告書	福井財務事務所

6. 「入札受付期間・場所」及び「開札の日時・場所」

(1) 入札受付期間・場所

受付期間 令和8年10月22日（木） 午前8時30分から
 令和8年11月 6日（金） 午後5時15分まで（**必着**）
 （正午～午後1時00分、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く）

受付場所 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎7階
 北陸財務局管財部（国有財産売却担当）

- 上記期間を過ぎた入札は無効となりますので、御注意ください（消印有効ではありません）。
- 財務事務所（富山・福井）においては、入札書の受付を行っておりませんので、御注意ください。

(2) 開札の日時・場所

日 時 令和8年11月27日（金） 午前10時00分から

場 所 金沢市新神田4丁目3番10号

金沢新神田合同庁舎8階大会議室〔裏表紙の開札会場「案内図」参照〕

- 入場受付は、開札開始時刻の30分前から行います（途中入退場可）。
- 入札者の開札への参加は自由です（入札者及びその関係者の方のみ、開札会場へ入場できます）。
- **開札会場への入場の際、「入札保証金振込依頼書」の本人控（3枚目：「振込金受取書」依頼人保管用）により本人確認をさせていただきますので、必ず、「本人控」を御持参ください。**
- 開札は、原則として、物件番号の若い順に行います（応札状況によって、順番が前後する場合があります）。
- 開札結果は、入札者全員に文書により通知します（簡易書留郵便により郵送）。
 なお、通知の到達には、数日の期間を要します。
- 電話による結果照会については、開札日の翌開庁日以降の対応となりますので、御了承ください。

7. 入札書等用紙の配布

入札書等用紙は、令和8年11月6日（金）までの間、下記の場所において配布します（配布場所の所在は17 ページ「4」に記載しています）。郵送（送料受取人払い）により交付を希望する場合は、北陸財務局ホームページの申込みフォームから、令和8年10月30日（金）（必着）までに請求してください。

- ・北陸財務局管財部（国有財産売却担当）（☎076-292-7875）
- ・富山財務事務所管財課（国有財産売却担当）（☎076-432-5488）
- ・福井財務事務所管財課（国有財産売却担当）（☎0776-25-8235）

8. 入札の方法等

(1) 入札保証金の納付

入札に参加する前に、入札保証金を納付してください。

① 納付が必要な入札保証金の額

入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額

（最低売却価格の100分の5以上ではありません。）

【入札保証金の計算例】 入札金額が 88,888,888 円の場合

入札金額
88,888,888 円

$\times 5\% (0.05) = 4,444,444.4 \Rightarrow$
(円未満切上)

入札保証金額
4,444,445 円(以上)

② 入札保証金の納付方法

入札保証金は、北陸財務局から配布を受けた**所定の「入札保証金振込依頼書」**（3枚複写）を用いて、最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）などの一部の金融機関を除く）から、北陸財務局の指定する口座に納付してください。

- 振込手数料は入札者の負担となります。
- ATM、インターネットバンキングによる納付はできません（**入札が無効**となります）。
- **複数の物件の入札をする場合**には、各物件毎に納付してください。
- 入札保証金の納付後は、金融機関窓口において、必ず**取扱店領収印**のある「保管金受入手続添付書（財務局提出用）」（入札保証金振込依頼書の2枚目）と「振込金受取書（依頼人保管用）」（入札保証金振込依頼書の3枚目）を受け取ってください。

(2) 入札の方法

北陸財務局から配布を受けた**所定の入札書等の用紙**を使用し、必要事項を記載、記名の上、郵送又は持参により提出してください。

なお、各書類の記載に当たっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（**鉛筆不可**）を御使用ください。

- 「入札書等記載要領」等（26～34 ページ）も参照してください。

① 提出が必要な入札関係書類

提出書類名	個人	法人	記載方法
(a) 黄色封筒（入札関係書類提出用封筒）	○	○	—
(b) ピンク色封筒（入札書提出用封筒）	○	○	—
(c) 入札書（※1）	○	○	P28～29
(d) 入札保証金提出書（2枚複写） ➤ 入札保証金提出書（1枚目） ➤ 入札保証金振込証明書（2枚目）	○	○	P30～31
(e) 入札保証金振込依頼書（3枚複写の2枚目） ➤ 保管金受入手続添付書（財務局提出用）	○	○	P32
(f) 役員一覧（法人のみ）	—	○	P33
(g) 委任状（本入札案内書の巻末に添付） ＜添付＞委任者の印鑑証明書（発行後3か月以内）	（※2）	（※2）	P34

（※1）入札書を書き損じたときは、巻末の予備用紙を御使用ください。

（※2）代理人による入札の場合に必要

② 入札関係書類の提出等方法

「入札関係書類【主なチェックポイント】」（36～37 ページ）にて記載内容等を確認した上で提出してください。

イ) 「ピンク色封筒（入札書提出用封筒）」に「入札書」を入れて、封をしてください。

➤ **「ピンク色封筒」には、「入札書」以外の書類は入れないでください。**

ロ) 入札保証金を納付した際に受領した「保管金受入手続添付書」（入札保証金振込依頼書の2枚目）を「入札保証金振込証明書」（入札保証金提出書の2枚目）に貼付してください。

ハ) 「黄色封筒（入札関係書類提出用封筒）」に、提出が必要な入札関係書類（前記(a)～(g)のうち提出必要書類）を入れて封をし、「黄色封筒」の裏面に、「郵便番号」・「住所」・「電話番号」・「氏名（法人名及び担当名）」を記入してください。
➤ 「送付先」欄は、開札結果通知の送付希望先が、入札者の住所・氏名と異なる場合のみ記入してください。

ニ) 提出が必要な入札関係書類を入れた「黄色封筒（入札関係書類提出用封筒）」を北陸財務局管財部（国有財産売却担当）あてに、**簡易書留郵便**により提出してください（**持参により提出**することも可能です）。

➤ **「入札書」の提出後、入札の取消や、記載内容の変更はできません**ので御注意ください。ただし、落札決定を留保する場合に限っては、開札後、入札を辞退することができます。

➤ **「入札保証金提出書」と「入札書」の名義は一致**している必要があります。

共有名義で入札される場合は特に御注意ください。なお、落札された場合には、売買契約の締結及び所有権移転登記を「入札書」に記載された名義で行っていただくことになります（**入札後の名義変更はできません**ので御注意ください）。

- 受付最終日【令和8年11月6日(金)午後5時15分必着】までに到達しない入札は無効となりますので、あらかじめ余裕をもって提出してください（**消印有効ではありません**）。

9. 入札の無効

入札要領において無効としている入札は無効とします（21～24 ページ）

10. 落札者の決定方法

開札の結果、**国の最低売却価格以上**で、かつ**最高の価格**をもって入札された方を落札者と決定します。

なお、落札となるべき同価格の入札をされた方が2名以上の場合には、「くじ」により落札者を決定します。また、当該入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者（入札に関係のない国の職員等）が「くじ」を引くこととなります。

ただし、次の場合には、落札決定を留保することとなります。

落札決定の留保等について

国の最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札された方の競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合には、当該入札者を落札候補者として、落札決定を留保することとなります。

なお、落札となるべき同価格の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者について競争参加資格を有することが確認されるまでの間、くじ引きの実施も留保することとなります。

（注） 落札決定を留保した物件に限り、落札決定するまでの間に「入札辞退届」を提出する場合には、入札を辞退することができます（「入札辞退届」の提出方法等詳細については、当該物件に係る全ての入札者へ別途通知します）。

落札決定を留保した物件に係る落札者の決定については、以下のとおりとなります。

- (1) 落札候補者について競争参加資格を有することが確認された場合

落札候補者を落札者と決定します。

- (2) 落札候補者について競争参加資格を有しないことが確認された場合

落札候補者の入札を無効とするとともに、国の最低売却価格以上で入札された他の者（競争参加資格を有する者に限る。）のうち、最高の価格をもって入札された方を落札者と決定します。

11. 入札保証金の還付

- (1) 開札の結果、**落札されなかった方**（入札者）の入札保証金は、入札者が指定した金融機関（※）の預金等口座へ振り込む方法によりお返しします（入札保証金には利息を付しません）。なお、金融機関への振込手続には、**開札後、2週間程度の期間を要します**ので、御了承ください。

※ インターネットバンキング等の口座には振込みはできません。

- (2) **入札保証金を納付した後、入札書を提出されなかった場合**、入札保証金の還付を行いますので、必ず「入札保証金提出書」と、「入札保証金振込証明書（保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書の2枚目）を貼付したもの）」を、北陸財務局管財部（国有財産売却担当）まで速やかに提出してください。ただし、入札保証金の還付には、**開札後、2週間程度の期間を要します**。

- 落札決定を留保する場合には、落札者を決定するまでの間、当該物件の全入札者の入札保証金を還付することができません。ただし、前述の「入札辞退届」が提出された場合には、入札保証金を還付します。
- **入札保証金返還口座の口座名義人氏名（フリガナ）は正確に記入**してください。正確に記入されていない場合やフリガナが未記入の場合、還付が遅れる場合があります。

12. 契約の締結等

- (1) 契約締結場所（所在は17ページ「4」に記載しています。）
- ・石川県所在物件：北陸財務局管財部（国有財産売却担当）
 - ・富山県所在物件：富山財務事務所管財課（国有財産売却担当）
 - ・福井県所在物件：福井財務事務所管財課（国有財産売却担当）
- (2) 落札者の方には、速やかに「普通財産売払申請書」を提出していただきます。
- なお、「普通財産売払申請書」の提出に当たっては、「**印鑑証明書**」及び北陸財務局の指定する「**誓約書**」のほか、**個人**の場合には「**住民票**」、**法人等**の場合には「**法人登記簿（法人登記の現在事項全部証明書）**」等の添付が必要となります。
- （注）「売払申請書」、「誓約書」は、開札結果通知とともに落札者に送付します。
- (3) 売買代金以外に、売買契約書（2通のうち1通）に貼付する**収入印紙（印紙税）、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な費用は落札者の負担**となりますので、併せて御用意ください。
- (4) 売買契約書の書式は、43～55ページのとおりです。なお、全ての入札物件について、次の特約条項が付されます。

【国有財産売買契約書（案）（抜粋）】

売出人国（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（特約条項）

第〇条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙３）記載の内容であることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

また、特約条項に関して、物件調書及び閲覧資料（２～３ ページ）が売買契約書の添付資料となります。契約締結時又は物件引渡し時に、当該資料を交付します（資料交付時には、「受領書」を提出していただきます）。

- (5) **原則として、令和８年１２月２５日(金)までに、売買契約を締結**していただきます。

ただし、**農地法上の手続きを要する物件**や、落札決定を留保する物件については、別に期限を定めるものとします。

期限までに契約を締結されない場合（農地法上の手続きが行われない場合）**には落札は無効**となり、**入札保証金は国庫に帰属**することとなりますので、御注意ください。

- 売買契約締結や農地法上の届出（又は許可申請）の期限に該当する日が、**土・日及び祝日等の閉庁日となる場合**には、**直前の開庁日が期限**となりますので、御注意ください。

農地法上の手続きを要する物件の取扱い（今回の入札では該当物件がありません）

登記地目が「田」「畑」など農地の物件については、農地法の規定による届出の受理通知日（又は許可通知日）から30日以内に売買契約を締結していただきます。この場合、農地法の規定による届出（又は許可申請）は、落札者の負担において下記の期間内に行ってください。

① （農地利用、転用の目的が）都市計画法上の開発行為等の許可を要さない場合
落札決定の日から30日以内。

② 転用の目的が都市計画法上の開発行為等の許可等を要する場合

落札決定の日から60日以内（ただし、農地法の規定による届出（または許可申請）と都市計画法上の開発行為等許可申請（又は事前協議）を同時に行うことのできない公共団体に所在する物件の場合は、落札決定の日から60日以内に開発行為等許可申請（又は事前協議）を行い、開発行為等の許可を受けた（又は事前協議を了した）後に速やかに農地法の規定による届出（又は許可申請）を行ってください）。

➤ 届出（又は許可申請）後、届出の受理通知日（許可通知日）までに**相当の期間を要する場合があります。**

➤ 許可については、物件の立地基準及び転用する用途等により適否の判断がなされることから、**必ずしも許可が得られるとは限りません（農地法の規定による許可や受理通知が得られず、売買契約を締結できない場合にも、入札保証金は国庫に帰属することになりますので、御注意ください）。**

➤ 農地法第3条の規定による許可を受けることができる者は、いわゆる「農業適格者」に限られます。

➤ 手続きや許可基準等の詳細については、**あらかじめ各農業委員会などの関係機関窓口にて御確認・御照会**ください。

13. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法には、次の2通りがあります。いずれの方法によるかは、売払申請書を提出される際に必ずお申し出ください。

(1) 契約保証金を納付し、20日以内に差額を納付する方法

売買契約を締結しようとするときに、**契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上：入札の際に納付された入札保証金を充当することができますので、入札保証金との差額を御用意ください。）**を納付し、その後、売買契約締結日を含めて20日以内に売買代金と契約保証金との差額を、国が発行する納入告知書により納付してください。

ただし、**売買契約締結を令和9年3月に行う場合は、契約保証金を売買代金に充当することはできません**ので、新たに売買代金全額をご用意いただくこととなります。契約保証金は、売買代金全額の納付を確認後、落札者が指定した金融機関の預金等口座へ振り込む方法により還付します。

この場合、売買契約書の第3条第5項及び第4条を次のとおり改めることとします。

(契約保証金)

第3条5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

第4条 乙は、売買代金を甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

- 契約保証金（入札保証金との差額）は、北陸財務局の指定する預金口座（入札保証金を納付する口座とは別の口座）へ振り込む方法（14 ページ参照）により納付してください。
- **納付期限までに売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属**することとなりますので、御注意ください。
- 売買契約締結の日から20日目が土日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、**直前の営業日が納付期限**となります。
- 売買代金の分割納付はできません。

(2) **売買契約締結と同時に全額を納付する方法等**

売買代金には、入札の際に納付された入札保証金を充当することができますので、**入札保証金と売買代金との差額を御用意ください。**

- **売買代金（入札保証金との差額）は、売買契約締結時に北陸財務局から御連絡する金融機関の口座に納付してください。**
なお、納付は売買契約日当日中に行ってください。
- **振込手数料は入札者の負担となります。**
- **金融機関口座への納付以外の方法を御希望される場合は、あらかじめお問い合わせください。**

14. 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額の納付があったときに、所有権は移転し、物件の引渡しがあったものとします（現地での引き渡しは行いません。なお、鍵の引渡しは、各県所在物件の契約締結場所（窓口）で行います）。なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

また、物件の引渡しは**現況有姿**となります。**工作物等に係る隣接地との越境関係についても、国は解消のための交渉や手続きは行いません。**

なお、**物件の使用等に当たっての点検・修理等については、購入者の負担**により行っていていただくこととなります。

- (2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付が確認された後、国が行います。また、登記は、売買契約の買受人名義（入札書に記載された名義）で行います。

「所有権移転登記と同時に抵当権設定登記」を希望する場合は、あらかじめ、各県所在物件の契約締結場所（窓口）に御相談ください。

15. 落札に至らなかった物件の売払い

今回の入札において落札に至らなかった物件については、後日、**先着順応募受付による売払いを予定**しています。

この「先着順応募受付による売払いの実施」については、**あくまでも予定であり、変更の可能性もあります**ので、あらかじめ御了承ください。

また、売払いの日程等については、公示日（先着順応募受付開始の1週間程度前）に、北陸財務局ホームページ、現地看板などにおいて、公表することとなりますので、御自身において情報収集等を行っていただく必要があります。

なお、『国有財産物件情報メールマガジン』の配信を登録されている方には、北陸財務局ホームページでの公表の際、『メールマガジン』によりお知らせします。

16. 契約内容等の公表

- (1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後、速やかに北陸財務局ホームページにおいて公表します。

所在地、登記地目（建物付き土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北陸財務局ホームページにおいて公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定にあたり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

17. 個人情報について

入札保証金提出書及び役員一覧等に記載された個人情報については、入札事務のみに使用します（ただし、競争参加資格の確認のため、警察当局に提供します）。

18. 契約不適合について

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかに契約手続きを行った財務局・財務事務所までお申し出ください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が契約不適合にあたりと判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壌汚染の是正を行います。

また、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると認められる費用を国が支払うこととします。

なお、物件調書等に記載された地下埋設物、土壌汚染等については、契約不適合に該当しません。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますので御留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

➤ 挙証資料とは以下の資料をいいます。

イ 地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図面等）

ロ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ハ その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

➤ 費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することをあらかじめ御了承願います。

③ さらに、費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません（国有財産売買契約書（案）の契約不適合責任に関する契約条項を参照）。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

19. その他参考事項

(1) 印紙税 [抜粋]

印紙税額については、次表を参考にしてください。

契約金額（売買代金）		収入印紙
1 万円 以上	50 万円 以下のもの	200 円
50 万円 を超え	100 万円 以下のもの	500 円
100 万円 を超え	500 万円 以下のもの	1 千円
500 万円 を超え	1, 000 万円 以下のもの	5 千円
1, 000 万円 を超え	5, 000 万円 以下のもの	1 万円
5, 000 万円 を超え	1 億円 以下のもの	3 万円
1 億円 を超え	5 億円 以下のもの	6 万円

（注）上記の印紙税額は、軽減措置が適用される令和6年4月1日から令和9年3月31日の間に作成されるものについて定められたものです。

(2) 登録免許税

① 土地の売買【令和11年3月31日までの軽減措置中】

➤ 課税標準の価格（固定資産課税台帳価格等）×1000分の15

② 建物の売買【令和9年3月31日までの軽減措置中】

➤ 課税標準の価格（法務局の認定価格等）×1000分の3

計算例	固定資産課税台帳価格が10万円／㎡で、数量が165.28㎡(約50坪)の <u>土地</u> の場合
$100,000 \text{ 円} \times 165.28 \text{ m}^2 \times 15/1000 = \text{税額 } 247,900 \text{ 円}$ （百円未満は切捨。また、総額が千円未満の場合は千円とする。）	

(別紙)

契約保証金・売買代金の納付方法

1. **契約保証金**は、現金のほか、北陸財務局の指定する預金口座へ振り込む方法により納付することができます。

➤ 北陸財務局の指定する預金口座へ振り込む方法により納付される場合は、次のような手続きが必要です。

- ① 北陸財務局から送付する契約保証金振込依頼書（3枚複写）により、入札保証金との差額を、契約手続きの前日までに金融機関窓口で納付してください。
- ② 契約保証金納付後、速やかに、国有財産売却担当あて電話連絡してください。
- ③ 金融機関の領収印が押印された保管金受入手続添付書（契約保証金振込依頼書の2枚目）を、北陸財務局から送付する契約保証金振込証明書（2枚複写の2枚目）に添付し、速やかに提出してください。

（注） ただし、売買代金全額に相当する金額を、契約保証金として振り込むことはできませんので御注意ください。

2. **売買契約締結と同時に納付する売買代金**は、契約締結時に北陸財務局から御連絡する金融機関の口座に納付してください。

- ・ 売買代金は、**売買契約日当日中**に、上記金融機関の口座に納付してください。
- ・ 振込手数料は落札者の負担となります。
- ・ 金融機関口座への納付以外の方法を御希望の場合は、あらかじめお問い合わせください。

A cartoon illustration of a light brown dog with a darker brown patch on its back, wearing a stethoscope. The dog is positioned in the bottom right corner of the page, facing right. The stethoscope is blue and silver. The dog has a small, curly tail and a friendly expression.



国有財産売払公示書

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払います。

記

1 売払物件

別紙「令和8年度期間入札物件一覧表」のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
なお、落札者（購入者）は、落札後（購入後）においても、「暴力団及び警察当局から排除要請がある者」であつてはならない。

3 入札に当たって付す条件

「公序良俗に反する使用（暴力団事務所等の利用）等の禁止及び、当該履行状況の把握に係る実地調査等、並びに、当該履行状況違反等に係る違約金の支払い」等を条件とする。

4 入札要領及び契約条項を示す場所

- (1) 北陸財務局管財部：金沢市新神田4丁目3番10号（金沢新神田合同庁舎7階）
- (2) 富山財務事務所管財課：富山市牛島新町11番7号（富山合同庁舎5階）
- (3) 福井財務事務所管財課：福井市春山1丁目1番54号（福井春山合同庁舎7階）

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札受付期間及び場所
期間 令和8年10月22日（木）午前8時30分から
令和8年11月6日（金）午後5時15分まで（必着）
（正午～午後1時00分、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く）
場所 〒921-8508 金沢市新神田4丁目3番10号（金沢新神田合同庁舎7階）
北陸財務局管財部（国有財産売却担当）
- (2) 開札日時及び場所
日時 令和8年11月27日（金）午前10時00分から
場所 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎8階大会議室
（入札者の参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

6 入札書等用紙の交付及び物件に関するお問合せ先

入札書等用紙は、公告の日から令和8年11月6日（金）までの間、上記4の場所において交付する。郵送により交付を希望する場合は、北陸財務局ホームページの申込みフォームから、令和8年10月30日（金）（必着）までに請求すること。

7 入札方法等

- (1) 入札保証金の納付等
 - ① 入札保証金は、各自の入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、北陸財務局から交付を受けた所定の「入札保証金振込依頼書」を用いて、金融機関窓口（一部金融機関を除く。）から北陸財務局の指定する口座に振り込むものとする。
 - ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関（一部金融機関を除く。）の預貯金等口座へ振り込む方法により還付する。
ただし、落札決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件における入札者の入札保証金については、「入札辞退届」を提出する者を除いて、還付を留保する。
 - ③ 入札保証金には利息を付さない。
- (2) 入札方法
入札は、前記6により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をし、その封筒と「入札保証金提出書（2枚複写の書類の1枚目）」及び「保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書2枚目の財務局提出用）」を貼付した「入札保証金振込証明書（2枚複写の書類の2枚目）」、「役員一覧（法人による入札の場合のみ）」、「委任状及び委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ）」を郵送用封筒に入れて、「北陸財務局管財部（国有財産売却担当）」あて、簡易書留郵便による郵送によって提出すること。

また、前記5の(1)の期間であれば、午前8時30分から午後5時15分までの間は、北陸財務局管財部（国有財産売却担当）に持参することもできる（正午～午後1時00分、土・日及び祝日等の閉庁日を除く）。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。ただし、落札決定を留保した場合に限っては、開札後、「入札辞退届」を提出することができる。この場合、当該入札は無効とする。

8 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 落札者の決定

開札の結果、最低売却価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

ただし、落札となるべき最高の価格をもって入札した者の競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合には、落札決定を留保する。当該入札を行った者について競争参加資格を有しないことが確認された場合には、最低売却価格以上で入札した他の者（競争参加資格を有する者に限る。）のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

また、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者の競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合には、くじ引きを留保する。

10 契約不履行

落札者が令和8年12月25日（金）まで（農地法上の手続きを要する物件や、競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合で落札決定を留保する場合については、別に期限を定める。）に契約を結ばない場合には、落札は無効となり、前記7の(1)の入札保証金は国庫に帰属する。

11 契約書作成の要否等

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

12 売買代金の支払い方法

- (1) 売買契約を締結しようとするときに契約保証金を納付し、20日以内に差額を納付する方法
売買契約を締結しようとするときに契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上。契約保証金には、入札保証金を充当することができる。）を納付し、その後、売買契約締結の日を含めて20日以内（20日目が土日・祝日等、金融機関の休業日に該当する場合には、直前の営業日を期限とする。）に売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により納付する。

ただし、3月中の契約は契約保証金を売買代金に充当することができないため、売買代金全額を納付する。なお、契約保証金は、売買代金全額の納付が確認された後に落札者が指定する金融機関（一部金融機関を除く。）の預金等口座へ振り込む方法により還付する。

期限までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は国庫に帰属する。

- (2) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法
売買契約締結時に売買代金全額（売買代金には、入札保証金を充当することができる。）を納付する。

13 契約内容等の公表

- (1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに北陸財務局のホームページにおいて公表する。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北陸財務局のホームページにおいて公表する。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物の解体撤去を減価要因とした場合のその要因）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

14 個人情報の提供等

入札保証金提出書及び役員一覧等に記載された個人情報については、競争参加資格の確認のため、警察当局に提供する。

15 その他

入札者は、本公示書のほか、北陸財務局ホームページにおいて公開する入札案内書（入札要領及び国有財産売買契約書(案)等）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和8年10月1日

財務省 北陸財務局

(別紙)

令和８年度期間入札物件一覧表

(石川県内の物件)

物件番号	所在地	区分	実測数量 (㎡)	登記 地目	都市計画上の制限等 (用途地域)	建蔽率 (%)	容積率 (%)	最低売却価格 (円)
101	金沢市窪２丁目４５１番	土 地	209.36	宅地	市街化区域 (一種低層)	60	100	262,000
102	金沢市弥生３丁目２７４番１外１筆	土 地	475.63	宅地	市街化区域 (二種中高層)	60	200	32,800,000
103	七尾市中島町崎山巷４番３外１筆	土 地	661.48	宅地 田	都市計画区域外 (指定なし)	70	150	3,020,000
104	小松市向本折町ワ１５４番３	土 地 工作物	744.33 一式	宅地	市街化区域 (準工業)	60	200	13,300,000
105	白山市ハツ矢町５５４番	土 地 工作物	806.52 一式	宅地	市街化区域 (一種住居)	60	200	38,300,000
106	白山市米光町４５番外１筆	土 地	524.19	宅地	市街化調整区域 (指定なし)	60	200	3,630,000
107	羽咋郡宝達志水町今浜タ２１５番６	土 地	260.11	宅地	都市計画区域外 (指定なし)	指定 なし	指定 なし	520,000
108	鹿島郡中能登町一青ヨ１０７番１	土 地	597.45	雑種地	都市計画区域外 (指定なし)	指定 なし	指定 なし	1,900,000
109	鳳珠郡穴水町字岩車八４番１７	土 地	408.20	山林	都市計画区域外 (指定なし)	指定 なし	指定 なし	550,000

(富山県内の物件)

物件番号	所在地	区分	実測数量 (㎡)	登記 地目	都市計画上の制限等 (用途地域)	建蔽率 (%)	容積率 (%)	最低売却価格 (円)
201	富山市水橋魚野字向小畠１３４３番２	土 地	257.17	宅地	市街化区域 (一種低層)	40	60	479,000
202	高岡市岩坪字東割８７３番１	土 地	68.81	宅地	市街化調整区域 (指定なし)	70	400	226,000
203	高岡市下牧野字埋田２６６番２外２筆	土 地	337.92	宅地	市街化区域 (一種中高層)	60	200	3,380,000
204	高岡市内免１丁目３番２外１筆	土 地	257.11	宅地	市街化区域 (準工業)	60	200	3,520,000
205	高岡市伏木東一宮１１９１番	土 地	176.88	宅地	市街化区域 (一種中高層)	60	200	2,710,000
206	高岡市蓮花寺３０９番	土 地	180.57	宅地	市街化区域 (一種住居)	60	200	1,740,000
207	氷見市上泉字千田６４９番３	土 地 工作物	535.87 一式	雑種地	都市計画区域内 非線引区域 (指定なし)	60	200	8,220,000
208	黒部市天神新２９５番３	土 地	129.07	宅地	都市計画区域内 非線引区域 (近隣商業)	80	300	3,380,000
209	射水市川口宮袋入会地字宮袋２３４番	土 地	617.22	宅地	市街化調整区域 (指定なし)	60	200	910,000

(福井県内の物件)

物件番号	所在地	区分	実測数量 (㎡)	登記 地目	都市計画上の制限等 (用途地域)	建蔽率 (%)	容積率 (%)	最低売却価格 (円)
301	福井市月見町２６８番４９	土 地	84.35	宅地	市街化区域 (準工業)	60	200	152,000
302	大野市２２０字３７番６	土 地	130.24	宅地	都市計画区域内 非線引区域 (近隣商業)	80	300	113,000
303	あわら市花乃杜３丁目７０８番３７	土 地	170.25	宅地	都市計画区域内 非線引区域 (一種低層)	50	80	1,430,000
304	坂井市三国町水居２６字１番１０外１筆	土 地	694.14	雑種地	都市計画区域内 非線引区域 (指定なし)	60	200	750,000

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読するほか、入札案内書の内容を十分に理解した上で入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状及び委任者の印鑑証明書を提出してください。

第4条 入札者は、北陸財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用封筒に入れた上で封をし、その他の入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（令和8年10月22日（木）午前8時30分から令和8年11月6日（金）午後5時15分まで（必着）、正午～午後1時00分、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く）に北陸財務局管財部（国有財産売却担当）あて、簡易書留郵便による郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札関係書類とは以下のものをいいます。

- (1) 入札書を入れて封をした入札書提出用封筒
- (2) 入札保証金提出書
- (3) 保管金受入手続添付書を貼付した入札保証金振込証明書
- (4) 役員一覧（法人による入札の場合のみ必要）
- (5) 委任状及び委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ必要）

3 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を、北陸財務局から交付を受けた入札保証金振込依頼書を用いて、北陸財務局の預金口座（北陸銀行金沢支店 当座:5121090）に振り込んでください。

2 1通の入札保証金振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書の2枚目）、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更（入札保証金の追加納付を除く。）はできません。

第6条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないように記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した金融機関（一部金融機関を除く。）の預貯金等口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還口座欄に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。ただし、競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合で、落札決定を留保する場合に限っては、開札後、「入札辞退届」を提出することができます。この場合、当該入札は無効とします。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- (2) 入札書に、入札者の住所、氏名の記入のないもの、若しくは不明瞭なもの
- (3) 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの、若しくは不明瞭なもの
- (4) 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- (5) 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- (6) 第4条に規定する入札保証金提出書の提出のないもの
- (7) 第4条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの、若しくは保管金受入手続添付書の貼付がないもの

- (8) 個人により入札する場合、入札保証金提出書に生年月日の記入がないもの
- (9) 法人により入札する場合、第4条に規定する役員一覧の提出のないもの
- (10) 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- (11) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (12) 入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付がない入札をしたもの
- (13) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は別紙参照）
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの（暴対法第2条第2号等は別紙参照）

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。落札者（購入者）は、落札後（購入後）においても、暴力団及び警察当局から排除要請がある者であってはなりません。

- ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良なる風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

- ② 次のいずれかに該当するとき

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- ③ ①～②の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

- (15) 第4条に規定する受付期限後に入札したもの
- (16) 開札後、「入札辞退届」を提出したもの（競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合で、落札決定を留保する場合に限る。）
- (17) 入札関係書類等に虚偽の記載等があるもの
- (18) その他入札執行官等において入札関係書類を不完全と認めたもの

第9条 開札は、国有財産売却公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、「入札保証金振込依頼書の本人控」の提示を求める等により本人確認を行います。

第10条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第 1 1 条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後、速やかに北陸財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第 1 7 条第 1 項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。第 1 7 条第 1 項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第 1 2 条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 2 4 年法律第 2 2 8 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和 5 5 年政令第 2 6 0 号）第 1 1 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第 1 3 条 入札保証金は、落札者を除き、第 6 条第 2 項に規定する方法により速やかにこれを還付します。

ただし、落札決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件における入札参加者の入札保証金については、「入札辞退届」を提出する者を除き、還付を留保します。

なお、落札者の入札保証金は、第 1 5 条に定める売買代金及び契約保証金に充当できます。

第 1 4 条 落札者が令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）まで（農地法上の手続きを要する物件や、落札決定を留保した場合については、契約期限を別に定めます。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第 1 5 条 落札者は、契約を締結しようとするとき、以下のいずれかの方法により、売買代金の全額又は契約保証金を納付しなければなりません。

- (1) 契約保証金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上（円未満切上）に相当する金額を、北陸財務局の指定する預金口座（入札保証金を納付する口座とは別の口座）へ振り込む方法により納付する。
- (2) 売買代金全額を北陸財務局の指定する金融機関の口座（入札保証金を納付する口座とは別の口座）へ振り込む方法により納付する。なお、金融機関口座への納付以外の方法を希望する場合は、あらかじめ北陸財務局へ申し出るものとする。

第 1 6 条 前条第 2 号の契約保証金は、売買代金に充当します。なお、3 月中の契約は契約保証金を売買代金に充当することができないため、契約保証金は売買代金全額の納付が確認された後に第 6 条第 2 項に規定する方法と同様の方法により還付します。

第 1 7 条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を北陸財務局のホームページに公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 8 0 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第 1 1 条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第 1 8 条 本要領に定めのない事項は全て会計法規の定めるところによって処理します。

以上

(別紙)

予算決算及び会計令（抄）

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

国有財産法（抄）

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

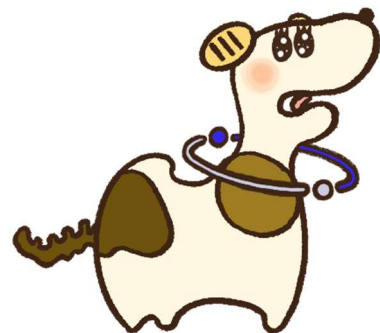
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

M E M O



入札書等記載要領

➤ 入札書	 P 28～29
➤ 入札保証金提出書	 P 30～31
➤ 入札保証金振込依頼書	 P 32
➤ 役員一覧	 P 33
➤ 委任状	 P 34

入札書等の作成に当たっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆不可）を御使用の上、必ず、この記載要領に基づき作成してください。

《代理人による入札について》

入札書等を入札者本人名義で作成できない場合に限り、代理人による入札が必要となります。

代理人により入札する場合には、「入札書」及び「入札保証金提出書」の入札者欄への入札者名の記名のほか、代理人欄への記名が必要です。

また、「委任状」及び「入札者（委任者）の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）」の提出が必要です。

なお、入札者本人が入札書等を作成している場合で、かつ、次の例示のような場合には、代理人をたてる必要はありません。

- ・ 入札者に代わって、入札書等を郵送・持参する場合や、開札へ出席する場合。
- ・ 入札者が法人の場合で、その社員が、入札書等を郵送・持参する場合や開札へ出席する場合。
- ・ 共有名義で入札する場合で、共有者のうちの一人が、入札書等を郵送・持参する場合や、開札へ出席する場合。

【記載方法等に関するお問合せ先】

※ 御不明な点がありましたら、以下までお問い合わせください。

北陸財務局管財部（国有財産売却担当） 076-292-7875（直通）

入札関係書類作成概要

入札書の作成（２８～２９ページ参照）

- 入札者の住所・氏名を記載。
- 物件番号・物件の所在を記載。
- 入札金額を算用数字で枠内に記載（頭には¥マークをつける）。
- 記載内容を書き損じたときは、新たな用紙に書き直し（予備用紙は巻末に添付）。
- 入札書をピンク色封筒（入札書提出用封筒）に封入。

入札保証金提出書の作成（３０～３１ページ参照）

- 入札者の住所・氏名（フリガナ）・電話番号を記載。
- 個人による入札の場合には、性別・生年月日を記載。
- 振り込んだ入札保証金額を記載。
- 落札できなかった場合などにおける、入札保証金の返還口座を記載。
- ２枚目に保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書の２枚目）（財務局提出用：取扱金融機関の領収印が押印されたもの）を貼付。

法人による入札の場合：役員一覧の作成（３３ページ参照）

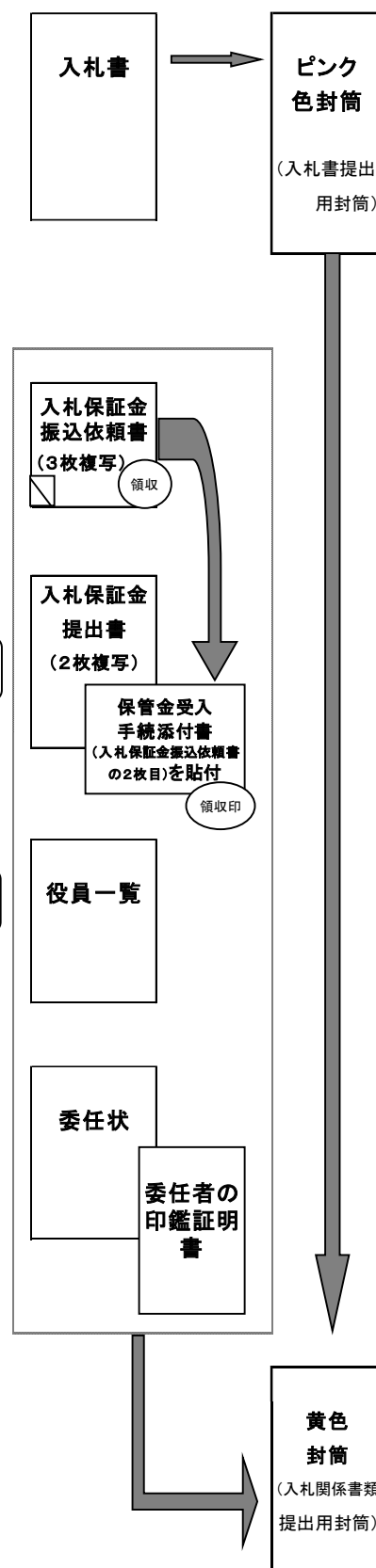
- 法人名、物件番号を記載。
- 役員全員の役職名・氏名（フリガナ）・性別・住所・生年月日を記載。

代理人による入札の場合：委任状の作成（３４ページ参照）

- 代理人の住所・氏名・電話番号を記載。
- 委任年月日を記載。
- 委任者の住所・氏名・電話番号を記載し、実印を押印。
- 委任者の印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）を添付。

提出

- 黄色封筒（入札関係書類提出用封筒）に入札者の住所・氏名・電話番号を記載。
- 開札結果通知の送付希望先が、入札者の住所・氏名と異なる場合に限り、送付先欄の住所・氏名・電話番号を記載。
- 黄色封筒（入札関係書類提出用封筒）に下記書類（作成等済のもの）を封入。
 - ・ ピンク色封筒（入札書提出用封筒：入札書封入済）
 - ・ 入札保証金提出書（２枚複写：保管金受入手続添付書貼付済）
 - ・ 役員一覧（法人による入札の場合のみ）
 - ・ 委任状、委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ）



入札書①（単名で入札する場合）

入 札 書(期間入札)

北陸財務局長 殿

入札者 住所
氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
北陸株式会社
代表取締役 北陸 太郎

代理人 住所
氏名

入札物件一覧表(20 ページ)を参考に記載

物 件 番 号			物 件 の 所 在									
〇	〇	〇	〇〇市〇〇町〇番〇									
金 額				億		百万			千			円
			¥		,	〇	,	〇	〇	,	〇	〇

- ・「¥マーク」を記載。
- ・「入札保証金の20倍を超える金額」、「最低売却価格に達しない金額」は無効。

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書(案)を承知の上、上記のとおり入札します。

- 注) 1 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額として記載してください。
- 2 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には、入札物件一覧表の物件番号欄に記載された番号を記載してください。
- 4 物件の所在欄には、入札物件一覧表の所在地を記載してください。
- 5 住所及び氏名は、住民票又は法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 6 代理人によって入札するときは、本人の住所・氏名のほか、代理人の住所・氏名を記載してください。
また、委任状及び入札者(委任者)の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を提出してください。
- 7 金額は、算用数字ではっきりと記載してください。
また、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 8 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

※ 予備用紙は、巻末に添付(コピー可)

入札書②（共有名義で入札する場合）

入 札 書(期間入札)

北陸財務局長 殿

入札者 住所 氏名 代理人 住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 北陸 次郎 持分 2 分の 1 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 北陸 三郎 持分 2 分の 1
------------------------------------	--

- ・ 持分を必ず記載。
- ・ 共有者多数により本書類(1枚)に書き切れない場合には、別途、他の共有者が住所・氏名を記載した適宜(任意)の用紙を作成の上、本書類とホッチキス止め等すること。

物件番号	
〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇

入札書③（代理人による入札の場合）

入 札 書(期間入札)

本人が入札書を作成できない場合に限り、代理人による入札となる。
（本人が入札書を作成できる場合には、代理人による入札とする必要はない。）

北陸財務局長 殿

入札者 住所 氏名 代理人 住所 氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 北陸 四郎 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 石川 花子
---	---

- ・ 「委任状」、委任者の「印鑑証明書」が必要。
- ・ 入札保証金提出書にも代理人名等を記載。

物件番号	
〇 〇 〇	

入札保証金提出書① ※入札保証金返還口座が「ゆうちょ銀行」以外の場合

(1 枚目)

入札保証金提出書

北陸財務局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入
札
者

〒 〇〇〇—〇〇〇〇

(TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ ホクリカブシカイシャ

氏 名 北陸株式会社

代表取締役 北陸 太郎

- ・ 入札書の入札者欄と同一名義。
(本記載例は法人の場合)
- ・ 生年月日・性別は、個人の場合には、必ず記載。
- ・ フリガナは、個人の場合には氏名を、法人の場合には法人名を記載。

性 別 男・女 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します

- ・ 振込金額(入札保証金額)を記載。
※入札金額ではない。

物 件 番 号		
〇	〇	〇

振 込 金 額	
¥	〇,〇〇〇,〇〇〇

※整理番号

※令和 年度第 号

長確認欄

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名	〇 〇	銀行・信用金庫・その他()
		〇 〇	本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行 記号・番号	記載不要 右詰めで記入してください。	
	口座名義人 氏 名	(フリガナ) ホクリカ 北陸株式会社 ・正確に記載	
※法人の場合は、代表者名の記載は不要です。			

入札保証金提出書② ※入札保証金返還口座が「ゆうちょ銀行」の場合

(1 枚目)

入札保証金提出書

北陸財務局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒 〇〇〇—〇〇〇〇

(TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

入
札
者

フリガナ ホクリク ジロウ
氏 名 北陸 次郎

- ・ 入札書の入札者欄と同一名義(本記載例は個人の場合)。
- ・ 生年月日・性別は、個人の場合には、必ず記載。
- ・ フリガナは、個人の場合には氏名を、法人の場合には法人名を記載。

性 別 男・女 生年月日 大正 昭和 平成 〇〇年〇〇月〇〇日

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

- ・ 振込金額(入札保証金額)を記載。
※入札金額ではない。

物 件 番 号

〇 〇 〇

振 込 金 額

¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇

※整理番号

※令和 年度第 号

当課長確認欄

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返
還
先

金融機関名

預金の種類

口座番号

ゆうちょ銀行

記号・番号

(フリガナ) ホクリク ジロウ

口座名義人

氏 名

北陸 次郎

記 載 不 要

・正確に記載

※法人の場合は、代表者名の記載は不要です。

右詰めで記入してください。

国有財産入札保証金		振込依頼書（兼入金伝票）		科目	
取扱店へ のお願い		令和〇〇年〇〇月〇〇日		電 信 扱	
依頼日		北陸銀行 金沢支店		手数料	
振込先 金融機関		口座番号		千	
入金 種目		当座		百 万	
受 取 人		口座名		十 億	
ホクリクザイム		口座番号		金額	
北 陸 財 務		（フリガナ）		¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
振込依頼番号		物件番号		現金	
〇 〇 〇		〇 〇 〇		内 訳	
依頼人		個人名 又は 法人名		収納印又は振替印	
ホクリクカブシキガイシャ		様			
北陸株式会社		〒 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 （電話） 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇			
住所		〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			

入札物件一覧表（20ページ）を参考に記載

入金金額

¥マーク

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

※「ゆうちょ銀行」など一部振り込みできない金融機関があります。詳細については、各金融機関にお問い合わせください。

役員一覧 ※法人による入札の場合のみ必要

・入札書の入札者欄と同一。

役員一覧

法人名: 北陸株式会社

物件番号: 〇〇〇

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
代表取締役	〇〇 〇〇	男	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	T・S・H
	〇〇 〇〇	女		〇〇年〇〇月〇〇日
取締役	〇〇 〇〇	男	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	T・S・H
	〇〇 〇〇	女		〇〇年〇〇月〇〇日
監査役	〇〇 〇〇	男	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	T・S・H
	〇〇 〇〇	女		〇〇年〇〇月〇〇日
以下余白		男		T・S・H
		女		年 月 日
		男		T・S・H
		女		年 月 日
		男		T・S・H
		女		年 月 日
		男		T・S・H
		女		年 月 日
		男		T・S・H
		女		年 月 日
		男		T・S・H
		女		年 月 日

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合には、その者も含む)全員を記載してください。1枚に記載しきれないときは、本様式を複写等の上、別途記載してください。

委任状 ※本人が入札書を作成できない場合のみ必要

- ※ 委任状（代理人による入札）が必要な場合は、本人が入札書を作成できない場合に限りです。
- ※ 委任状様式は、巻末に添付してあります。
- ※ 委任者は必ず実印を押印してください。また、委任者の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

委 任 状

代 理 人 住 所 ○○市○○町○丁目○番地
氏 名 石川 花子
(電 話) (○○○) ○○○-○○○○

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

・入札物件一覧表(20ページ)を参照し記載。

次の国有財産の一般競争入札に関する一切の権限

物 件 番 号 ○○○

財 産 所 在 地 ○○市○○町○○番○

令和○○年○○月○○日

・入札書の入札者欄と同一
(本記載例は法人の場合)。

委 任 者

住 所 ○○市○○町○丁目○番地

氏 名 北陸株式会社 代表取締役 北陸太郎

実印

※実印(印鑑証明書:要添付)

(電 話) (○○○) ○○○-○○○○

[参考]

入 札 関 係 書 類

【主なチェックポイント】

※ 次ページ以降の【主なチェックポイント】を
参考に、提出書類を最終確認等してください。

入札関係書類【主なチェックポイント】

※ 各提出書類の記載方法につきましては、『入札書等記載要領（26～34ページ）』を御確認ください。

1. 提出書類の内容確認

● 入札書

- ☐ 「物件番号」・「物件の所在」や、「金額」・「¥マーク」を記載していますか？
- ☐ 「金額」は、桁間違いがなく、きちんと枠内に記載していますか？
 - 金額欄を書き損じたときは、新たな用紙（巻末添付）に書き直してください。
- ☐ 最後に、「金額」をもう一度確認しましたか？
 - 入札金額が「入札保証金額の20倍超」の場合や、「最低売却価格に達しない金額」の場合には、無効となります。

● 入札保証金提出書

- ☐ 「物件番号」を記載していますか？
- ☐ 「入札保証金の額（振り込んだ金額）」を記載していますか？
- ☐ 「入札保証金等の返還口座（振込先）」は、預貯金口座のとおりに記載していますか？
- ☐ 個人による入札の場合、「性別」「生年月日」を記載していますか？

● 入札保証金振込証明書（入札保証金提出書の2枚目）

- ☐ 北陸財務局所定の『保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書の2枚目の財務局提出用）』を貼り付けていますか（取扱店の領収印は押印されていますか）？

● 役員一覧（法人による入札の場合）

- ☐ 役員全員の「氏名」、「フリガナ」、「住所」、「生年月日」を正確に記載していますか？

● 委任状（代理人による入札の場合）

- ☐ 「委任者実印」の押印をしましたか？
- ☐ 「委任者の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）」を添付していますか？

提出の前に、もう一度御確認を!!

2. 名義一致の確認

● 『入札書』と『入札保証金提出書』

- ☐ 「入札者」の名義は一致していますか？
(※ 法人による入札の場合、法人名・代表者の氏名が一致していますか？)
- ☐ 「入札者」の住所は一致していますか？
- ☐ 共有名義の場合、両方とも、共有名義となっていますか？
また、持分割合も記載していますか？
- ☐ 代理人による入札の場合、両方とも、「入札者」欄と「代理人」欄を記載しましたか？

3. 入札物件の確認

- ☐ 入札する物件（の番号）に誤りはありませんか？
- ☐ 『入札書』、『入札保証金提出書』、『入札保証金振込依頼書』、『委任状（代理人による入札の場合のみ）』の「物件番号」・「物件所在地」は一致していますか？

4. 封筒の確認

● 入札書提出用封筒（ピンク色）

- ☐ 『入札書』のみの封入となっていますか？
- ☐ のり付けをきちんとしましたか？

● 郵送用封筒（黄色）

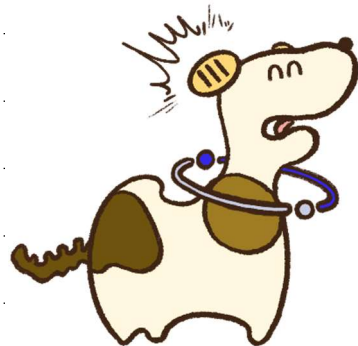
- ☐ 『入札書提出用封筒（ピンク色）』、『入札保証金提出書』、『役員一覧（法人による入札の場合のみ）』などの入札関係書類をすべて封入しましたか？
- ☐ 差出人名を記載しましたか？

5. 郵送方法の確認

- ☐ 「簡易書留」による郵送手続きをしましたか？

※ 提出書類の不備により、「無効」となる場合がありますので、十分に御注意ください。

A cartoon illustration of a dog, possibly a Weimaraner, wearing a stethoscope. The dog is white with brown patches and is looking upwards with its mouth open. The stethoscope is blue and silver. The dog is positioned in the bottom right corner of the page.



よくあるご質問【Q&A】

入札の受付に関するご質問

- 1 入札書類をインターネットから入手できるか。
- 2 過去に入手した入札関係書類を使用できるか。
- 3 印鑑証明書の提出は必要か。
- 4 役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出することでよいか。
- 5 入札者本人に代わって、親族等が入札関係書類を持参する場合に委任状は必要か。
- 6 入札書や入札関係書類を書き損じてしまったが、どうしたらよいか。
- 7 入札書を提出した後、入札を取り下げることができるか。
- 8 受付期間中の応札状況を教えてもらうことはできるか。

開札に関するご質問

- 9 開札会場には、誰でも入場できるのか。
- 10 入札に参加したが、開札結果の確認方法を教えて欲しい。
- 11 落札金額はいつ公表されるか。

契約に関するご質問

- 12 売買代金のほかに必要な費用はあるか。
- 13 所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能か。

入札の受付に関するご質問

Q1. 入札書類をインターネットから入手できるか。

A1. できません。

入札関係書類には、封筒・複写式様式が含まれていますので、北陸財務局、富山・福井財務事務所窓口で関係書類を入手してください。また、郵送（送料受取人払い）による交付も行っておりますので、北陸財務局のホームページの申込みフォームからご請求ください。なお、郵送の場合は、お手元に届くまで日数を要しますので、10月30日（金）までを受付期限としております。

Q2. 過去に入手した入札関係書類を使用できるか。

A2. できません。

制度改正等により様式が変更されている場合がありますので、入札の都度、当局が配布する最新の様式を使用してください。

Q3. 印鑑証明書の提出は必要か。

A3. 代理人による入札の場合のみ、印鑑証明書が必要になります。

Q4. 役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出することでよいか。

A4. 必ず役員一覧を提出してください。

役員一覧には、法人の登記事項証明書に記載されていない記入項目が含まれているため、必ず役員一覧を提出していただく必要があります。

Q5. 入札者本人に代わって、親族等が入札関係書類を持参する場合に委任状は必要か。

A5. 必要ありません。

また、下記事例のような場合も、委任状は必要ありません。

- (1)入札者が法人で、その社員が入札関係書類の持参や開札への参加を行う場合
- (2)共有名義での入札で、共有者の1人が入札関係書類の持参や開札への参加を行う場合

Q6. 入札書や入札関係書類を書き損じてしまったが、どうしたらよいか。

A6. 新たな用紙に書き直してください。

金額の修正は無効となりますので、書き損じた場合、新たな用紙を入手していただき、書き直してください。なお、入札書については巻末に予備用紙があります。

Q7. 入札書を提出した後、入札を取り下げることができるか。

A7. できません。

入札受付期間中であっても、理由の如何に関わらず、一度提出した入札書の取消しや内容変更はできませんので、提出前に十分な検討及び確認をお願いします。

Q8. 受付期間中の応札状況を教えてもらうことはできるか。

A8. できません。

入札件数については、一般競争入札の制度上、途中経過をお伝えすることで競争原理が働かなくなるため、お教えすることはできません。

開札に関するご質問

Q9. 開札会場には、誰でも入場できるか。

A9. できません。

入札者及びその関係者の方のみ、開札会場へ入場できます。

※開札会場への入場時に、「入札保証金振込依頼書」の本人控（3枚目：依頼人保管用）により本人確認をさせていただきます。

※入札者が法人で、その社員が開札への参加を行う場合、委任状は不要です。

Q10. 入札に参加したが、開札結果の確認方法を教えて欲しい。

A10. 入札者の方は、以下の方法により確認可能です（いずれの場合も落札者名は公表しません）。

(1)開札日に開札会場にお越しください。

(2)入札結果通知書で御確認ください（通知の到達には、数日を要する場合があります）。

※開札結果は、開札日の翌日以降に、当局のホームページにおいて落札・不調の別及び応札者数を公表します。

Q11. 落札金額はいつ公表されるか。

A11. 契約日の翌月中旬頃に当局のホームページにて公表します（それ以前の照会にはお答えしておりません）。

契約に関するご質問

Q12. 売買代金のほかに必要な費用はあるか。

A12. あります。

契約時には、売買代金とは別に、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税が必要となります。その他本契約の締結及び履行に関して必要な費用は落札者の負担となります。

Q13. 所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能か。

A13. 可能です。

売買契約締結の前に、各県所在物件の契約担当へ御相談ください。

A cartoon cow character with a stethoscope, appearing to be a doctor, located in the bottom right corner of the page. The cow is white with brown spots, has a red nose, and is wearing a blue stethoscope. It is standing on its hind legs and looking towards the left.



※ 特約条項については、入札案内書7～8ページを御確認ください。

収入
印紙

売契第 号

国 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売払人国（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要
		m ²	

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円〔うち消費税及び地方消費税相当額金 円〕とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金 円は、入札保証金より充当するものとする。

（登記嘱託請求書等）

第4条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

（特約条項）

第7条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙3）記載の内容であることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第7条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
 - 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
 - 4 第7条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第8条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

- 第9条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。
- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
 - 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

- 第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- (1) 前条に定める義務に違反したとき 金（売買代金の1割）円
 - (2) 第8条に定める義務に違反したとき 金（売買代金の3割）円
- 2 前項の違約金は第11条第4項及び第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第8条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

【契約保証金無】

(返還金の相殺)

第 15 条 甲は、第 12 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第 16 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第 17 条 乙は、本契約締結後、別紙 2 に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 18 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関する訴えの管轄は、北陸財務局（〇〇財務事務所）所在地を管轄区域とする金沢（〇〇）地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 国
(分任) 契約担当官

買受人 住所 (所在地)
氏名 (名称) 印

※ 部分は、契約時に記入する部分です（建物・工作物等に係る消費税及び地方消費税相当額については、国が算定した額を記載します）。

※ 買受人の氏名（名称）については、入札書に記載されたものと同一になります。所有権移転登記も同一の名義で行うこととなります。

【契約保証金無】

別紙 1

土地の内訳

所 在 地	登記地目	数 量	登記数量
		m ²	m ²
		m ²	m ²

建物の内訳

種 目	構 造	数 量	登 記 事 項 証 明 書 記 載 事 項				
			所在	家屋番号	種類	構造	床面積
		建 m ²					1 階 m ²
		延 m ²					2 階 m ²

工作物の内訳

種 目	構 造	数 量	備 考

立木竹の内訳

種 目	数 量	備 考

別紙 2

契約書第 17 条で記載した「別紙 2 に掲げる契約内容」は以下のとおり。

- ・所在地
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

別紙 3

（例）

- 1 契約締結時交付資料
 - ・ 物件調書（案内図、明細図含む）
- 2 物件引渡し時に交付する資料
 - ・ 土地境界確認書（原本証明）

※ 特約条項については、入札案内書 7～8 ページを御確認ください。

収入
印紙

売契第 号

国 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売払人国（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第 1 条 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要
		m ²	

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金 円 [うち消費税及び地方消費税相当額金 円] とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、本契約締結しようとするとき、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当する。

3 第 1 項の契約保証金は、第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第 1 項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第 4 条 乙は、売買代金のうち前条第 1 項に定める契約保証金の額を除いた

金 円を、甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第 5 条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙3）記載の内容であることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
- 4 第8条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したとき 金（売買代金の1割）円
- (2) 第10条に定める義務に違反したとき 金（売買代金の3割）円
- 2 前項の違約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

【契約保証金有】

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第19条 乙は、本契約締結後、別紙2に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

【契約保証金有】

(裁判管轄)

第 21 条 本契約に関する訴えの管轄は、北陸財務局（〇〇財務事務所）所在地を管轄区域とする金沢（〇〇）地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 国
(分任) 契約担当官

買受人 住所 (所在地)
氏名 (名称) 印

※ 部分は、契約時に記入する部分です（建物・工作物等に係る消費税及び地方消費税相当額については、国が算定した額を記載します）。

※ 買受人の氏名（名称）については、入札書に記載されたものと同一になります。所有権移転登記も同一の名義で行うこととなります。

【契約保証金有】

別紙 1

土地の内訳

所 在 地	登記地目	数 量	登記数量
		m ²	m ²
		m ²	m ²

建物の内訳

種 目	構 造	数 量	登 記 事 項 証 明 書 記 載 事 項				
			所在	家屋番号	種類	構造	床面積
		建 m ²					1 階 m ²
		延 m ²					2 階 m ²

工作物の内訳

種 目	構 造	数 量	備 考

立木竹の内訳

種 目	数 量	備 考

別紙 2

契約書第 19 条で記載した「別紙 2 に掲げる契約内容」は以下のとおり。

- ・所在地
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

別紙 3

（例）

- 1 契約締結時交付資料
 - ・ 物件調書（案内図、明細図含む）
- 2 物件引渡し時に交付する資料
 - ・ 土地境界確認書（原本証明）

物 件 調 書

- 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。
当該物件を単独利用（１画地利用）するものとして記載しているなど、実際の御利用に当たり必要となる事項が全て網羅されているものではありません。
- 必ず御自身において、現地の状況及び、御利用の計画によって必要となる諸規制等についての調査確認を行ってください。
- 現地確認の目的で物件の敷地内に立ち入ることは差し支えありませんが、近隣の迷惑とならないよう御留意ください。
- 物件は、現況有姿の引渡しとなります。
- 現況と、物件調書・明細図・案内図等とが相違する場合には、現況が優先します。
- 隣接地の越境関係や、道路使用等について所有者の同意等が必要な旨の記載を行っているものについては、越境が解消できることや、同意が取得できることを前提に記載したものではありませんので、御注意ください。国は、解消・同意等のための交渉や手続き等は一切行いません）。
- 物件調書に記載されている事項については、必ず、《物件調書の補足説明事項》を御確認いただくほか、規制等の詳細については、各関係機関の担当課にお問い合わせください。

御自身の利用計画において、当該物件の建物・工作物・定着物・立木竹・備品等を使用することが可能かどうか等についても、あらかじめ、調査確認（諸規制等の調査確認を含む）を行ってください。

《物件調書の補足説明事項》

- 一般的な説明事項については、物件調書への記載を省略している場合があります、下記において、補足説明事項として記載しておりますので、必ず御確認ください。
- 今回の物件に該当・関連のない記載もありますので、御注意ください。

目 次

所在地	60
住居表示	60
現況地目及び面積等	60
1 現況地目	
2 面積	
接面道路の状況	61
法令に基づく制限	62
1 都市計画法・建築基準法	62
(1) 市街化区域等	62
(2) 用途地域	63
① 用途規制	63
② 第一種・第二種低層住居専用地域における制限	65
③ 建築物の敷地面積	65
④ 建築物の各部分の高さ	65
⑤ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）	65
(3) 地域・地区	66
(4) 建蔽率	66
(5) 容積率	66
① 道路幅員による制限	66
② 地区計画等による制限	67
(6) 高度制限	67
(7) 防火指定	67
2 その他（法令に基づく制限）	68
(1) 法令等（50音順）	68
◆海岸法第8条	68
◆河川法第26条	68
◆河川法第55条	68
◆急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条・9条	69
◆漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条・〇〇（市）漁港管理条例	69
◆景観法第16条	69
◆建築基準法第6条第1項第3号	69
◆建築基準法第22条	69
◆建築基準法第39条・第40条・〇〇県〔〇〇（市）〕建築基準条例	70
◆建築基準法第41条の2	70

◆建築基準法第43条第1項・第2項	70
◆建築基準法第49条・〇〇（市）特別用途地区建築条例	71
◆建築基準法第49条の2・〇〇（市）適正な土地利用に関する条例	71
◆建築基準法第59条	71
◆建築基準法第69条・第75条	71
◆建築基準法第86条	71
◆航空法第49条〔自衛隊法第107条第2項〕・第56条の3	72
◆港湾法第37条・〇〇県港湾区域等内行為規制条例	72
◆砂防法第4条・〇〇県砂防指定地管理条例	72
◆地すべり等防止法第18条	72
◆自然公園法第20条	72
◆自然公園法第33条	73
◆森林法第10条の2・第10条の7の2・第10条の8・〇〇県林地開発行為指導要綱	73
◆森林法第25条の2・第34条・第34の2	73
◆重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第1項	74
◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条・22条	74
◆宅地造成及び特定盛土等規制法第27条・30条	74
◆津波防災地域づくりに関する法律第53条	74
◆津波防災地域づくりに関する法律第73条・第82条	75
◆電波法第102条の3	75
◆都市計画法第8条・〇〇（市）駐車場条例等	75
◆都市計画法第29条・第33条・〇〇（市）開発許可基準・要綱等	75
◆都市計画法第42条	75
◆都市計画法第43条・第29条・第34条・〇〇（市）開発許可基準・要綱等	76
◆都市計画法第53条	76
◆都市計画法第58条・〇〇（市）風致地区内建築等規制条例	76
◆都市計画法第58条の2・3・〇〇（市）地区計画等区域内建築物等制限条例、建築基準法第68条の2第1項・〇〇（市）建築基準条例	76
◆都市再生特別措置法第88条・第108条	77
◆都市緑地法第12条・第14条	77
◆都市緑地法第35条	77
◆土地改良法第43条第2項	78
◆土地区画整理法第76条・第99条	78
◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条	78
◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条	78
◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進	

に関する法律第10条・第24条・第26条	78
◆土壌汚染対策法第4条	79
◆農地法第3条・第5条	79
◆農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	79
◆文化財保護法第93条	79
◆文化財保護法第125条	80
◆文化財保護法第139条	80
◆文化財保護法第143条・〇〇（市）伝統的建造物群 保存地区保存条例	80
◆防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条	80
◆街づくり基本協定	80
(2) 条例等	81
◆〇〇県〔〇〇（市）〕建築基準条例【がけ条例】ほか	81
◆〇〇県〔〇〇（市）〕建築基準条例（敷地と道路との 関係）	81
◆駐車場適正配置条例	81
◆〇〇県〔〇〇（市）〕斜面緑地保全条例・寺社風景保 全条例・夜間景観形成条例、屋外広告物等に関する条 例等	81
◆〇〇（市）用水保全条例	81
◆〇〇（市）開発指導基準・要綱・土地対策指導要綱、 〇〇（市）環境保全条例ほか	82
◆〇〇緑地協定	82
◆〇〇県〔〇〇（市）〕地下水保全条例、地下水の採取 に関する条例、環境保全条例、水道水源保護条例	82
◆〇〇市こまちなみ保存条例	82
◆（まちなか住宅）奨励金（対象）区域、まちなか区域	82
◆その他（大規模建築物、景観、屋外広告物等）	83
私道の負担等に関する事項	83
1 私道負担	83
2 道路後退	83
供給処理施設の概要	83
1 配管等の状況	83
2 施設整備状況	83
(1) 上水道（給水）	83
(2) 下水道（排水）	84
(3) 都市ガス・LPGガス集中管理方式	84
交通機関	84
公共施設	84
参考事項（障害物・工作物等）	85
その他	85
1 北陸新幹線	85
2 ハザードマップ、津波災害特別警戒区域等	85

所在地

- 1 所在地は物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。
土地区画整理事業による仮換地指定がなされている場合には（仮換地済）と表示し、その詳細については「参考事項」欄に記載しています。
- 2 物件地番が2筆以上ある場合には、原則として、物件地番の中で最も若い地番を代表地番として記載し、代表地番以外は「外○筆」と記載しています（面積の最も大きい地番を代表地番として記載している場合もあります）。

住居表示

- 1 住居表示は、物件の住居地番（住所）を記載しています。
- 2 建物等がない物件については、住居表示が「号」まで付されていないため「〇〇街区」と記載しています。
- 3 住居表示が実施されていない場合には、所在地と同じであるため「同所」と記載しています。

現況地目及び面積等

1 現況地目

現況地目は、登記地目ではなく、次の8種類に区分の上、記載しています。

区 分	内 容
宅地	法令上、現状で建物建築が <u>可能</u> なもの
雑種地、山林、原野	法令等上、現状で建物建築が <u>不可能若しくは極めて困難</u> なもの
田、畑	<u>市街化区域以外</u> の区域に所在し、所有権移転・転用の際に <u>農地法上の許可が必要</u> となるもの（法令上、現状で建物建築が <u>不可能なものもあります</u> ので、農地法以外の規制等も必ず御確認ください）
宅地見込地	大規模な区画形質の変更を行わなければ建物建築が困難なもの
公衆用道路	現状、道路として使用されているもの

2 面積

- (1) 土地の面積については、物件の実測面積を記載しています。
- (2) 土地区画整理事業による仮換地指定がなされている物件には、従前地の面積を記載するとともに、仮換地指定面積をカッコ書きで記載しています。

接面道路の状況

※「接面道路の状況」欄では「建築基準法」を省略して「法」と記載しています。

例)・「法第42条第1項第1号道路」…建築基準法第42条第1項第1号道路を指します。

・「法外道路」…建築基準法に該当しない道路を指します。

- 1 物件に接面する通行の用に供されているもののうち、道路法又は建築基準法上の道路、里道及び公共団体管理道路を接面道路として記載しています（なお、建物等建築及び供給処理施設の引込みと関連のないものについては、接面道路の状況欄の記載を省略し、参考事項欄に内容を記載している場合があります）。
- 2 本物件調書における「建築基準法上の道路」とは、建築基準法（第3章都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途）第42条第1項各号に該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内においては6m。第2項及び第3項において同じ。）以上のもの等を指します。なお、建築物を建築する場合は、物件が建築基準法第42条に規定する道路に2m以上接しなければなりません（後述の建築基準法第43条第1項等も御参照ください）。

本物件調書における建築基準法上の道路には、以下のものがあります。

- (1) 建築基準法第42条第1項第1号道路
道路法による道路
- (2) 建築基準法第42条第1項第2号道路
都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法（第6章に限る。）による道路
- (3) 建築基準法第42条第1項第3号道路
建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道
- (4) 建築基準法第42条第1項第4号道路
道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法（第6章に限る。）による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- (5) 建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）
土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法（第6章に限る。）によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- (6) 建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）

建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、建築基準法第42条第1項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2m（建築基準法第42条第1項の規定により指定された区域内においては3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m））の線をその道路との境界線とみなします。

ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなします。

(7) 建築基準法第42条第3項道路

土地の状況によりやむを得ない場合において、特定行政庁は、建築基準法第42条第2項に規定する道路の境界線の位置を、中心線からの水平距離については1.35m以上2m未満の範囲内において別に指定することができます。

また、建築基準法第42条第2項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については、2.7m以上4m未満の範囲内において別に指定することができます。

(8) 建築基準法第42条第4項第1号道路

特定行政庁が、建築基準法第42条第1項の区域内の幅員6m未満（第1号又は第2号に該当する道にあっては、幅員4m以上のものに限る。）の道で周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて指定したものは、建築基準法第42条第1項の道路とみなします。

(9) 建築基準法外道路

建築基準法第42条に規定する道路以外の道路。

物件がこの道路にのみ接している場合、原則として建物建築はできません。

法令に基づく制限

1 都市計画法・建築基準法

（都市計画法・建築基準法については、「2 その他（法令に基づく制限）」にも一部記載）

この欄では、都市計画法・建築基準法による一般的な制限・規制等について、その概要を記載しています。

「利用計画に見合った造成・開発・建物の建築等が可能か」など、詳細については、必ず、あらかじめ各地方公共団体の担当課（建築確認担当課や都市計画担当課など）にお問い合わせください。

(1) 市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域内（非線引区域）・準都市計画区域・都市計画区域及び準都市計画区域外

都市計画法で定められた物件の区域を記載しています。

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、

都市計画区域を指定し、必要に応じてその区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めています。

「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

「市街化調整区域」は市街化を抑制すべき区域をいいます。

「都市計画区域内（非線引区域）」は、都市計画区域において、市街化・市街化調整区域の別が定められていない区域をいいます。

「準都市計画区域」は、都市計画区域が定められていない区域において、都道府県が土地利用に関して必要に応じて指定する区域をいいます。

「都市計画区域及び準都市計画区域外」は、都市計画区域が定められていない区域において、準都市計画区域に定められていない区域をいいます。

（都市計画法第5条、第5条の2、第7条）

(2) 用途地域

都市計画法で定められた物件の用途地域を記載しています。

用途地域は大きく分けて、住居系、商業系、工業系の3つに分けられ、これらの中から、その地域にふさわしいものが定められています。

（都市計画法第8条）

① 用途規制

建築基準法では、それぞれの用途地域で建築できる建築物を制限しています。

（建築基準法第48条）

用途制限の詳細のほか、都市計画区域内非線引区域の白地地域（用途地域指定なしの地域）、市街化調整区域、準都市計画区域、都市計画区域外における建築物の建築可否・用途制限等については、各地方公共団体の担当課（建築確認担当課や都市計画担当課など）にお問い合わせください。

【参考】建築物の用途制限例

用途地域		建築できるもの
住居系	第一種低層住居専用地域	住宅、一定の兼用住宅、幼稚園・小・中・高等学校、図書館、公衆浴場・診療所、老人ホーム、その他公益上必要な建築物等
	第二種低層住居専用地域	『第一種低層住居専用地域において建築できるもの』、一定の店舗等
	第一種中高層住居専用地域	『第二種低層住居専用地域において建築できるもの』、大学、病院、老人福祉センター、一定の店舗、一定の自動車車庫等
	第二種中高層住居専用地域	『第一種中高層住居専用地域において建築できるもの』、一定の店舗・事務所・貯蔵所等
	第一種住居地域	『第二種中高層住居専用地域において建築できるもの』、一定のボーリング場、一定のホテル・旅館、一定の自動車教習所、一定の工場等
	第二種住居地域	『第一種住居地域において建築できるもの』、一定のマージャン屋・ぱちんこ屋、一定のカラオケボックス等
	準住居地域	『第二種住居地域において建築できるもの』、一定の劇場・映画館、倉庫業用倉庫等
	田園住居地域	『第一種低層住居専用地域において建築できるもの』、農業生産に関する建築物等及び一定の店舗や飲食店等（農産物の販売を主たる目的とする店舗等）
商業系	近隣商業地域	「料理店・キャバレー、個室付浴場、一定の工場、一定の貯蔵所等」 以外 のもの
	商業地域	「一定の工場、一定の貯蔵所等」 以外 のもの
工業系	準工業地域	「個室付浴場、一定の工場、一定の貯蔵所等」 以外 のもの
	工業地域	「幼稚園・小・中・高等学校、大学、病院、一定の店舗、ホテル・旅館、一定のマージャン屋・ぱちんこ屋、一定のカラオケボックス、劇場・映画館、料理店・キャバレー、個室付浴場等」 以外 のもの
	工業専用地域	公衆浴場・診療所、老人福祉センター、一定の事務所、自動車教習所、一定のカラオケボックス、一定の自動車車庫、工場、貯蔵所等

② 第一種・第二種低層住居専用地域における制限

ア 建築物の高さの制限

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域においては、原則として、建築物の高さが10m又は12mまでに制限されています。

(10m又は12mのいずれかについては、都市計画で定められます。)

(都市計画法第8条、建築基準法第55条)

イ 外壁の後退距離

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の限度(1.5m又は1m)が定められる場合があります。

(1.5m又は1mのいずれかについては、都市計画で定められます。)

(都市計画法第8条、建築基準法第54条)

③ 建築物の敷地面積

用途地域においては、建築物の敷地面積の最低限度が200㎡以内の範囲で定められる場合があります。

(最低限度の数値については、都市計画で定められます。)

(都市計画法第8条、建築基準法第53条の2)

④ 建築物の各部分の高さ

ア 道路斜線制限

都市計画区域内の全ての地域において、建築物の建築に当たっては、前面道路の反対側の境界線から、建築物の敷地の上空に向かって用途地域別に定められた勾配の斜線で引かれた範囲内で建築しなければなりません。

(建築基準法第56条)

イ 隣地斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域以外の都市計画区域内においては、同様に、上方の空間を確保するため、隣地境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。

(建築基準法第56条)

ウ 北側斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域(第一種・第二種中高層住居専用地域においては日影規制の対象地を除く)においては、同様に、隣地の南側の敷地の日照・採光・通風等を保護するため、敷地北側境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。

(建築基準法第56条)

⑤ 日影による中高層の建築物の高さの制限(日影規制)

商業地域・工業地域・工業専用地域を除く都市計画区域のうち、地方公共団体が条例で定める一定の区域においては、一定規模以上の建築物の建築に当たって、周辺敷地の日照を保護するため、建築物の高さが制限されます。

なお、日影規制の適用対象区域外においても、一定規模以上の建築物で、

冬至日において日影規制の適用対象区域内に日影を生じさせるものは、適用対象区域内にある建築物とみなされ、規制の対象となります。

(建築基準法第56条の2)

(3) 地域・地区

物件が都市計画法及び建築基準法で定められた地域・地区等に所在する場合に記載しています。

開発・造成・建築等の制限については「その他」欄に記載しています。

ただし、用途地域、高度地区、防火地域、準防火地域については、それぞれ別欄に記載しています。

(都市計画法第8条・第12条の4、建築基準法第68条の2)

(4) 建蔽率

建築基準法で定められた建蔽率（地方公共団体の条例等で別に定められている場合は、その建蔽率）を記載しています。なお、立地条件や道路幅員等により制限・緩和を受ける場合があります。

(建築基準法第53条)

(5) 容積率

建築基準法で定められた容積率（地方公共団体の条例等で別に定められている場合は、その容積率）を記載しています。なお、立地条件や道路幅員等により制限・緩和を受ける場合があります。

(建築基準法第52条)

① 道路幅員による制限

物件の前面道路の幅員が12m未満の場合において、次に掲げる数値（㊦又は㊧）を物件の指定容積率（物件調書の「容積率」欄に記載している容積率）と比較し、小さい方の数値が、物件の基準容積率（容積率の上限）となります。

- ㊦ 用途地域が、第一・二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域のいずれかの場合

前面道路の幅員（単位：メートル）に $4/10$ を乗じたもの

- ㊧ 用途地域が上記以外の場合及び都市計画区域で用途地域の指定のない区域

前面道路の幅員（単位：メートル）に $6/10$ を乗じたもの

そのほか、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域においては、前面道路の幅員に乗ずる数値が別途定められている場合がありますので、特定行政庁にお問い合わせください。

物件が複数の道路に接している場合は、最も幅員の広い道路を前面道路と

して計算します。また、幅員が4 m未満の場合は、幅員4 mとして計算します。

ただし、前面道路の幅員が12 m未満の場合でも、接道の状況等により上記容積率の制限が緩和される場合がありますので、関係各機関にお問い合わせください。

計 算 例
第一種住居地域で指定容積率が200%、前面道路の幅員が4 mの場合 $4 \text{ m (前面道路の幅員)} \times 4 / 10 = 160\%$ $200\% > 160\% \rightarrow \text{基準容積率 } 160\%$

② 地区計画等による制限

物件が都市計画法等で定められた地区計画（地域・地区・区域）等に所在することにより制限される建蔽率・容積率と、建築基準法で定められた建蔽率・容積率（物件調書の「建蔽率」「容積率」欄に記載している建蔽率・容積率）をそれぞれ比較し、小さい方の数値がその物件の建蔽率・容積率の上限となります。なお、地区計画等の詳細については、関係各機関にお問い合わせください。

(6) 高度制限（第○種高度地区・最高限高度地区・最低限高度地区）

高度地区とは、都市計画で定められた用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められる地区です。

（都市計画法第8条、建築基準法第58条）

(7) 防火指定

市街化区域の防災を図るため防火地域及び準防火地域が定められ、建築物の構造や規模について規制がなされています。

（都市計画法第8条、建築基準法第61条）

地 域	建築物の用途、規模、構造	要求される構造
防 火 地 域	階数 3 以上又は延べ面積 100 m ² を超える建築物	耐火建築物
	その他の建築物	耐火又は準耐火建築物
準防火 地 域	階数 4 以上（除く地階）又は延べ面積が 1,500 m ² を超える建築物	耐火建築物
	延べ面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下の建築物	耐火又は準耐火建築物
	階数 3（除く地階）の建築物	耐火又は準耐火建築物、政令で定める技術的基準に適合する建築物（延べ面積 500 m ² 以下）
	木造建築物等	

2 その他（法令に基づく制限）

この欄では、造成・開発・建物の建築等に制限が課されるその適用法令等（概要）を記載しています。

造成・開発・建物の建築等に当たっては、利用用途によって、本物件調書に記載していない制限を更に受ける場合や、都市計画法・建築基準法・条例等により指導がなされる場合がありますので、**「利用計画に見合った造成・開発・建物の建築等が可能か」など、詳細については、必ず、あらかじめ各地方公共団体の担当課（建築確認担当課や都市計画担当課など）にお問い合わせ**ください。

なお、条例名については、一部略称等としているものもありますので、御注意ください。

(1) 法令等（50 音順）

◆海岸法第 8 条（海岸保全区域における行為の制限）

海岸保全区域内において施設の新設等や土地の掘削等を行う場合には、海岸管理者（都道府県知事等）の許可が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（海岸保全担当課など）若しくは各県港湾事務所担当課にお問い合わせください。

◆河川法第 2 6 条（河川区域）

河川区域内において工作物の新築や除却等を行う場合には、河川管理者（国土交通大臣等）の許可が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各河川区域の管理者（地方整備局各河川国道事務所河川管理課など）にお問い合わせください。

◆河川法第 5 5 条（河川保全区域における行為の制限）

河川保全区域内において工作物の新築等や土地の掘削等を行う場合には、河川管理者（国土交通大臣等）の許可が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各河川区域の管理者（地方整備局各河川国道事務所河川管理課など）にお問い合わせください。

◆**急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条（行為の制限）、同法第9条（土地の保全等）**

急傾斜地崩壊危険区域内において施設・工作物の設置や掘削等を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となる場合があります（なお、後述の建築基準法第39条等も御参照ください）。

また、同危険区域内の土地の所有者は、同法第9条の規定に基づき、土地の維持管理について、急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければなりません。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条及び〇〇（市）漁港管理条例（漁港区域内における行為の制限）**

漁港の区域内において工作物の建設等や土砂の採取等を行う場合には、漁港管理者（都道府県知事若しくは各市町村長）の許可等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（漁港管理担当課など）にお問い合わせください。

◆**景観法第16条（景観計画区域）**

景観計画区域内において、建築物・工作物等の新築等を行う場合には、景観行政団体の長に行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等の届出が必要となります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（景観担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**建築基準法第6条第1項第3号（知事指定区域）**

都道府県知事が指定する区域内において、建築物を建築しようとする場合には、建築確認等が必要となります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**建築基準法第22条（屋根不燃化の指定区域）**

「防火・準防火地域以外の市街地のうち、特定行政庁が指定する区域内」における建築物については、屋根の構造について一定の制限を受けます。

◆**建築基準法第39条（災害危険区域内における建築物の建築に関する制限）、同法第40条（条例による制限の附加）及び〇〇県〔〇〇（市）〕建築基準条例**

災害危険区域内（急傾斜地崩壊危険区域内など）における居室のある建物等建築については、法第39条の規定及び、法第40条に基づく各地方公共団体の建築基準条例の規定に基づき、原則として不可となっています。

なお、当該建物・基礎等の構造が鉄筋コンクリート造等である場合や、急傾斜地崩壊防止工事の施工により当該建物が被害を受けるおそれがない場合など、安全上及び避難上支障がないと認められる場合は、例外として建物等建築が可能となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**建築基準法第41条の2（適用区域）**

法第3章（第8節を除く）の規定〔法第42条（道路の定義）、法第43条（接道義務等）など〕については、都市計画区域及び準都市計画区域に限り、適用されます（都市計画区域外については、適用の対象外となります）。

なお、都市計画区域外であっても、条例などにより、建築物に関する制限を受ける場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**建築基準法第43条第1項・第2項（接道義務等）**

法第42条の規定に基づく「道路」に2m以上接していない土地においては、原則として建物等建築はできません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には適用されません。

第1号 その敷地が幅員4m以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの（建築審査会の同意は不要）。

第2号 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**建築基準法第49条及び〇〇（市）特別用途地区建築条例（特別用途地区における建築物の制限等）**

特別用途地区内においては、都市計画法で定められた用途地域内での規制のほかに、地方公共団体の条例により、建築物の用途が制限される場合があります（一定の大規模集客施設のほか、住宅等の建築が不可などの用途制限もあります）。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）にお問い合わせください。

◆**建築基準法第49条の2及び〇〇（市）適正な土地利用に関する条例（特定用途制限地域における建築物の制限等）**

特定用途制限地域内においては、都市計画法で定められた用途地域内での規制のほかに、地方公共団体の条例により、建築物の用途が制限される場合があります（一定規模の店舗、事務所等のほか、共同住宅等の建築が不可などの用途制限もあります）。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）にお問い合わせください。

◆**建築基準法第59条（高度利用地区）**

高度利用地区内においては、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限が定められる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）にお問い合わせください。

◆**建築基準法第69条、同法第75条（建築協定）**

市町村の条例により定められた区域において、特定行政庁の認可を受けた建築協定は、認可の公告の日以後土地の所有者等になった者に対してもその効力が及ぶもので、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について制限がなされる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）にお問い合わせください。

◆**建築基準法第86条（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）**

総合的な設計によって建築されるもので、特定行政庁が各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認可又は許可したものについては、厳格な敷地単位ではなく、一敷地内にあるとみなし、容積率、建蔽率、接道等の一定の建築制限を一体として適用することができる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）にお問い合わせください。

◆**航空法第49条〔自衛隊法第107条第2項〕、同法第56条の3（高さ制限）**

飛行場周辺の一定の範囲内においては、航空機の安全な離着陸等に係る制限表面の上に出る高さの建物等建築が禁止されています。なお、仮設物の設置等に当たっては、承認が必要となる場合があります。

また、拠点空港及び地方管理空港のうち政令で定める空港の延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはなりません。

詳しくは、入札物件の近接する各県各空港事務所（出張所）若しくは、防衛省近畿中部防衛局各防衛事務所や各基地などにお問い合わせください。

◆**港湾法第37条及び〇〇県港湾区域等内行為規制条例（港湾区域又は港湾隣接地域内の工事等の許可）**

港湾区域内又は港湾隣接地域内において施設の建設等を行う場合には、港湾管理者（都道府県知事等）の許可が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（港湾管理担当課など）若しくは各港湾事務所担当課にお問い合わせください。

◆**砂防法第4条及び〇〇県砂防指定地管理条例（砂防指定地内における行為の制限）**

砂防指定地内において工作物の新築等や土地の掘削等を行う場合には、都道府県知事等の許可が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（砂防担当課など）にお問い合わせください。

◆**地すべり等防止法第18条（行為の制限）**

地すべり防止区域内において施設・工作物の新築等やのり切等を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**自然公園法第20条（特別地域）**

国立公園や国定公園の特別地域において、工作物の新築等や土地の形状変更のほか、木竹の伐採や土石の採取などの行為を行おうとする場合には、国立公園については環境大臣の許可、国定公園については都道府県知事の許可が必要となります。

また、道路後退・敷地境界線後退のほか、工作物の高さや建築面積（建蔽率・容積率）等の制限などがあり、立地・区域や利用内容・用途等によっては、建物等建築が不可となる場合もあります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（自然公園保護担当課など）若しくは、各県自然公園保護担当課又は土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆自然公園法第33条（普通地域）

国立公園又は国定公園の区域のうち、特別地域及び海城公園地区に含まれない普通地域において、環境省令で定める基準を超える工作物の新築等や土地の形状変更のほか、土石の採取などの行為を行おうとする場合には、国立公園については環境大臣への届出、国定公園については都道府県知事への届出が必要となります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（自然公園保護担当課など）若しくは、各県自然公園保護担当課又は土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆森林法第10条の2（開発行為の許可）、同法第10条の7の2（所有者となった旨の届出）、同法第10条の8（伐採及び伐採後の造林の届出）及び〇〇県林地開発行為指導要綱（小規模林地開発行為の届出等）

地域森林計画対象の森林において、開発行為を行う場合には、開発指導要綱等に基づく届出等が必要となる場合があります。なお、林地開発を行う面積が1ヘクタールを超える場合には、法第10条の2の規定に基づく都道府県知事の許可が必要となります。

また、地域森林計画対象の森林（民有林となった場合に地域森林計画の対象となる森林）において新たに当該森林の土地の所有者となった場合には、法第10条の7の2の規定に基づく届出が必要となるほか、立木を伐採する場合には、法第10条の8の規定に基づく届出が必要となります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（森林保全担当課など）若しくは各県土木事務所又は農林事務所担当課にお問い合わせください。

◆森林法第25条の2、同法第34条（保安林における制限）、同法第34の2（択伐の届出等）

保安林において、指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内で択伐しようとする場合には、都道府県知事への届出が必要となるほか、立木・立竹の伐採、土石の採掘、土地の形質の変更などの行為を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

なお、保安林の種類や、行為内容等によっては、行為が認められない場合もあります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（森林保全担当課など）若しくは各県土木事務所又は農林事務所担当課にお問い合わせください。

◆重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第1項（特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出）

特別注視区域内にある土地等（その面積（建物にあっては、床面積）が200㎡を下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く）に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約（予約を含む）を締結する場合には、当事者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、氏名等を内閣総理大臣に届け出なければなりません。

◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）、同法第22条（土地の保全等）

宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成等に関する工事を行おうとする場合には、都道府県知事（指定都市又は中核市の長）の許可が必要となります。

また、同規制区域内の土地の所有者は、同法第22条の規定に基づき、宅地造成等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆宅地造成及び特定盛土等規制法第27条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）、同法第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

特定盛土等規制区域内において、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければなりません。

また、特定盛土等規制区域内において、大規模ながけ崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれがある大きな工事を行おうとする工事主は、当該工事に着手する前に都道府県知事の許可を受けなければなりません。

◆津波防災地域づくりに関する法律第53条（津波災害警戒区域）

都道府県知事は、国土交通大臣の定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができます。

詳しくは入札物件の所在する各県担当課にお問い合わせください。

◆**津波防災地域づくりに関する法律第 7 3 条、同法第 8 2 条（津波災害特別警戒区域内における特定開発行為の制限）**

津波災害特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市又は中核市の長）の許可を受けなければなりません。

また、津波災害特別警戒区域内において、制限用途の建築物の建築をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市又は中核市の長）の許可を受けなければなりません。

詳しくは入札物件の所在する各県担当課にお問い合わせください。

◆**電波法第 1 0 2 条の 3（伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出）**

伝搬障害防止区域内において、地表高 3 1 m を超える建築物・工作物の新築等を行おうとする場合には、届出が必要となります。

詳しくは、総務省北陸総合通信局にお問い合わせください。

◆**都市計画法第 8 条及び〇〇（市）駐車場条例等（駐車場整備地区）**

駐車場整備地区（条例に基づく駐車場整備地区や、商業・近隣商業地域など）においては、建物等建築の際、建物用途及び延床面積によっては、駐車場附置義務が生じる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（都市計画担当課など）にお問い合わせください。

◆**都市計画法第 2 9 条（開発行為の許可）、同法第 3 3 条（開発許可の基準）及び〇〇（市）開発許可基準・要綱等**

建物建築等の際には、開発行為の範囲・内容等によって、各市町村の開発許可基準・要綱等に基づく事前届出・協議や、法第 2 9 条の規定に基づく都道府県知事（若しくは各市町村長）の許可が必要となる場合があります。なお、許可に当たっては、法第 3 3 条の規定に基づく基準に適合する必要があるほか、埋蔵文化財等に係る試掘調査等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課や都市計画担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**都市計画法第 4 2 条（開発許可を受けた土地における建築等の制限）**

過去に開発許可を受けた開発区域内において、新たに、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建物等建築を行う場合には、都道府県知事（若しくは各市町村長）の許可が必要となります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（都市計画担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**都市計画法第43条〔開発許可を受けた土地（建物）以外の土地（建物）における建築（使用）等の制限〕、同法第29条（開発行為等の許可）、同法第34条（開発許可の基準）及び〇〇（市）開発許可基準・要綱等**

市街化調整区域においては、開発許可を受けた土地（建物）以外の土地（建物）については、法第43条の規定に基づき、原則として建物建築等（建物使用等）はできません。建物建築等（建物使用等）を行う場合には、各市町村の開発許可基準・要綱等に基づく事前届出・協議や、法第29条の規定に基づく都道府県知事（若しくは各市町村長）の許可が必要となります。なお、許可に当たっては、法第34条の規定に基づく基準に適合する必要があるほか、埋蔵文化財等に係る試掘調査等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課や都市計画担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**都市計画法第53条（都市計画施設の区域内における建築の許可）**

都市計画施設（都市計画道路、都市高速鉄道などの予定）又は市街地開発事業の区域内において、建築物の建築を行う場合には、都道府県知事（若しくは各市町村長）の許可や、敷地後退等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（都市計画担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

なお、「参考事項」欄に具体的な時期の記載のあるものを除いて、事業施行時期は未定となっています。

◆**都市計画法第58条及び〇〇（市）風致地区内建築等規制条例（風致地区内における建築等の規制）**

風致地区内において、建築物の建築や木竹の伐採等の行為を行おうとする場合には、都道府県知事（若しくは各市町村長）の許可が必要となります。

また、建物の高さ・位置や敷地・道路後退のほか、緑地率等の制限もあります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（都市計画担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**都市計画法第58条の2・3及び〇〇（市）地区計画等区域内建築物等制限条例（地区計画等の区域内における建築等の届出等）、建築基準法第68条の2第1項及び〇〇（市）建築基準条例（地区計画等の区域内における建築物の制限）**

地区計画区域内において、建築物の建築や土地の区画形質変更等を行う場合には、事前届出が必要となります。

また、建築物の用途制限、容積率の最高・最低限度、建蔽率の最高限度、敷地面積・建築面積の最低限度、壁面の位置・後退、高さ、囲障等の制限もあります。

なお、地方公共団体の条例において、地区計画における建築物等に関する制限が全て定められている場合には、事前届出が不要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（都市計画担当課など）にお問い合わせください。

◆都市再生特別措置法第88条、同法第108条（立地適正化計画）

立地適正化計画とは、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画をいい市町村が作成します。

この計画には、立地適正化計画の区域、基本方針、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等が定められます。

立地適正化計画内における、「居住誘導区域外」または「都市機能誘導区域外」で、一定規模の建物建築行為等を行う場合は、当該行為に着手する日の30日前までに、市町村長に届け出なければなりません。

◆都市緑地法第12条（特別緑地保全地区）、同法第14条（特別緑地保全地区における行為の制限）

特別緑地保全地区内においては、土地の所有者は、原則として現状のまま保全・管理を行う必要があります（建築物・工作物の新築は原則として認められません）。

また、建築物・工作物の新築等や土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合には、都道府県知事等の許可が必要となります。なお、管理奨励金制度や、土地利用の転換等不許可に係る買い取り制度等がある場合もあります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（緑地保全担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆都市緑地法第35条（緑地地域における緑化率の制限）

緑化地域内において、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築又は増築を行う場合には、敷地面積の一定割合以上の緑化（緑化率の最低限度以上）が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（緑地保全担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**土地改良法第43条第2項（権利義務の承継及び決済）**

土地改良区の管理する区域に所在する農地について、農地以外の利用を行う場合、土地改良区等への転用決済金等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各農業委員会及び各土地改良区にお問い合わせください。

◆**土地区画整理事業法第76条（換地処分までの建築行為等の制限）、同法第99条（仮換地指定に伴う従前地の使用収益の制限等）**

土地区画整理事業施行区域内において、建築物・工作物の新築等を行おうとする場合には、法第76条の規定に基づく許可が必要となるほか、所有権移転の際には権利（所有権等）変更届出書の提出が必要となる場合があります。

また、土地区画整理事業施行区域内において、仮換地の指定の効力が発生している場合には、法第99条の規定に基づき、本換地処分までの権利の種類は、従前地が所有権、仮換地が使用収益権となります（仮換地を使用し、収益することが可能ですが、従前地における使用収益権はありません）。

詳しくは、区画整理事業施行者（各地方公共団体の区画整理担当課や、各区画整理組合など）にお問い合わせください。

◆**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条（土砂災害警戒区域）**

土砂災害警戒区域においては、土砂災害を防止するために、各市町村が警戒避難体制を整備する必要があります。

◆**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条（土砂災害特別警戒区域）**

土砂災害特別警戒区域においては、各市町村が一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室）を有する建築物の構造を規制する必要があります。

◆**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条（土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の制限）、同法第24条（特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準）、同法第26条（移転等の勧告）**

土砂災害特別警戒区域内において、建築物の建築を行おうとする場合には、予定建築物の用途等によって、許可が必要となる場合があります。

また、法第24条の規定に基づく構造基準の適用や、法第26条の規定に基づく移転等の勧告を受ける場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各県土砂災害防止対策等担当課若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆**土壌汚染対策法第4条（一定規模以上の土地の形質変更等を行う場合の届出及び調査）**

一定規模以上の土地の形質変更等を行おうとする場合には、届出等が必要となる場合があります（汚染のおそれがあるものとして認められた場合には、指定調査機関による調査・報告等を命じられる場合があります）。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（土壌汚染対策担当課など）にお問い合わせください。

◆**農地法第3条（権利移転の制限）、同法第5条（転用を伴う権利移転の届出・許可）**

農地を農地のまま、所有権移転等しようとする場合には、法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります（法第3条の規定に基づく許可を受けることができる者は、いわゆる「農業適格者」に限られます）。

また、農地を農地以外のものにするために、所有権移転等しようとする場合には、法第5条の規定に基づく都道府県知事等の許可が必要となります。なお、市街化区域内の農地については、許可は必要ありませんが、農業委員会への届出が必要となります。

詳しくは、入札物件の所在する各農業委員会にお問い合わせください。

◆**農業振興地域の整備に関する法律第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）**

農用地区域内において開発行為をしようとする場合には、都道府県知事の許可等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（農業振興地域担当課など）にお問い合わせください。

◆**文化財保護法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）**

「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲内（予定区域内を含む）に含まれている場合や、近接している場合のほか、開発行為等を行う場合には、利用用途や行為・工事の内容等によって、工事等の着手の前に、届出のほか、試掘調査等が必要となる場合があります、費用負担等を要する場合があります〔試掘調査の結果、現時点において遺構（埋蔵文化財）の存在が確認されていない物件についても、利用用途や行為・工事の内容等によって、同様の手続きが必要となる場合があります〕。

また、試掘調査等の結果、遺構（埋蔵文化財）の存在が確認された物件については、保護層の確保、若しくは記録保存を目的とした発掘調査等が必要となり、費用負担のほか、調査日数を要するなどの利用制限を受ける場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各教育委員会等の担当課にお問い合わせください。

◆文化財保護法第125条（現状変更等の制限）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ文化庁長官（各地方公共団体等）の許可が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各教育委員会等の担当課にお問い合わせください。

◆文化財保護法第139条（重要文化的景観の現状変更等の届出）

法第134条の規定に基づき、重要文化的景観に選定された区域内において、重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、届出が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各教育委員会等の担当課にお問い合わせください。

◆文化財保護法第143条（伝統的建造物群保存地区）及び〇〇（市）伝統的建造物群保存地区保存条例（現状変更行為の規制）

伝統的建造物群保存地区内において建築物の新築等や、宅地の造成その他土地の形質変更などの行為を行おうとする場合には、許可等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各教育委員会等の担当課にお問い合わせください。

◆防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条（第一種区域）

自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生じる音響障害の著しい区域を第一種区域として指定することとされています。

なお、当該区域内においては、指定時に現存した住宅に対する防音工事助成制度がありますが、更地については、助成の対象外となっています。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（飛行場担当課など）若しくは、入札物件の近接する防衛省近畿中部防衛局各防衛事務所や各基地などにお問い合わせください。

◆街づくり基本協定

街づくり基本協定区域内において、建物・仮設物等建築や土地の区画形質変更のほか、青空駐車場や資材置場利用等を行う場合には、事前協議、届出が必要となります。

また、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度、高さの限度、緑化率等の制限がある場合もあります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（都市計画担当課など）にお問い合わせください。

(2) 条例等

◆〇〇県〔〇〇（市）〕建築基準条例（がけ付近の建築物の建築に関する制限、がけ崩れに対する安全処置）【がけ条例】ほか

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域など）に隣接・近接する土地及び、がけ付近の土地における建物等建築については、がけ崩れに対する安全処置が講じられている場合（がけ崩れに対して安全な擁壁により保護されている場合、擁壁の安全性確認がなされている場合のほか、一定距離の敷地後退を行う場合）などを除いて、原則として不可とされています。

なお、隣接・近接して高さ 3.0m 以上の擁壁が設置されている場合（人工がけ）などにも、当該規定は適用されます。

また、高さ 3.0m 未満の擁壁であっても、地方公共団体による安全確認の結果、擁壁から離隔等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆〇〇県〔〇〇（市）〕建築基準条例（敷地と道路との関係）

条例などにより指定する特定用途の建築物（特殊建築物）の敷地は、一定の幅員の道路に、一定の接地幅をもって接面することが必要な場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください。

◆駐車場適正配置条例

条例などにより指定する区域内においては、駐車場の新設や変更等の際、事前届出等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（交通対策担当課など）にお問い合わせください。

◆〇〇県〔〇〇（市）〕斜面緑地保全条例・寺社風景保全条例・夜間景観形成条例、屋外広告物等に関する条例等

条例などにより指定する区域内においては、建物等建築や土地の区画形質変更のほか、木竹の伐採や土砂の採取等の際、事前届出・協議が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（景観政策担当課など）にお問い合わせください。

◆〇〇（市）用水保全条例（用水保全区域）

条例などにより指定する保全用水に隣接している場合、建物等建築や木竹の伐採等の際、事前届出や敷地後退等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の水路管理等の担当課にお問い合わせください。

◆〇〇（市）開発指導基準・要綱・土地対策指導要綱、〇〇（市）環境保全条例ほか

開発行為等の許可等の手続きを要さない場合であっても、開発等（建築を含む）に当たっては、各地方公共団体の条例・指導要綱等により、事前協議が必要な場合や、制限・指導がなされる場合があります。詳しくは、各市町村担当課（建築指導課や都市計画課など）にお問い合わせください。

例）〇〇市開発指導基準、〇〇市開発指導要綱、〇〇市都市景観条例、〇〇県（市）建築基準条例

◆〇〇緑地協定

緑地協定区域内における土地等所有者は、一定の植栽義務及び、樹木の維持管理義務を課せられる場合があります。詳しくは、各市町村担当課（建築指導課や都市計画課など）にお問い合わせください。

◆〇〇県〔〇〇（市）〕地下水保全条例（地下水抑制区域）、地下水の採取に関する条例（〇〇地域）、環境保全条例（地盤沈下区域）、水道水源保護条例（〇〇地域）

指定する区域内において、地下水採取を禁止している場合があるほか、地下水を採取しようとする場合や地下水の水質保全のため、規制対象事業に該当する場合などには、届出又は許可等が必要となる場合があります。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（上水道担当課や環境保全担当課など）にお問い合わせください。

◆〇〇市こまちなみ保存条例

こまちなみ保存区域等において、建物の改築など一定の建築行為を行おうとする場合には、届出が必要となる場合があるほか、建築物の高さに制限がある場合もあります。

また、こまちなみ保存のための修理や、まちなみに調和した修景に対して、技術的・財政的な援助を受けられる場合があります。

詳しくは、各地方公共団体の担当課（景観政策担当課など）にお問い合わせください。

◆（まちなか住宅）奨励金（対象）区域、まちなか区域

奨励金（対象）区域等については、記載を省略していますので、区域・内容や認定条件等の詳細については、関係機関にお問い合わせください。

◆その他

（一定の床面積や高さを超える）建築物等の新築等の際には、《〇〇景観総合条例、〇〇（市）（都市）景観条例・〇〇（県）景観形成指導要綱等》等に基づく事前届出や行為配慮等が必要となる場合がありますが、記載を省略しています〔詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（建築確認担当課など）若しくは各県土木事務所担当課にお問い合わせください〕。

また、屋外広告物条例に基づく禁止区域及び、金沢市夜間景観形成条例に基づく照明環境形成区域（金沢市全域指定）についても、記載を省略しています（規制内容等の詳細については、各地方公共団体の担当課にお問い合わせください）。

私道の負担等に関する事項

1 私道負担

物件に接面等する私道について負担等が生じる場合（若しくは負担等が生じる可能性がある場合）や、物件内に宅地部分と区分され、現に私道として使用している土地（持分で所有する場合を含む。）がある場合などには、私道負担「有」と記載しています。

2 道路後退

建築基準法第42条第2項に基づく道路及びその他法令等によりセットバックが必要な場合は「有」等と記載しています。

供給処理施設の概要

1 配管等の状況

接面している道路上に使用可能な配線・配管がある場合に「有」と記載しています。配管位置・深さ等詳細については、各地方公共団体・関係各事業所にお問い合わせください。

なお、電気については接面道路に配線がない場合でも、引込可能である場合には「有」と記載しています。

※ 上水道加入金額、下水道受益者負担金額などについては、引込み等に当たっての一般的な負担内容であるもの（特別の負担でないもの）として、個別調書への記載を原則省略しています。

2 施設整備状況

(1) 上水道（給水）

本管が敷設されている道路等や、引込工事に係る負担の概要のほか、引込済である場合にはその旨などを記載しています。

加入金の額や、手数料等の要否のほか、引込可否、引込工事費負担などの詳細については、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（上水道課など）

にお問い合わせください（なお、上水道財産区や地元水道組合の管理の上水道に係る詳細や、権利変更届出の要否等についても、同様にお問い合わせください）。

(2) 下水道（排水）

本管が敷設されている道路等や、引込工事に係る負担の概要のほか、公共枿設置済である場合にはその旨などを記載しています。なお、公共下水道が未整備の場合、排水の放流先等について、各地方公共団体等と協議が必要な場合があります。

受益者負担金の額のほか、公共枿設置・引込可否、引込等工事費負担などの詳細や、預り枿の場合の公共枿設置等をはじめ詳細については、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（下水道課など）にお問い合わせください（なお、受益者変更申告書の提出要否についても、同様にお問い合わせください）。

(3) 都市ガス・LPGガス集中管理方式

本管が敷設されている道路等のほか、引込工事に係る負担の概要などを記載しています。

詳しくは、入札物件の所在する各地方公共団体の担当課（都市ガス担当課など）や、ガス供給等業務受託業者などにお問い合わせください。なお、個別プロパンガスの供給等の詳細については、供給業者にお問い合わせください。

交通機関

- 1 鉄道・バス等、物件からの最寄り駅・バス停を記載しています。
- 2 物件の周辺に複数の駅等が存在する場合は、一般的に利用される可能性が高いと思われるものを記載しています。
- 3 物件から最寄り駅までの徒歩による所要時間（1分80mとして算定：切上げ）が30分を超える場合には、所要時間の記載を省略しています。

公共施設

- 1 市町村役場は、住所変更手続きが可能な役場名等を記載しています。
- 2 小学校・中学校は、物件が属する通学区域の公立校名を記載しています。
（なお、一部の地域では、「中学校・学校選択制」が実施されており、通学区域外の中学校への通学を希望する場合には、それぞれの中学校の受入枠の範囲内で入学できるようになっています。詳しくは、各市町村教育委員会にお問い合わせください。）

参考事項

- 1 本欄は、前記各項目に係る補足説明のほか、敷地内の状況（越境物等）など、参考となる事項を記載しています。

また、地下埋設物等について個別に試掘調査等を実施している場合のほか、目視や過去の利用用途等により地中障害物の存在が確認・推測される場合には、その概要等を記載していますので、御留意ください。

2 乗入れの設置・道路工事、障害物等の移設、水路への架橋等について

本欄においては、乗入れや障害物等の有無についてのみ記載していますが、それぞれの移設等については、次のとおり制限等がありますので、御注意ください。

- (1) 乗入れのほか、敷地内や接面道路等に存する障害物（電柱、交通標識、カーブミラー、街路樹など）等については、設置（又は移設、拡幅等）工事承認・許可等の手続きのほか、設置（又は移設、拡幅等）工事が不可の場合や、設置（又は移設、拡幅等）工事に費用負担（個人負担）等が必要な場合があります。
- (2) 水路への架橋等についても、架橋許可等の手続きのほか、架橋が不可の場合や、架橋等の内容に制限がある場合、費用負担（個人負担）等が必要な場合があります。
- (3) 設置（又は移設、拡幅等）・利用の可否や費用負担のほか、工事承認・許可等の手続きの要否・内容等詳細については、各所有者（管理者）等にお問い合わせ・御協議ください。

その他

1 北陸新幹線

北陸新幹線の予定ルート等の詳細については、関係各機関にお問い合わせください（なお、予定ルートについては、各都市計画マスタープラン図に一部記載されている場合があります）。

2 ハザードマップ、津波災害特別警戒区域等

浸水・洪水避難地図等のハザードマップの内容・詳細（各物件が所在する区域区分等）や、津波災害警戒区域及び同特別警戒区域の指定予定等の詳細については、各地方公共団体等の防災担当課などにお問い合わせください。



個別調書目次

【石川県内の物件】

物件番号101：金沢市窪2丁目451番	・・・	89 ページ
物件番号102：金沢市弥生3丁目274番1外1筆	・・・	91 ページ
物件番号103：七尾市中島町崎山壱4番3外1筆	・・・	93 ページ
物件番号104：小松市向本折町ワ154番3	・・・	95 ページ
物件番号105：白山市八ツ矢町554番	・・・	97 ページ
物件番号106：白山市米光町45番外1筆	・・・	99 ページ
物件番号107：羽咋郡宝達志水町今浜タ215番6	・・・	101 ページ
物件番号108：鹿島郡中能登町一青ヨ107番1	・・・	103 ページ
物件番号109：鳳珠郡穴水町字岩車八4番17	・・・	105 ページ

【富山県内の物件】

物件番号201：富山市水橋魚躬字向小碓1343番2	・・・	109 ページ
物件番号202：高岡市岩坪字東割873番1	・・・	111 ページ
物件番号203：高岡市下牧野字埋田266番2外2筆	・・・	113 ページ
物件番号204：高岡市内免1丁目3番2外1筆	・・・	115 ページ
物件番号205：高岡市伏木東一宮1191番	・・・	117 ページ
物件番号206：高岡市蓮花寺309番	・・・	119 ページ
物件番号207：氷見市上泉字干田649番3	・・・	121 ページ
物件番号208：黒部市天神新295番3	・・・	123 ページ
物件番号209：射水市川口宮袋入会地字宮袋234番	・・・	125 ページ

【福井県内の物件】

物件番号301：福井市月見町268番49	・・・	129 ページ
物件番号302：大野市220字37番6	・・・	131 ページ
物件番号303：あわら市花乃杜3丁目708番37	・・・	133 ページ
物件番号304：坂井市三国町水居26字1番10外1筆	・・・	135 ページ

【参考】 地方公共団体等のお問合せ先[代表窓口]	・・・	137 ページ
--------------------------	-----	---------

物 件 調 書

【石川県内の物件】

物 件 調 査 書

物件番号		101					
所在地		石川県金沢市窪2丁目451番					
住居表示		同 所					
現況地目 及び面積等		宅地	209.36 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	451番					
	地目	宅地					
	数量	209.36m ²					
接面道路 の状況		西側 未舗装私道 幅員約 4.5～4.6 m (法第42条第1項第5号道路)					
法令に基づく 制限	建築基準法	市街化区域					
		用途地域	第一種低層住居専用地域				
		地域・地区					
		建蔽率	60%				
		容積率	100%				
		高度制限	10m				
		防火指定	指定なし				
	その他	◆建築基準法第22条(屋根不燃化の指定区域) ◆建築基準法第40条、金沢市建築基準条例(かけ崩れに対する安全処置) ◆景観法第16条(景観計画区域)、金沢市景観条例(景観計画区域—その他の区域) ◆金沢市夜間景観形成条例(住宅環境地域)、金沢市屋外広告物等に関する条例(第2種禁止地域) ◆都市再生特別措置法第88条・第108条(立地適正化計画) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) ◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条(土砂災害警戒区域)					
		*別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等 に関する事項		私道負担	—	負担の内容	下記参考事項欄参照		
		道路後退	—	負担の内容			
供給処理 施設の概要		供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無
		電 気	接面道路配線	有	—		—
		公営水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄参照		
		公共下水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄参照		
交通機関		都市ガス	接面道路配管	無	下記参考事項欄参照		
公共施設		金沢市役所(泉野市民センター)		市立富樫小学校		市立高尾台中学校	
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査に記載されている事項については、必ず、入札案内書の「物件調査の補足説明事項」を御確認ください。						
	◆境界標については、本地南側(西寄り)の1箇所は南側隣接地の石積み擁壁上部に設置、本地東側(南寄り)の1箇所は東側隣接地(水路)内に設置されています。						
	◆接面道路は、建築基準法に基づく位置指定道路(未舗装私道：指定幅員4.6m)となっており、一部現況幅員が異なっています。個人負担による道路舗装、側溝の排水機能確保等、道路に関する工事が必要となる場合があります。詳しくは、金沢市建築指導課にお問い合わせください。						
	◆位置指定道路は私道であり、現時点においては、通行料の負担はありませんが、将来、生じる可能性があります。また、上下水道の埋設配管の設置等のため私道部分を掘削する場合には、所有者の同意等が必要となり、使用料等負担が生じる可能性があります。						
	◆本地は中央付近に傾斜、南寄りに起伏があるほか、北側、東側(北寄りの一部)及び西側には擁壁(高さ最高約2.5m)が設置され、接面道路(坂路)、北側及び東側隣接地と高低差(本地が高い)があります。また、本地東側、西側(南寄りの一部)及び南側(東寄り、西寄りの一部)は斜面となっており、接面道路からの車の乗入れは現況不可となっています。						
	◆南側隣接地は、竹林(本地へ一部越境)となっています。また、南側隣接地には、石積み擁壁(高さ約2.8m、擁壁東寄り及び西寄りの一部は、本地へ越境)が設置され、本地と高低差(本地が高い)があります。なお、本地と南側隣接地との境界には土留等は設置されていません。						
	◆南側隣接地(東寄りの一部)及び東側近接地は傾斜地(現況山林)であるため、本地における、利用計画に見合った開発・建物等建築の可否については、金沢市建築指導課にお問い合わせください。						
	◆本地は、敷地内及び隣接地に高さ1m以上の擁壁があるため、建物の新築等の際には、当該擁壁から離隔等が必要となる場合があります。詳しくは、金沢市道路建設課がけ地対策室にお問い合わせください。						
	◆本地は、金沢市集約都市形成計画(立地適正化計画を包含)における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。						
	◆上水道本管及び下水道本管は、接面道路延長(北側)に敷設されており、引込みの可否や費用負担等の詳細については、金沢市企業局お客様サービス課にお問い合わせください。						
◆都市ガス本管は、北側及び北西側近接道路に敷設されており、引込みの可否や費用負担等の詳細については、金沢エナジー株式会社にお問い合わせください。							
◆東側隣接地には、水路(一部破損、本地へ一部越境)があります。							
◆接面道路の北側は、舗装私道(東寄りの一部階段)で、車の通行は困難であり、南側は未舗装私道で通行は極めて困難です。							
◆本地は竹が繁茂し、伐採した経緯や南側隣接地の現況から、本地内に竹の地下茎が存在しているほか、折れた竹や防草等シートが散見されます。							
◆本地を含む周辺地域は、金沢市水害(洪水、内水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当していませんが、該当していない区域においても浸水が発生する場合があります(詳細については金沢市発行のハザードマップを御確認ください)。							

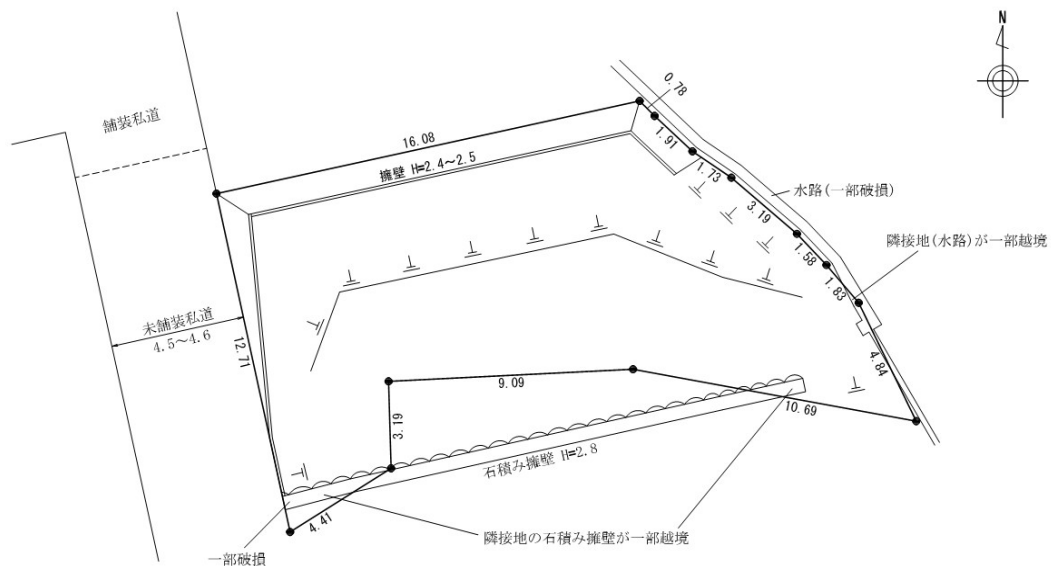
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典:地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して作成
※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



単位:メートル

物 件 調 書

物件番号 102

所在地	石川県金沢市弥生3丁目274番1外1筆					
住居表示	石川県金沢市弥生3丁目7番街区					
現況地目	宅地	475.63 m ²			工作物	—
及び面積等					立木竹	—
登記簿	地番	274番1	274番2			
	地目	宅地	宅地			
	数量	380.80m ²	94.83m ²			
記載事項	地番					
	地目					
	数量					
接面道路	東側 舗装市道 幅員約 6.7 m (法第42条第1項第1号道路)					
の状況						
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第二種中高層住居専用地域			
		地域・地区				
		建ぺい率	60%			
		容積率	200%			
		高度制限	20m			
	その他	防火指定 指定なし				
		◆建築基準法第22条(屋根不燃化の指定区域)				
		◆景観法第16条(景観計画区域)、金沢市景観条例(景観計画区域—その他の区域)				
		◆金沢市夜間景観形成条例(住宅環境地域)、金沢市屋外広告物等に関する条例(第2種禁止区域)				
◆都市再生特別措置法第108条(立地適正化計画—居住誘導区域)						
◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)						
*別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等	私道負担	無	負担の内容			
に関する事項	道路後退	無	負担の内容			
供給処理	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—	—	
施設の概要	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(40mm管)、閉栓中		
	公共下水道	接面道路配管	有	樹：敷地内		
	都市ガス	接面道路配管	有	引込済、敷地内以降個人負担		
交通機関	鉄道等	IRいしかわ鉄道 金沢駅の南方 約4.8km				
	バス	北陸鉄道路線バス 上有松停留所 徒歩6分				
公共施設	金沢市役所(泉野市民センター)		市立泉小学校		市立泉中学校	
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。 ◆本地は、病院職員宿舍跡地であり、建物解体工事を実施しています。その際、建物基礎及び杭等を撤去しています。入札参加前に北陸財務局管財部国有地売却コーナーにおいて、『杭撤去工事閲覧資料(竣工図)』を必ずご確認ください。 ◆住居表示については、現段階では未定です。詳しくは、金沢市市民課にお問い合わせください。 ◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。 ◆北東側隣接地の目隠し壁の一部が本地内に越境しています。 ◆西側隣接地は、里道(幅員約2.8m)となっています。 ◆西側隣接地(本地西側との境界)には高さ約2.0mの擁壁が設置されており、本地との高低差がある(本地が高い)ため、現状においては、里道と接道していません。 ◆本地には、定着物として、土留、本地水抜き用の暗渠管があります。 ◆東側道路向いに、金沢市営陸上競技場、南側近隣に金沢市営球技場があります。					

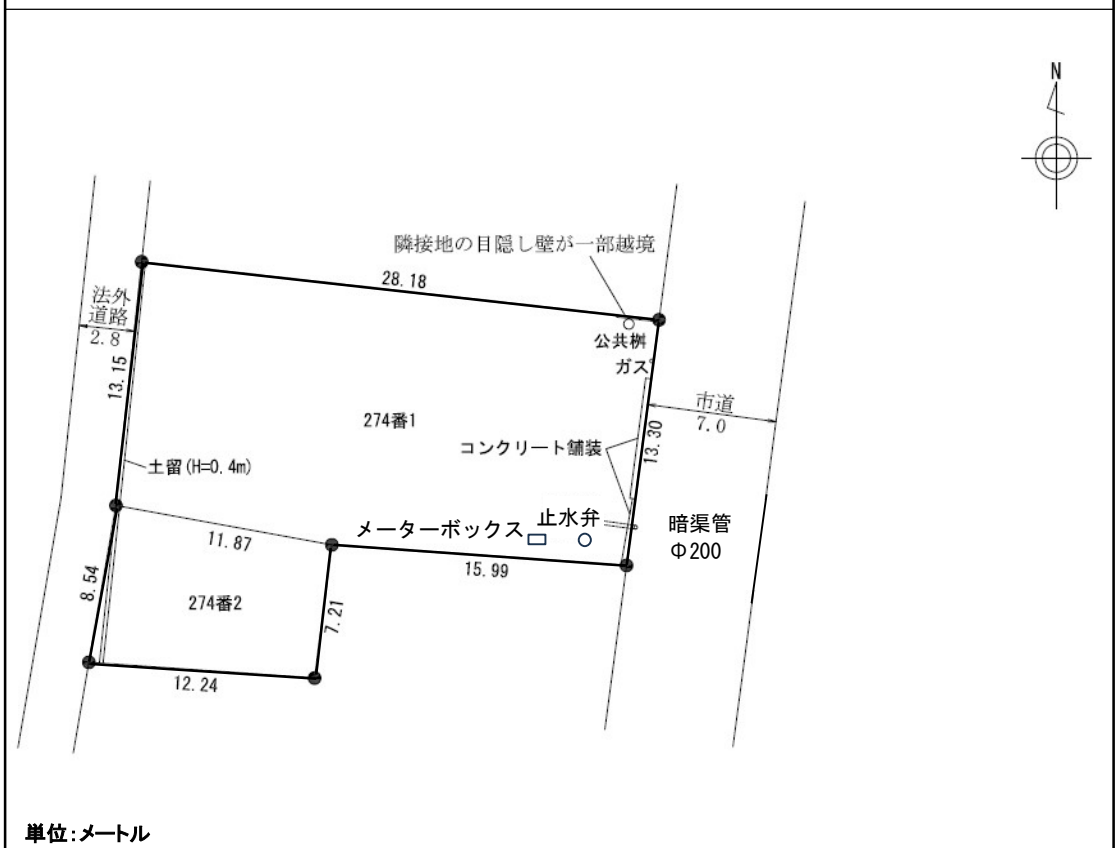
※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典:地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して作成
※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



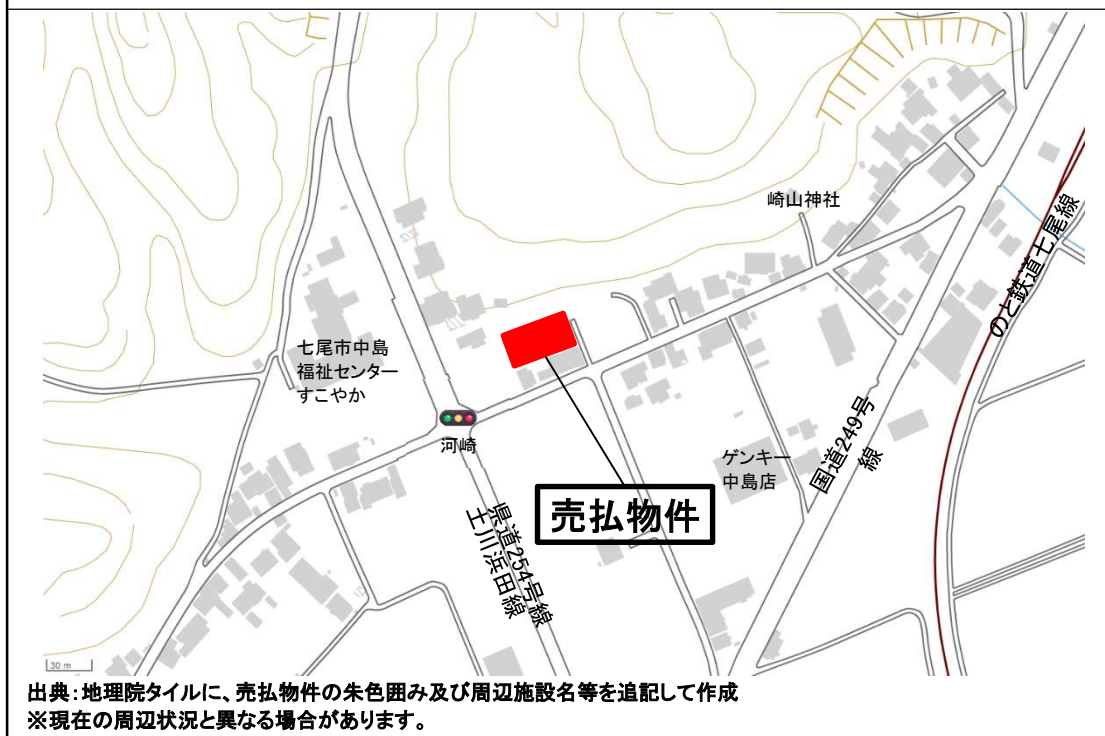
物 件 調 査 書

物件番号 103

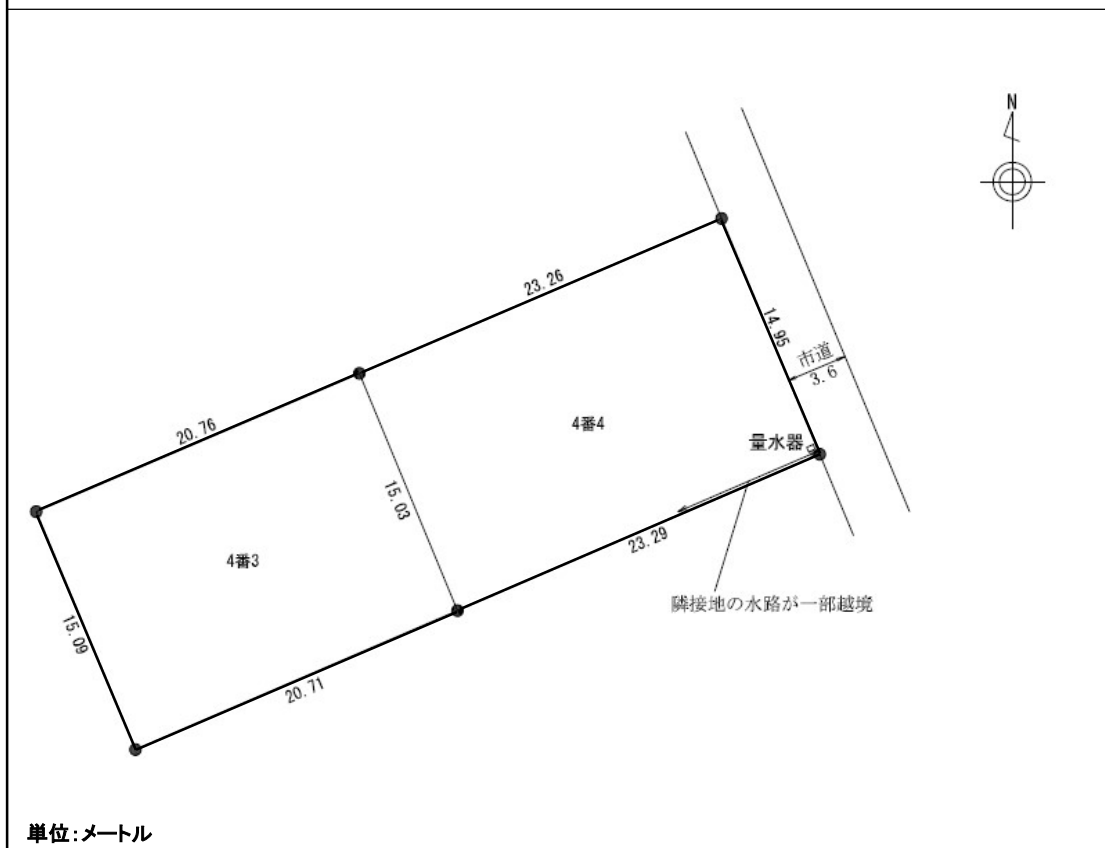
所在地		石川県七尾市中島町崎山壺4番3外1筆						
住居表示		同 所						
現況地目 及び面積等		宅地	661.48 m ²				工作物	-
							立木竹	-
登記簿	地番	4番3	4番4					
	地目	田	宅地					
	数量	312m ²	349.06m ²					
記載事項	地番							
	地目							
	数量							
接面道路		東側 舗装市道 幅員約 2.6 m (法第42条第2項道路)						
の状況								
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域外						
		用途地域	指定なし					
		地域・地区						
		建ぺい率	70%					
		容積率	150%					
		高度制限						
	その他	防火指定 指定なし						
		◆七尾市中島地区における建築物の制限に関する条例 ◆景観法第16条(景観計画区域) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) ◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条(土砂災害警戒区域)						
*別葉「補足説明事項」参照								
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	有	負担の内容 道路中心線より2m後退				
供給処理		供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
施設の概要	電気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管)、手数料等要(閉栓中)				
	公共下水道	接面道路配管	有	樹：敷地内				
	都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関		鉄道等	のと鉄道 能登中島駅の南西方 約0.5km 徒歩6分					
		バス	七尾市コミュニティバス(中島げんきバス) すこやか停留所 徒歩3分					
公共施設		七尾市 市民課(ミナ.クル2階)	市立中島小学校		市立中島中学校			
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調査の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に北陸財務局管財部国有地売却コーナーにおいて、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。							
	◆本地は、都市計画区域外に所在し、「七尾市中島地区における建築物の制限に関する条例」が適用される区域です。							
	◆本地の一部は地目が田となっていますが、すでに農地から除外されているため、農地法の適用は受けません。							
	◆本地を含む周辺地域は、七尾市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については七尾市発行のハザードマップを御確認ください)。							
	◆下水道の公共樹については、七尾市の管理(図面)上1箇所設置となっていますが、現地では確認できません。尚、下水道の引込み(公共樹の設置)については、道路本管以降、個人負担の工事が必要です。詳しくは、七尾市上下水道課にお問い合わせください。							
◆南側隣接地の水路の一部が本地内に越境しています。								

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 書

物件番号 104

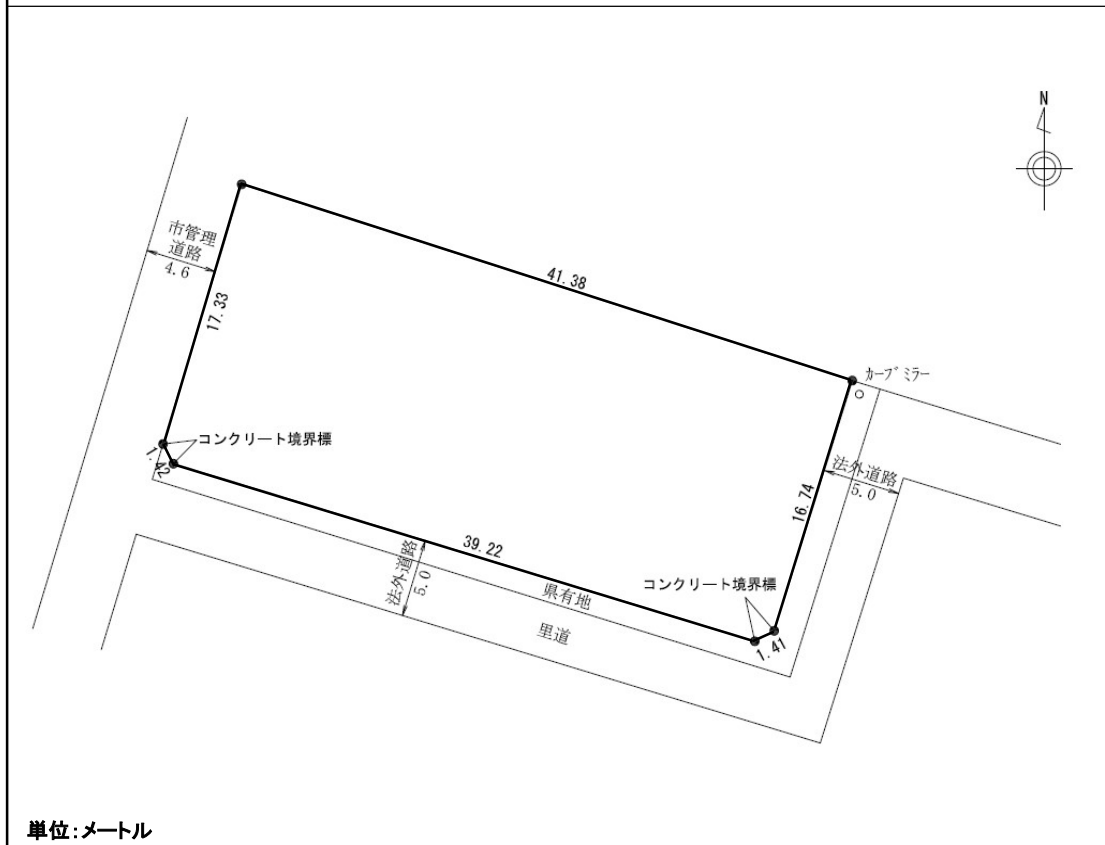
所 在 地	石川県小松市向本折町ワ 1 5 4 番 3				
住 居 表 示	同 所				
現 況 地 目	宅地	744.33㎡			工作物 一式
及び面積等					立木竹 —
登 記 簿	地番	154番3			
記載事項	地目	宅地			
	数量	744.33㎡			
接面道路 の 状 況	西側	舗装市管理道路		幅員約4.6m	(法第42条第1項第3号道路)
	南側	下記参考事項欄参照			
	東側	下記参考事項欄参照			
法令に 基づく 制限	建 築 基 準 法	市街化区域			
		用途地域	準工業地域		
		地域・地区			
		建 蔽 率	60%		
		容 積 率	200%		
		高度制限			
		防火指定	指定なし		
	そ の 他	◆都市計画法第29条(開発行為等の許可)、同法第33条(開発許可の基準)及び小松市開発許可等の基準に関する条例			
		◆小松市開発指導要綱			
		◆小松市景観条例(景観計画区域)			
◆都市再生特別措置法第108条(立地適正化計画)					
◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)					
*別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況	
	電 気	接面道路配線	有	—	
	公営水道	接面道路配管	有	本管以降個人負担、加入金等要	
	公共下水道	接面道路配管	有	引込・樹設置：小松市	
	都市ガス	接面道路配管	有	敷地内以降個人負担	
交通機関	鉄道等 バス	IRいしかわ鉄道 小松駅の南西方 約1.9km 徒歩24分 北陸鉄道加賀バス小松エリア 向本折停留所 徒歩4分			
公共施設	小松駅前行政サービスセンター		市立向本折小学校		市立松陽中学校
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。 ◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に北陸財務局管財部国有地売却コーナーにおいて、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。 ◆南側及び東側接面道路(法外道路)の一部(本地寄り)は県有地となっています。県有地は、現時点において通行料は発生していませんが、将来、発生する可能性があります。また、県有地の使用、掘削等の可否については石川県空港企画課にお問い合わせください。 ◆本地は、角地であるため、隅切りが必要となる場合があります。 ◆東側接面道路にカーブミラーが設置されています。 ◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。 ◆上水道本管、下水道本管及び都市ガス本管は、南側及び東側接面道路には敷設されていません。 ◆都市ガスの引込みについては、敷地内以降、個人負担の工事が必要です。詳しくは、小松ガス株式会社にお問い合わせください。 ◆売却物件には、本地南側のコンクリート境界標を含みます。 ◆本地を含む周辺区域は、小松市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については小松市発行のハザードマップを御確認ください)。				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 査 書

物件番号 105

所在地	石川県白山市八ツ矢町554番				
住居表示	同 所				
現況地目 及び面積等	宅地	806.52 m ²			工作物 一式
					立木竹 —
登記簿	地番	554番			
	地目	宅地			
	数量	806.52m ²			
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路 の状況	東側 舗装市道 幅員約 6.0 m (法第42条第1項第1号道路)				
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第一種住居地域		
		地域・地区			
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限			
	防火指定	準防火地域			
	その他	◆都市計画法第29条(開発行為の許可)、同法第33条(開発許可の基準)及び白山市土地開発指導要綱 ◆景観法第16条(景観計画区域) ◆白山市景観条例 ◆都市再生特別措置法第108条(立地適正化計画) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) *別葉「補足説明事項」参照			
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—	—
施設の概要	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(25mm管)	
	公共下水道	接面道路配管	有	桝:敷地内(2箇所)	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	
交通機関	鉄道等	IRいしかわ鉄道 松任駅の南東方 約0.7km 徒歩9分			
	バス	白山市コミュニティバスめぐる 南八ツ矢停留所 徒歩1分			
公共施設	白山市役所		市立松任小学校	市立松任中学校	
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調査書の補足説明事項》を御確認ください。 ◆本地については、地下埋設物の有無等の確認にかかる試掘調査を行っています。当該調査の結果資料については、北陸財務局管財部国有地売却情報コーナーにおいて閲覧可能です。なお、当該調査結果については、あくまでも試掘による推定です。 ◆南側隣接地は、里道(幅員約1.0m)となっています。 ◆東側接面道路にカーブミラー、ゴミステーション、融雪装置が設置されています。 ◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。 ◆本地を含む周辺地域は、白山市水害(洪水・内水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については白山市発行のハザードマップを御確認ください)。 ◆本地西側の土留の一部が隣接地に越境しています。 ◆架空電線が本地東側に越境しています。 ◆北西側隣接地の樹木枝葉の一部が本地内に越境しています。 ◆本地南東側には、北陸電力送配電株式会社の電柱・支線があります。 ◆本地には、定着物として、土留、フェンス、本地水抜き用の暗渠管があります。				

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物 件 調 書

物件番号	106
------	-----

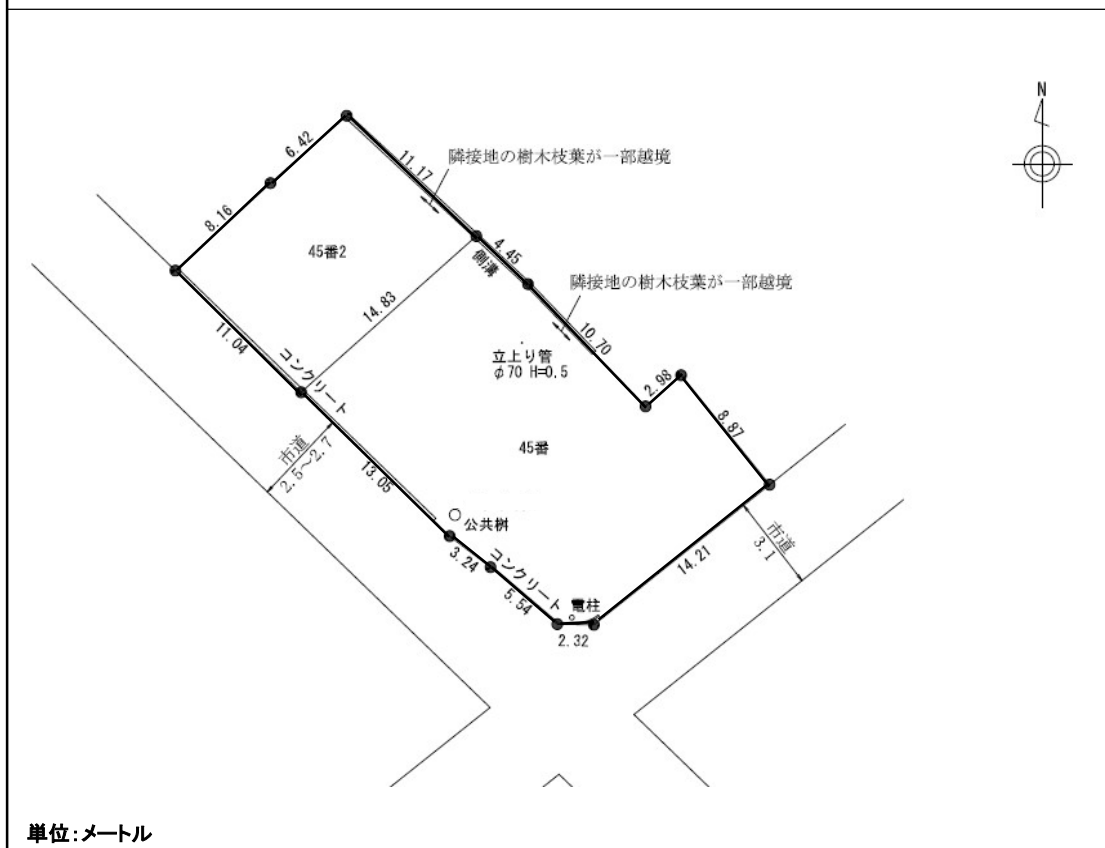
所在地		石川県白山市米光町45番外1筆						
住居表示		同所						
現況地目 及び面積等		宅地	524.19 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	45番	45番2					
	地目	宅地	宅地					
	数量	360.99m ²	163.20m ²					
	地番							
	地目							
	数量							
接面道路		南東側 南西側	舗装市道 舗装市道	幅員約 3.1 m 幅員約 2.5～2.7 m	(法第42条第2項道路) (法第42条第2項道路)			
の状況								
法令に基づく制限	建築基準法	市街化調整区域						
		用途地域	指定なし					
		地域・地区						
		建ぺい率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限						
		防火指定	指定なし					
	その他	◆都市計画法第29条(開発行為の許可)、同法第33条(開発許可の基準)及び白山市土地開発指導要綱 ◆景観法第16条(景観計画区域) ◆白山市景観条例 ◆都市再生特別措置法第88条・108条(立地適正化計画) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)						
		*別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等に関する事項		私道負担 道路後退	無 有	負担の内容 負担の内容				
		道路中心線より2m後退						
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況			施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—			—	
	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(20mm管)、閉栓中				
	公共下水道	接面道路配管	有	樹：敷地内				
	都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関		鉄道等 バス	I Rいしかわ鉄道 加賀笠間駅の南西方 約2.0km 徒歩25分 白山市コミュニティバスめぐる 米光停留所 徒歩2分					
公共施設		白山市役所		市立松陽小学校		市立笠間中学校		
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆本地内には過去井戸があり、現在埋殺しの状態となっています(本地の北側には、立上り管(φ70、H=0.5m)あり。)							
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に北陸財務局管財部国有地売却コーナーにおいて、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。							
	◆建物等建築の際には、道路中心線から2mのセットバック(後退)が必要です。							
	◆本地は、市街化調整区域に所在していますが、都市計画法に基づく許可を得た区域に所在しています(建物等の建築は可能ですが、工事内容等によっては、再度の許可等が必要となる場合があります)。							
	◆本地は、立地適正化計画における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。							
	◆本地を含む周辺地域は、白山市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については白山市発行のハザードマップを御確認ください)。							
	◆上水道については、米光町簡易水道組合管理の水道の使用が必要となります。引込みの可否や費用負担等の詳細については、米光町簡易水道組合にお問い合わせください。							
	◆北側隣接地の樹木枝葉の一部が本地内に越境しています。(2箇所)							
	◆本地北側に、隣接地とまたがる側溝があります。							
◆本地の南側には、北陸電力送配電株式会社の電柱(街灯)があります。								
◆本地南西側の一部がコンクリートとなっています。								

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 書

物件番号 107

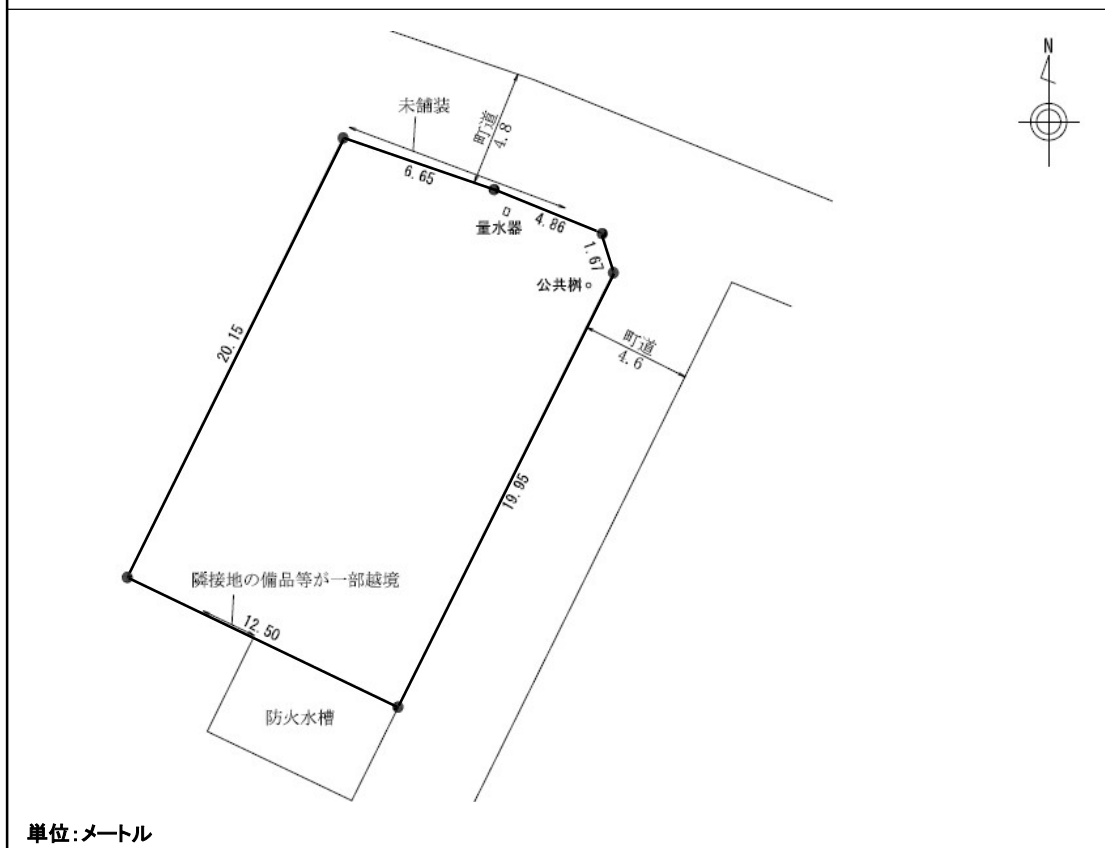
所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜タ 2 1 5 番 6				
住居表示	同 所				
現況地目	宅地	260.11 m ²			工作物 -
及び面積等					立木竹 -
登記簿	地番	215番6			
	地目	宅地			
	数量	260.11m ²			
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路	北側 舗装町道	幅員約 4.8 m		(法外道路)	
の状況	東側 舗装町道	幅員約 4.6 m		(法外道路)	
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域外			
		用途地域	指定なし		
		地域・地区			
		建ぺい率	指定なし		
		容積率	指定なし		
		高度制限			
	防火指定	指定なし			
	その他	◆いしかわ景観総合条例（のと里山海道沿線・千里浜海岸地域-特別地域）、屋外広告物（第一種禁止地域） ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）、同法第22条（土地の保全等） *別葉「補足説明事項」参照			
私道の負担等	私道負担	無	負担の内容		
に関する事項	道路後退	無	負担の内容		
供給処理	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	
	電気	接面道路配線	有	—	
施設の概要	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管)、手数料等要(閉栓中)	
	公共下水道	接面道路配管	有	樹：敷地内	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	
交通機関	鉄道等	JR西日本七尾線 宝達駅の北西方 約2.1km 徒歩27分			
	バス	宝達志水町コミュニティバス 今浜会館停留所 徒歩5分			
公共施設	宝達志水町役場		町立押水小学校		町立宝達中学校
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。 ◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に北陸財務局管財部国有地売却コーナーにおいて、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。 ◆北側接面道路の一部が未舗装となっています。 ◆本地を含む周辺地域は、宝達志水町水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当していませんが、該当していない区域においても浸水が発生する場合があります(詳細については宝達志水町発行のハザードマップを御確認ください)。 ◆南側隣接地の備品等の一部が本地内に越境しています。 ◆南側隣接地に防火水槽(無蓋型)があります。				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



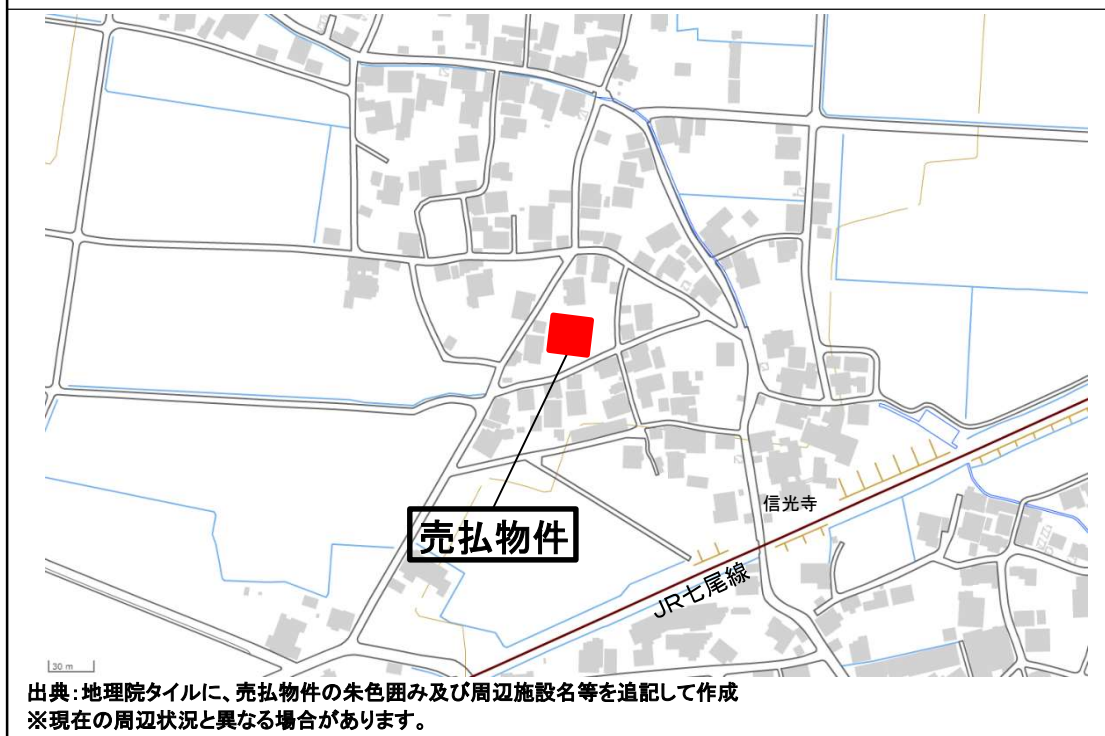
物 件 調 査 書

物件番号	108
------	-----

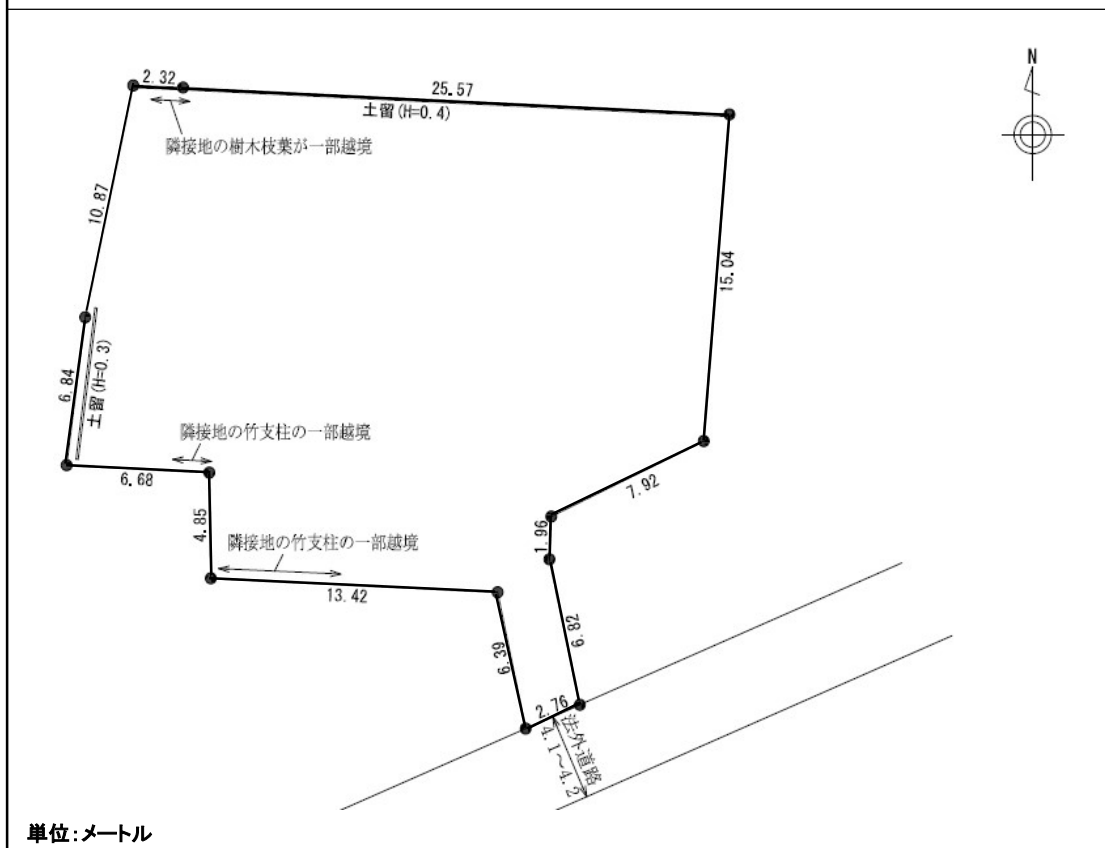
所在地	石川県鹿島郡中能登町一青ヨ 1 0 7 番 1					
住居表示	同 所					
現況地目	宅地	597.45 m ²			工作物	—
及び面積等					立木竹	—
登記簿記載事項	地番	107番1				
	地目	雑種地				
	数量	597m ²				
接面道路の状況	南側 舗装町道 幅員約 4.1～4.2m (法外道路)					
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域外				
		用途地域	指定なし			
		地域・地区				
		建蔽率	指定なし			
		容積率	指定なし			
		高度制限				
		防火指定	指定なし			
	その他	◆景観法第16条(景観計画区域) ◆建築基準法第41条の2(適用区域) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)				
		*別葉「補足説明事項」参照				
	私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
道路後退		無	負担の内容			
供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況			施設整備状況	
	電 気	接面道路配線	有	—		—
	公営水道	接面道路配管	有	道路本管以降個人負担、加入金等要		
	公共下水道	接面道路配管	有	引込・樹設置：中能登町、受益者負担金要		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		
交通機関	鉄道等バ ス	JR西日本七尾線 能登二宮駅の西方 約1.0km 徒歩13分 中能登町コミュニティバス おりひめバス 一青踊場停留所 徒歩3分				
公共施設	中能登町役場 行政サービス庁舎		町立鳥屋小学校		町立中能登中学校	
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調査書の補足説明事項》を御確認ください。					
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に北陸財務局管財部国有地売却コーナーにおいて、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。					
	◆本地は、都市計画区域外に所在するため、建築基準法第41条の2の規定により、接道状況等によらず、建物等建築が可能です(セットバック等の必要もありません)。					
	◆本地は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を得た区域に所在しています(建物等の建築は可能ですが、工事内容等によっては、再度の許可等が必要となる場合があります)。					
	◆本地を含む周辺地域は、洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については中能登町発行のハザードマップを御確認ください)。					
	◆上水道の引込みについては、道路本管以降、個人負担の工事、加入金等が必要です。詳しくは、中能登町上水道係にお問い合わせください。					
	◆北西側隣接地の樹木枝葉の一部が本地内に越境しています。					
	◆南西側隣接地の竹支柱の一部が本地内に越境しています。					
	◆本地北側と南西側には、定着物として、土留があります。					

現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 書

物件番号	109
------	-----

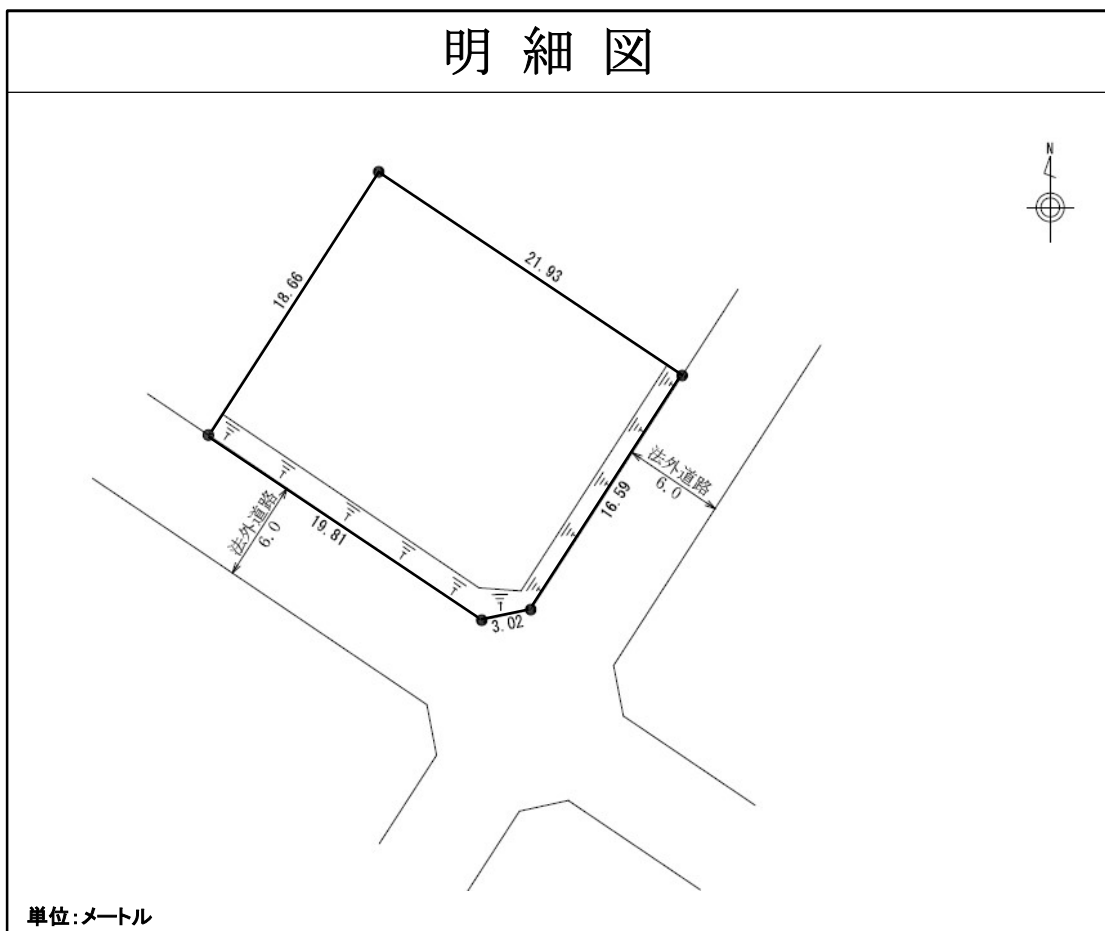
所在地		石川県鳳珠郡穴水町字岩車八 4 番 1 7							
住居表示		同 所							
現況地目 及び面積等		宅地	408.20 m ²				工作物	—	
							立木竹	—	
登記簿 記載事項	地番	4番17							
	地目	山林							
	数量	407m ²							
接面道路 の 状 況		東側	舗装私道		幅員約	6.0m	(法外道路)		
		南側	舗装私道		幅員約	6.0m	(法外道路)		
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域外							
		用途地域	指定なし						
		地域・地区							
		建 蔽 率	指定なし						
		容 積 率	指定なし						
		高度制限							
		防火指定	指定なし						
	その他	◆景観法第16条(景観計画区域)							
		◆都市再生特別措置法第88条・第108条(立地適正化計画)							
		◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)							
*別葉「補足説明事項」参照									
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容					
		道路後退	無	負担の内容					
供給処理 施設の概要		供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無		
		電 気	接面道路配線	有	—		—		
		公営水道	接面道路配管	有	地区水道加入要、敷地内以降個人負担				
		公共下水道	接面道路配管	無	浄化槽設置要				
		都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関		鉄道等 バ ス	のと鉄道 穴水駅の南東方 約11.2km 北鉄奥能登バス 穴水聖蹟園前停留所 徒歩11分						
公共施設		穴水町役場			町立向洋小学校		町立穴水中学校		
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。								
	◆前面道路(私道)は、別荘管理会社所有地であり、通行等の使用については、椿崎別荘管理事務所にお問い合わせください。								
	◆本地は、立地適正化計画における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。								
	◆本地が別荘地内に所在しているため、「能登椿崎別荘管理等契約」を締結し、管理費等が必要となります。								
	◆上水道の引込みについては、地区水道への加入金等が必要です。詳しくは、椿崎別荘管理事務所にお問い合わせください。								
	◆本地は接面道路との高低差があり、本地が高く、車の乗入れが現状不可となっています。								
	◆本地は、敷地内が起伏しています。								
◆北西側近接地は、山林となっており、雑木が多数繁茂しています。									

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

物 件 調 書

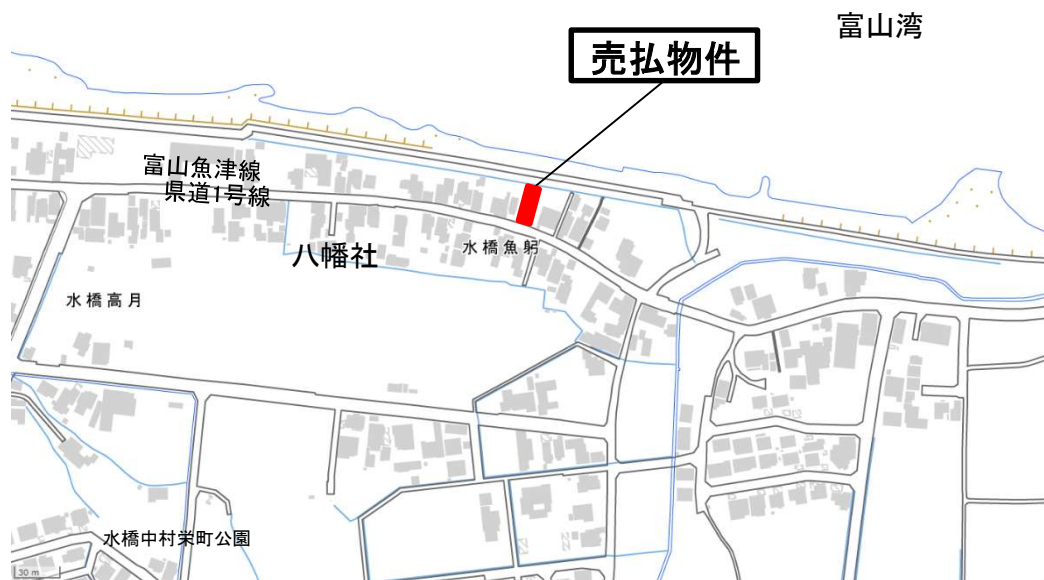
【富山県内の物件】

物 件 調 書

物件番号		201						
所 在 地		富山県富山市水橋魚躬字向小碓 1 3 4 3 番 2						
住 居 表 示		同 所						
現 況 地 目		宅地				257.17㎡	工作物	—
及び面積等							立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	1343番2						
	地目	宅地						
	数量	257.17㎡						
接面道路 の 状 況		南側 舗装県道 幅員約 5.7 m (法第42条第1項第1号道路)						
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都 市 計 画 法	市街化区域					
			用途地域	第一種低層住居専用地域				
			地域・地区					
			建 蔽 率	40%				
			容 積 率	60%				
			高度制限					
	そ の 他	防火指定						指定なし
		◆景観法第16条(景観計画区域) ◆富山市屋外広告物条例(第2種禁止地域) ◆海岸法第8条(海岸保全区域内における行為の制限) ◆富山県地下水の採取に関する条例(観察地域) ◆都市再生特別措置法第88条・第108条(立地適正化計画) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) ◆津波防災地域づくりに関する法律第53条(津波災害警戒区域)						
								*別葉「補足説明事項」参照
私道の負担等		私道負担	無	負担の内容				
に関する事項		道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管)				
	公共下水道	接面道路配管	有	樹：敷地内				
	都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関		鉄道等 バ ス	あいの風とやま鉄道 水橋駅の北東方 約2.6km 富山地方鉄道 路線バス 東出町口停留所 徒歩5分					
公共施設		富山市地区センター (水橋中部)			市立義務教育学校水橋学園			
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、 入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆本地については、試掘調査を行った結果、廃プラスチック類等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に富山財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-4」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。							
	◆本地の行政区は、「水橋朝日町」となっています。							
	◆本地の敷地全体に防草シートが設置されています。							
	◆上記接面道路の状況は、道路台帳の幅員を表示しています。							
	◆接面道路の一部が未舗装となっています。							
	◆接面道路に消雪装置が設置されています。							
	◆西側隣接地の擁壁基礎が本地内に越境しています。							
	◆本地南西側のメーターボックスの一部が隣接地に越境しています。							
	◆本地北西側の擁壁の一部が隣接地に越境しています。							
◆本地北側(西寄り)には、定着物として、擁壁(高さ約0.7m・長さ約8.5m・幅0.5m)及び花壇が設置されています。								
◆北側隣接地には、水路(幅0.7m)及び堤防(高さ1.7m)が設置されており、本地との高低差があります(本地が低い)。								
◆北側は、海岸です。								
◆本地北側の一部が海岸保全区域内の可能性があり、施設・工作物の設置や掘削等を行う場合には、海岸管理者の許可が必要となる場合があります。詳しくは富山市農業水産課へお問い合わせください。								
◆本地は津波災害警戒区域に指定されています(詳細については富山市防災課にお問い合わせください)。								
◆本地を含む周辺区域は、富山市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については富山市発行のハザードマップを御確認ください)。								
◆本地は、立地適正化計画における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。								

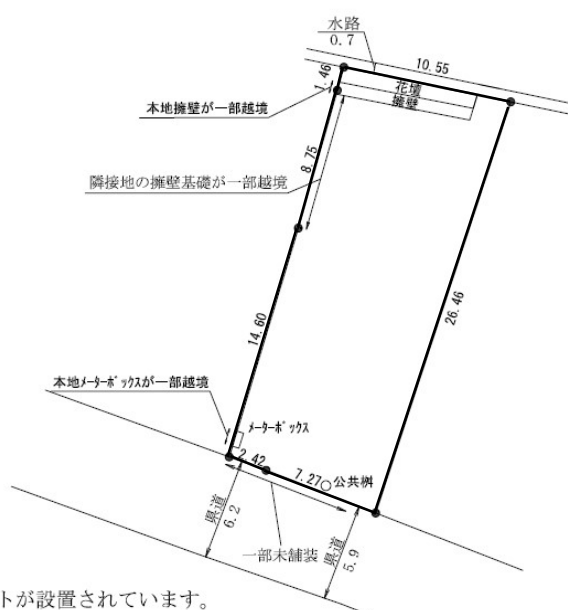
※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典: 地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して作成
 ※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



※敷地全体に防草シートが設置されています。

単位: メートル

物 件 調 査 書

物件番号 202

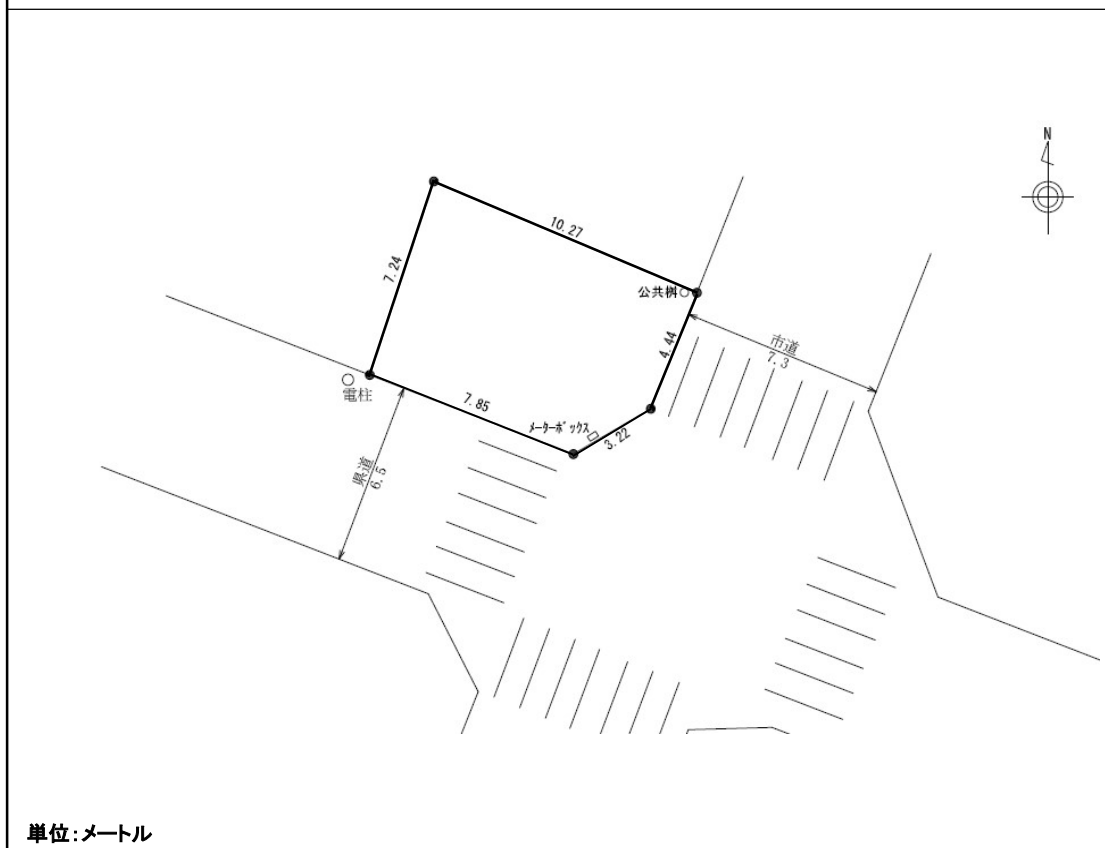
所 在 地		富山県高岡市岩坪字東割 8 7 3 番 1						
住 居 表 示		同 所						
現 況 地 目		宅地				68.81 m ²	工作物	—
及び面積等							立木竹	—
登 記 簿	地番	873番1						
	地目	宅地						
	数量	68.81m ²						
記載事項	地番							
	地目							
	数量							
接面道路		東側 舗装市道 南側 舗装県道		幅員約 7.3 m 幅員約 5.5 m		(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第1号道路)		
の 状 況								
法令に基づく制限	建築基準法	市街化調整区域						
		用途地域						
		地域・地区						
		建ぺい率 70%						
		容 積 率 400%						
		高度制限						
	防火指定 指定なし							
	その他	◆都市計画法第43条(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限) ◆都市計画法第29条(開発行為等の許可)、同法第34条(開発許可の基準)及び高岡市開発指導要綱 ◆景観法第16条(景観計画区域) ◆高岡市景観条例 ◆富山県屋外広告物条例(第3種禁止地域) ◆都市再生特別措置法第88条・第108条(立地適正化計画) ◆富山県地下水の採取に関する条例(規制地域) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)						
*別葉「補足説明事項」参照								
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	無	負担の内容				
供 給 処 理	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況			施 設 整 備 の 特別負担の有無	
	電 気	接面道路配線	有	—			—	
	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管)、手数料等要(閉栓中)				
	公共下水道	接面道路配管	有	樹：敷地内				
	都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関	鉄道等	あいの風とやま鉄道 高岡やぶなみ駅の北西方 約3.3km						
	バ ス	加越能バス 岩坪停留所 徒歩1分						
公共施設		高岡市役所			市立国吉義務教育学校			
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調査の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆上記接面道路の状況は、道路台帳の幅員を表示しています。							
	◆南側、東側接面道路に融雪装置が設置されています。							
	◆南側接面道路にNTT西日本株式会社の電柱が設置されています。							
	◆本地は、市街化調整区域に所在しており、建物建築等を行う場合には、都市計画法に基づく許可が必要となります。							
◆本地は、立地適正化計画における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。								
◆本地を含む周辺地域は、高岡市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については高岡市発行のハザードマップを御確認ください)。								

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 査 書

物件番号 203

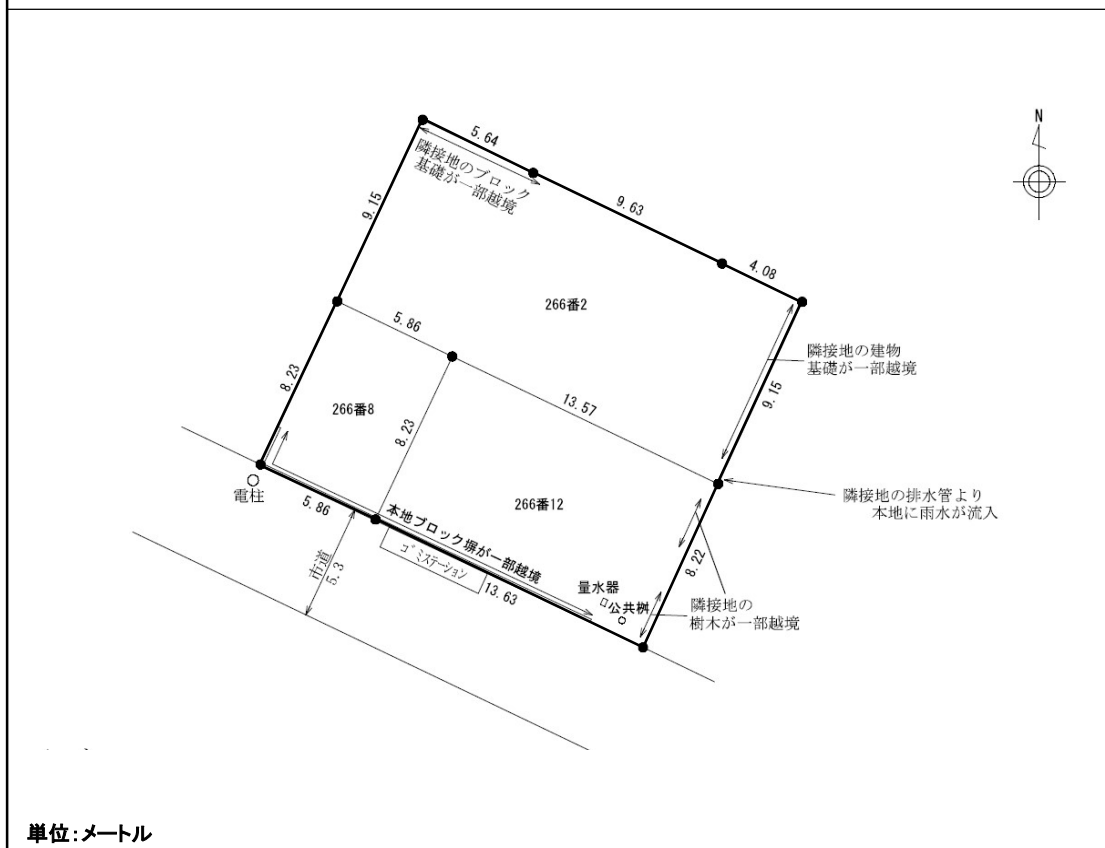
所 在 地		富山県高岡市下牧野字埋田 2 6 6 番 2 外 2 筆						
住 居 表 示		同 所						
現 況 地 目 及び面積等		宅地		337.92㎡		工作物	-	
						立木竹	-	
登 記 簿 記載事項	地番	266番2		266番8		266番12		
	地目	宅地		宅地		宅地		
	数量	177.66㎡		48.30㎡		111.96㎡		
接面道路 の 状 況		南側 舗装市道 幅員約5.3m (法第42条第1項第1号道路)						
法令に 基づく 制限	建築 基準 法 都 市 計 画 法	市街化区域						
		用途地域	第一種中高層住居専用地域					
		地域・地区						
		建 蔽 率	6 0 %					
		容 積 率	2 0 0 %					
		高度制限						
		防火指定	指定なし					
	その他	◆景観法第16条(景観計画区域) ◆高岡市景観条例 ◆富山県屋外広告物条例(第3種禁止地域) ◆都市再生特別措置法第108条(立地適正化計画) ◆富山県地下水の採取に関する条例(規制地域) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) *別業「補足説明事項」参照						
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容				
供 給 処 理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線	有	-		-		
	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管)、加入金等要(閉栓中)				
	公共下水道	接面道路配管	有	桝：敷地内				
	都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関	鉄道等 バス	万葉線 庄川口駅の南方 約650m 徒歩9分 射水市コミュニティバス 善光寺交差点停留所 徒歩10分						
公共施設	高岡市役所伏木支所		市立牧野小学校		市立牧野中学校			
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の「物件調査の補足説明事項」を御確認ください。 ◆本地については、試掘調査を行った結果、「カラミ・鉾滓(こうさい)・スラグ」の地下埋設物の存在が確認されています。なお、試掘範囲外においても一定量の地下埋設物の存在が推定されます。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に富山財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。 ◆接面道路幅員は、実測の幅員を表示しています。 ◆南側接面道路に北陸電力送配電株式会社の電柱があります。 ◆南側接面道路にゴミステーションがあります。 ◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。 ◆本地を含む周辺区域は、高岡市水害(洪水、内水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については高岡市発行のハザードマップを御確認ください)。 ◆本地南側のブロック塀の一部が隣接地に越境しています。 ◆北側隣接地のブロック基礎の一部が本地内に越境しています。 ◆東側隣接地の建物基礎の一部が本地内に越境しています。 ◆東側隣接地の排水管より、本地に雨水が流入しています。 ◆東側隣接地の樹木の一部が本地内に越境しています。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 書

物件番号	204
------	-----

所 在 地		富山県高岡市内免1丁目3番2外1筆						
住 居 表 示		富山県高岡市内免1丁目5番街区						
現 況 地 目 及び面積等		宅地		257.11㎡			工作物	—
							立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	3番2		3番3				
	地目	宅地		宅地				
	数量	85.97㎡		170.82㎡				
接面道路 の 状 況		北東側		舗装市道		幅員約 3.9 m		(法第42条第2項道路)
		南東側		舗装市道		幅員約 3.3 m		(法第42条第2項道路)
		南西側		舗装里道		幅員約 1.5 m		(法外道路)
法令に基 づく制 限	建 築 基 準 法 法	市街化区域						
		用途地域	準工業地域					
		地域・地区						
		建 蔽 率	60%					
		容 積 率	200%					
		高度制限						
		防火指定	準防火地域					
	そ の 他	◆景観法第16条（景観計画区域） ◆都市再生特別措置法第108条（立地適正化計画） ◆富山県地下水の採取に関する条例（規制地域） ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）、同法第22条（土地の保全等）						
		*別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	有	負担の内容		道路中心線より2m後退（北東側、南東側）		
供給処理 施設の概要		供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無	
		電 気	接面道路配線	有	—		—	
		公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管、2箇所)			
		公共下水道	接面道路配管	有	桝：敷地内			
		都市ガス	接面道路配管	有	敷地内以降個人負担			
交通機関		鉄道等 バス	あいの風とやま鉄道 高岡駅の北西方 約1.7km 徒歩22分 加越能バス 金屋停留所 徒歩4分					
公共施設		高岡市役所			市立高岡西部小学校		市立高岡西部中学校	
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に富山財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。							
	◆住居表示については、現段階では未定です。詳しくは、高岡市地域課にお問い合わせください。							
	◆建物等建築の際には、道路中心線から2mのセットバック(後退)が必要となる場合があります。詳しくは、高岡市建築政策課にお問い合わせください。							
	◆本地は角地であるため、隅切りが必要となる場合があります。							
	◆北東側及び南東側市道に消雪装置が設置されています。消雪負担金等の費用負担等の詳細については、内免消雪管理組合にお問い合わせください。							
	◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。							
	◆本地を含む周辺地域は、高岡市水害(洪水、内水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています（詳細については高岡市発行のハザードマップを御確認ください）。							
	◆都市ガスについては、北東、南東側市道に本管が敷設され、敷地内以降、個人負担の工事が必要です。詳しくは、高岡ガス株式会社にお問い合わせください。							
	◆南側隣接地の建物基礎及びフェンス基礎の一部が本地内に越境しています。							
◆北東側市道の構造物の一部が本地内に越境しています。								
◆本地北東側の量水器、雨水桝、公共桝、土留及びコンクリート構造物の一部が市道に越境しています。								
◆架空電線が本地内東側に一部越境しています。								
◆北東側市道に、北陸電力送配電株式会社の電柱が設置されています。								

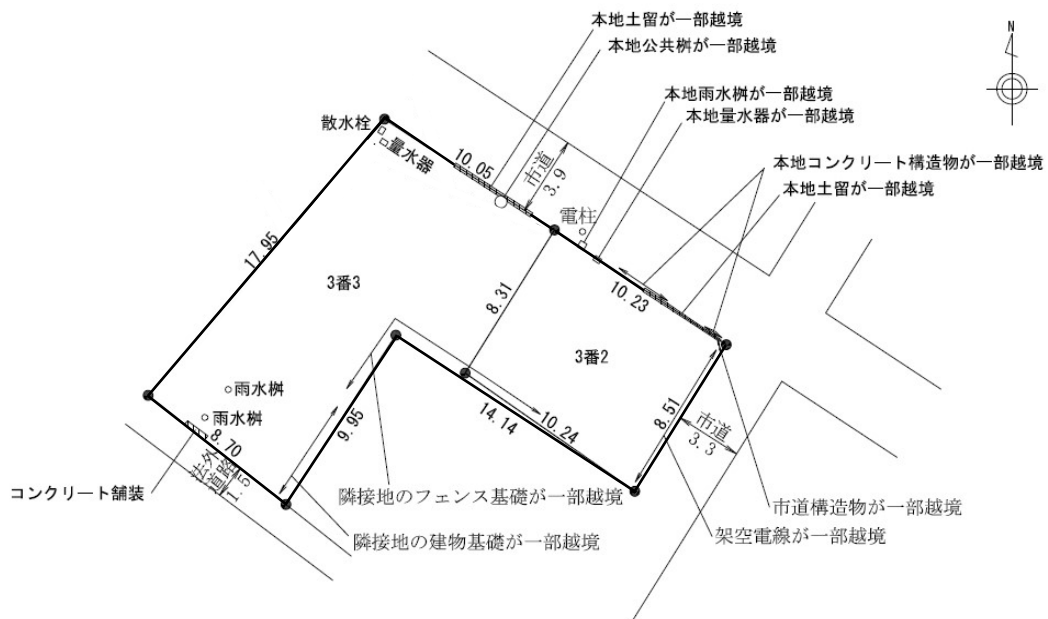
※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典:地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して当局作成
※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



単位:メートル

物 件 調 査 書

物件番号	205
------	-----

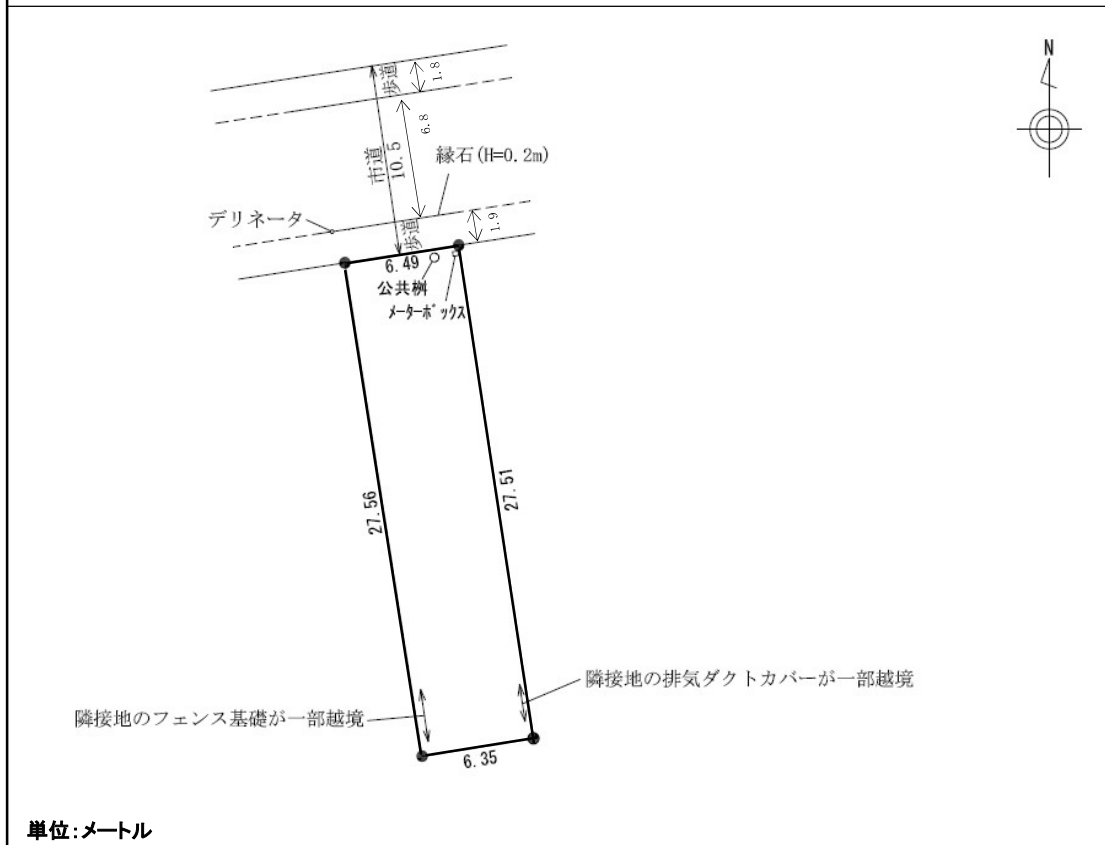
所 在 地		富山県高岡市伏木東一宮 1 1 9 1 番							
住 居 表 示		富山県高岡市伏木東一宮 2 番街区							
現 況 地 目 及び面積等		宅地	176.88 m ²				工作物	—	
							立木竹	—	
登 記 簿	地番	1191番							
	地目	宅地							
	数量	176.88m ²							
	記載事項	地番							
	地目								
	数量								
接面道路 の 状 況		北側 舗装市道 幅員約 10.4 m (法第42条第1項第1号道路)							
法令に 基づく 制限	建築基 準法	市街化区域							
		用途地域	第一種中高層住居専用地域						
		地域・地区							
		建ぺい率	60%						
		容 積 率	200%						
		高度制限							
		防火指定	準防火地域						
	その他	◆景観法第16条(景観計画区域)							
		◆高岡市景観条例							
		◆富山県屋外広告物条例(第3種禁止地域)							
◆都市再生特別措置法第108条(立地適正化計画—居住誘導区域)									
◆富山県地下水の採取に関する条例(規制地域)									
◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)									
◆文化財保護法第93条(周知の埋蔵文化財包蔵地:越中国府関連遺跡)									
*別葉「補足説明事項」参照									
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容					
		道路後退	無	負担の内容					
供 給 処 理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施 設 整 備 状 況			施 設 整 備 の 特別負担の有無			
	電 気	接面道路配線	有	—			—		
	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管)、手数料等要(閉栓中)					
	公共下水道	接面道路配管	有	桝:敷地内					
	都市ガス	接面道路配管	無	未定					
交通機関	鉄道等	J R 西日本氷見線 伏木駅の北西方 約0.5km 徒歩7分							
	バ ス	加越能バス 伏木錦町停留所 徒歩5分							
公共施設		高岡市役所伏木支所		市立伏木小学校		市立伏木中学校			
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査に記載されている事項については、必ず、 入札案内書の「物件調査の補足説明事項」を御確認ください。								
	◆住居表示については、現段階では未定です。詳しくは、高岡市地域課にお問い合わせください。								
	◆上記接面道路の状況は、道路台帳の幅員を表示しています。								
	◆接面道路の歩道には、乗り入れが設置されていません。								
	◆接面道路の歩道に縁石(H=0.2m)とデリネータ(反射灯)が設置されています。								
	◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。								
	◆本地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地(越中国府関連遺跡)」の範囲内に含まれています。								
◆本地を含む周辺地域は、高岡市水害(内水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については高岡市発行のハザードマップを御確認ください)。									
◆東側隣接地の排気ダクトカバーが本地に一部越境しています。									
◆南西隣接地のフェンス基礎が本地に一部越境しています。									

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 書

物件番号 206

所 在 地		富山県高岡市蓮花寺309番					
住 居 表 示		同 所					
現 況 地 目 及び面積等		宅地	180.57 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	309番					
	地目	宅地					
	数量	180.57m ²					
接面道路 の 状 況		北側 舗装市道 幅員約 5.2m (法第42条第1項第1号道路)					
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化区域					
		用途地域	第一種住居地域				
		地域・地区					
		建 蔽 率	60%				
		容 積 率	200%				
		高度制限					
	その他	防火指定 指定なし					
		◆景観法第16条(景観計画区域) ◆高岡市景観条例 ◆富山県屋外広告物条例(第2種許可地域) ◆都市再生特別措置法第88条・第108条(立地適正化計画) ◆富山県地下水の採取に関する条例(規制地域) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) *別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等		私道負担	無	負担の内容			
に関する事項		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電 気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(13mm管)、手数料等要(閉栓中)			
	公共下水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり			
	都市ガス	接面道路配管	無	未定			
交通機関	鉄道等 バ ス	あいの風とやま鉄道 高岡駅の東方 約2.1km 徒歩27分 富山地方鉄道 路線バス 蓮花寺停留所 徒歩3分					
公共施設	高岡市役所			市立野村小学校		市立芳野中学校	
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。						
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に富山財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。						
	◆本地は、立地適正化計画における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。						
	◆本地を含む周辺地域は、高岡市水害(洪水、内水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については高岡市発行のハザードマップを御確認ください)。						
	◆下水道の公共枠については、高岡市の管理(図面)上1箇所設置となっていますが、現地では確認できません。						
	◆本地北西側の土留の一部が接面道路に越境しています。						
	◆本地には、定着物として、土留・水路があります。						
	◆南東側隣接地には、水路(幅約0.2m)があります。						
	◆南側隣接地には、水路(幅約1.2m)があります。						
	◆東側隣接地には、防火水槽があります。						
◆東側隣接地の一部は、不燃ごみ集積所として利用されています。							
◆本地は、「蓮花寺遺跡」に近接しています。							
◆南側近隣に神社、寺院があります。							

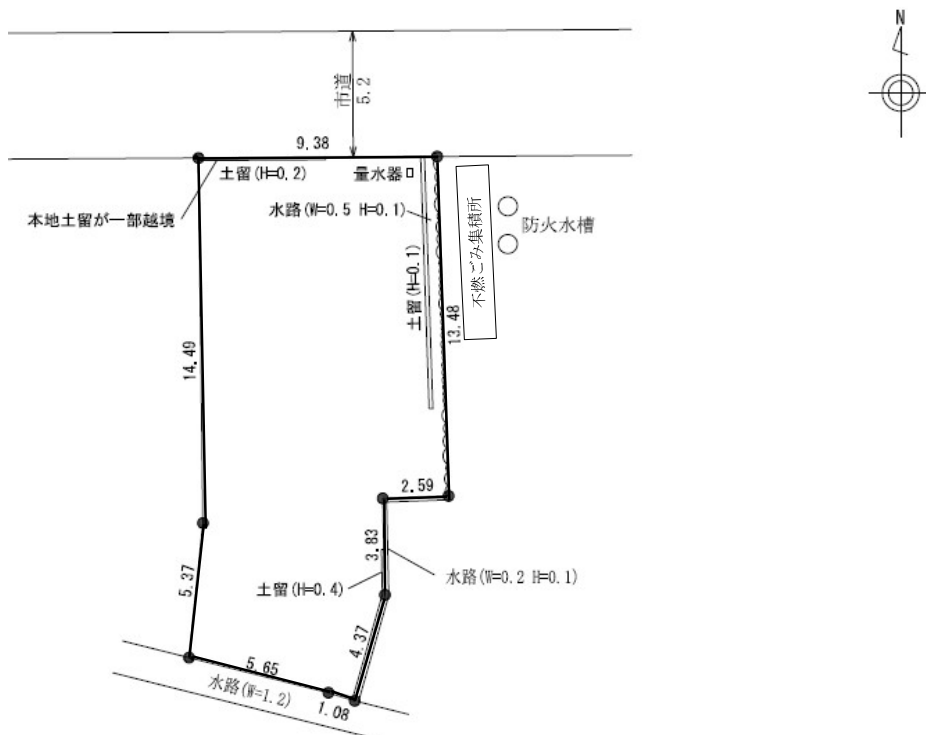
※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典:地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して作成
※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



単位:メートル

物 件 調 書

物件番号 207

所 在 地		富山県氷見市上泉字干田 6 4 9 番 3							
住 居 表 示		同 所							
現 況 地 目		宅地				535.87 m ²		工作物	一式
及び面積等								立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	649番3							
	地目	雑種地							
	数量	535m ²							
接面道路 の 状 況		西側	舗装国道		幅員約 25.5 m		(法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路)		
		南側	舗装県道		幅員約 14.0 m		(法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路)		
		東側	舗装県道		幅員約 8.3～13.1 m		(法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路)		
法令に基 づく制限	建築基 準法	都市計画区域内(非線引区域)							
		用途地域	指定なし						
		地域・地区							
		建 蔽 率	6 0 %						
		容 積 率	2 0 0 %						
		高度制限							
	その他	◆景観法第 1 6 条、氷見市景観条例(景観計画区域)							
		◆都市再生特別措置法第 8 8 条・第 1 0 8 条(立地適正化計画)							
		◆宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第 2 2 条(土地の保全等)							
		*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等		私道負担	無	負担の内容					
に関する事項		道路後退	無	負担の内容					
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無			
	電 気	接面道路配線	有	—		—			
	公営水道	接面道路配管	有	東側接面道路本管以降個人負担					
	公共下水道	接面道路配管	有	引込・樹設置：氷見市、受益者分担金等要					
	都市ガス	接面道路配管	無	未定					
交通機関		鉄道等 バス	J R 西日本氷見線 島尾駅の南西方 約2.3km 徒歩29分 加越能バス 下田子停留所 徒歩2分						
公共施設		氷見市役所			市立宮田小学校		市立西條中学校		
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。								
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物が確認されたため、試掘範囲内のみ当該埋設物を撤去しています。なお、試掘範囲外においても一定量の地下埋設物の存在が推定されます。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に富山財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。								
	◆南側県道の幅員は、両側歩道を除く幅員を表示しています。								
	◆西側国道には歩道(幅員3.0m)があり、歩道の南西側には横断歩道(2箇所)があります。また、交差点に近接するため、歩道への乗入れ設置の制限を受ける場合があります。詳しくは、富山河川国道事務所越国道維持出張所にお問い合わせください。								
	◆西側国道には中央分離帯が設置されており、歩道には案内標識、デリネータが設置されています。								
	◆南側県道には中央分離帯が設置されており、歩道(幅員5.2m)には信号機、交通標識、デリネータ(2箇所)が設置されています。								
	◆東側県道に消雪装置が設置されています。								
	◆本地は、立地適正化計画における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。								
	◆本地を含む周辺地域は、氷見市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については氷見市発行のハザードマップを御確認ください)。								
	◆上水道の本管については、西側国道及び、南側県道に敷設されていません。詳しくは、氷見市上下水道課にお問い合わせください。								
◆下水道の本管については、東側県道中心線より東寄りに敷設されており、西側国道及び、南側県道には本管が敷設されていません。									
◆売却物件には、本地内東側の縁石(現況道路縁石と一体となっており、北寄りの一部は県道管理者との共有)を含みます。本地外の道路縁石(共有分含む)の形状変更の可否については、富山県高岡土木センター氷見土木事務所にお問い合わせください。									
◆本地東側(北寄り)には、デリネータが設置されています。移設等については、富山県高岡土木センター氷見土木事務所にお問い合わせください。									

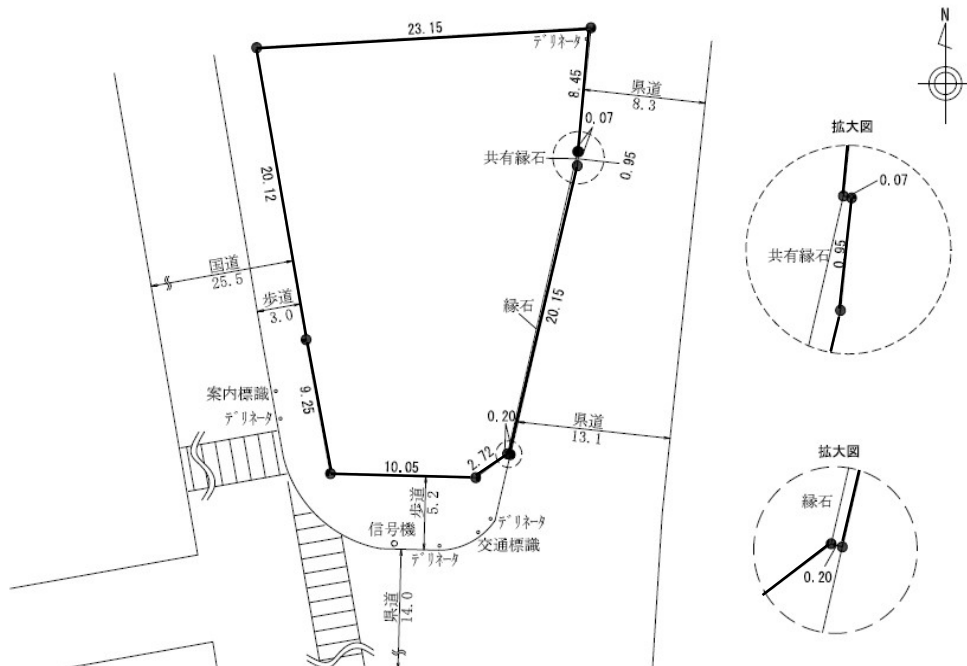
※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典:地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して作成
※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



単位:メートル

物 件 調 書

物件番号 208

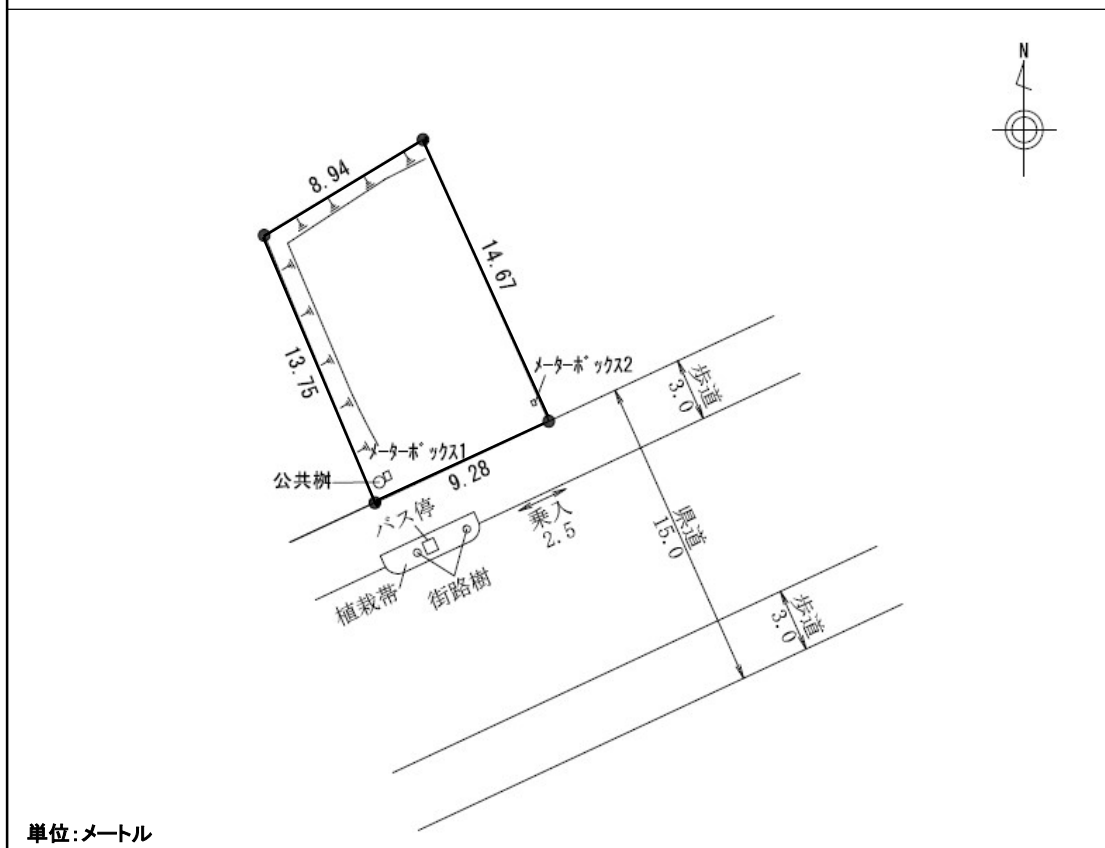
所 在 地	富山県黒部市天神新 2 9 5 番 3					
住 居 表 示	同 所					
現 況 地 目	宅地	129.07 m ²			工作物	—
及び面積等					立木竹	—
登 記 簿	地番	295番3				
	地目	宅地				
	数量	129.07m ²				
記載事項	地番					
	地目					
	数量					
接面道路	南側 舗装県道 幅員約 15.0 m (法第42条第1項第1号道路)					
の 状 況						
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）				
		用途地域	近隣商業地域			
		地域・地区				
		建ぺい率	80%			
		容 積 率	300%			
		高度制限				
		防火指定	準防火地域			
	その他	◆富山県屋外広告物条例(第2種許可地域)				
		◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)				
		◆都市再生特別措置法第108条（立地適正化計画）				
*別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容			
	道路後退	無	負担の内容			
供 給 処 理	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		
	電 気	接面道路配線	有	—		
施設の概要	公営水道	接面道路配管	有	引込管設置済(20mm管)、手数料等要		
	公共下水道	接面道路配管	有	桝：敷地内。受益者負担金等要		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		
交通機関	鉄道等	あいの風とやま鉄道 黒部駅の東方 約0.4km 徒歩5分				
	バ ス	黒部市コミュニティバス JAくろべ本店口停留所 徒歩1分				
公共施設	黒部市役所		市立桜井小学校		市立明峰中学校	
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。					
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に富山財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。					
	◆南側接面道路の歩道には、幅約2.5mの乗入れ、バス停、街路樹・植栽帯が設置されています。					
	◆南側接面道路に融雪装置が設置されています。					
	◆本地を含む周辺地域は、洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については黒部市発行のハザードマップを御確認ください)。					
	◆上水道の引込管については、黒部市の管理(図面)上、引込み・設置なしとなっていますが、現地では、引込管設置済み(西側)となっています。詳しくは、黒部市上下水道経営課にお問い合わせください。また、東側のメーターボックスは、黒部駅前簡易水道組合が管理しています。					
	◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域に所在しています。					
	◆本地周辺農地は過去に農用地土壌汚染対策地域に指定されていましたが、現在は対象地域から除外されています。					

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 書

物件番号 209

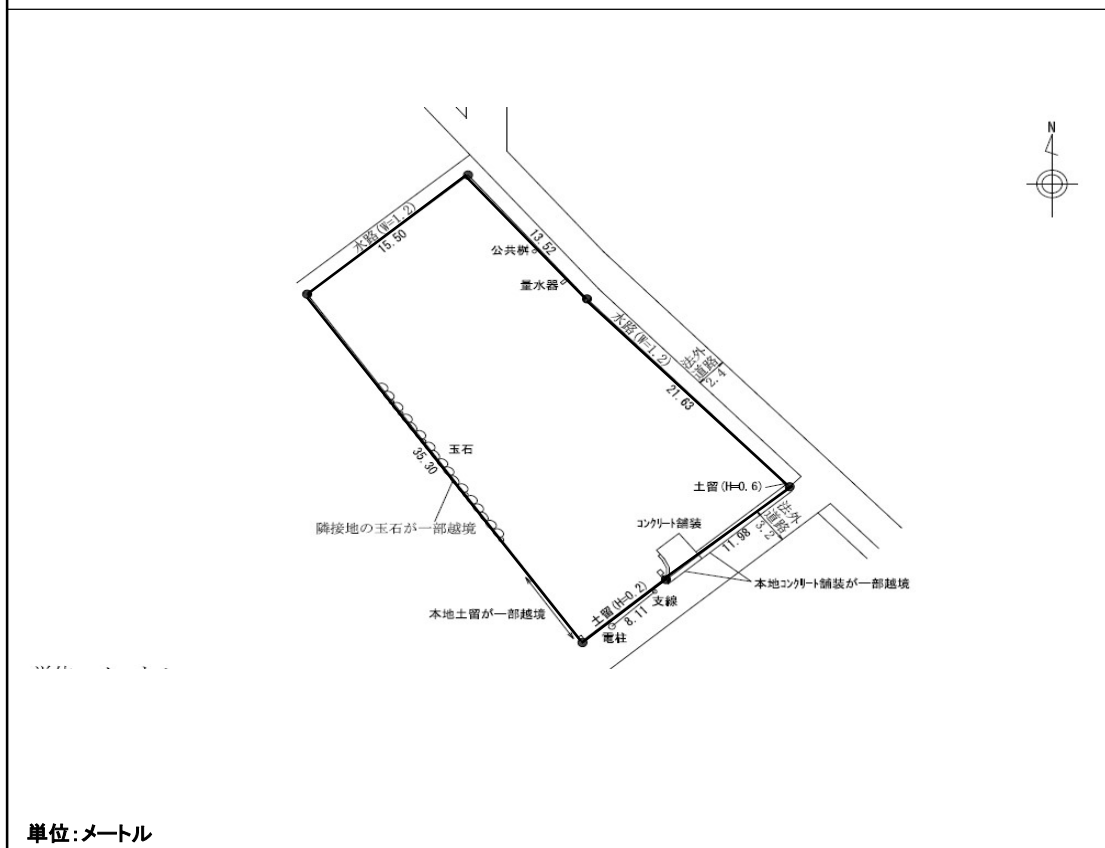
所 在 地	富山県射水市川口宮袋入会地字宮袋234番					
住 居 表 示	同 所					
現 況 地 目	宅地	617.22㎡			工作物	-
及び面積等					立木竹	-
登 記 簿 記載事項	地番	234番				
	地目	宅地				
	数量	617.22㎡				
接面道路 の 状 況	南東側	舗装里道	幅員約3.2m	(法外道路)		
	北東側	舗装里道	幅員約2.4m	(法外道路)		
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	市街化調整区域				
		用途地域				
		地域・地区				
		建 蔽 率	60%			
		容 積 率	200%			
		高度制限				
		防火指定	指定なし			
	その他	◆建築基準法第43条第1項、第2項(接道義務等) ◆都市計画法第29条(開発行為等の許可)、同法第34条(開発許可の基準)及び開発許可に係る実務の手引き(富山県土木部建築住宅課) ◆富山県屋外広告物条例(第1種許可地域) ◆富山県地下水の採取に関する条例(規制地域) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)				
		*別葉「補足説明事項」参照				
私道の負担等	私道負担	無	負担の内容			
に関する事項	道路後退	無	負担の内容			
供 給 処 理	供給処理施設	配管等の状況	施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無	
	電 気	接面道路配線 有	-		-	
	公営水道	接面道路配管 有	引込管設置済(20mm管)、手数料等要(閉栓中)			
	公共下水道	接面道路配管 有	樹：敷地内			
	都市ガス	接面道路配管 無	未定			
交通機関	鉄道等	万葉線 能町口駅の南東方 約1.4km 徒歩18分 射水市コミュニティバス 宮袋停留所 徒歩1分				
公共施設	射水市 新湊地区センター		市立塚原小学校		市立新湊南部中学校	
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の「物件調書の補足説明事項」を御確認ください。					
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に富山財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。					
	◆本地は、建築基準法上の道路に接面していないため、現状では建物等建築はできません。なお、北東側水路(幅約1.2m)を介して存する道路は、いずれも里道(法外道路)となっています。建物等建築を行う場合には、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可が必要となります。詳しくは、高岡土木センター建築課にお問い合わせください。					
	◆本地は、市街化調整区域に所在していますが、都市計画法に基づく許可を得た区域に所在しています(住宅等の建築は可能ですが、工事内容等によっては、再度の許可等が必要となる場合があります)。					
	◆本地を含む周辺区域は、射水市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については射水市発行のハザードマップを御確認ください)。					
	◆西側隣接地の玉石の一部が本地内に越境しています。					
	◆本地は、本地南東側の一部が、コンクリート舗装となっており、接面道路に越境しています。					
	◆本地東側及び南側には、定着物として、土留があります。					
	◆南西側近隣に寺院があります。					
	◆南東側里道に、北陸電力送配電株式会社の電柱・支線が設置されています。					
◆本地西側の土留が隣接地に越境しています。						
◆本地は、「上牧野宮袋遺跡」に近接しています。						

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



M E M O

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

物 件 調 書

【福井県内の物件】

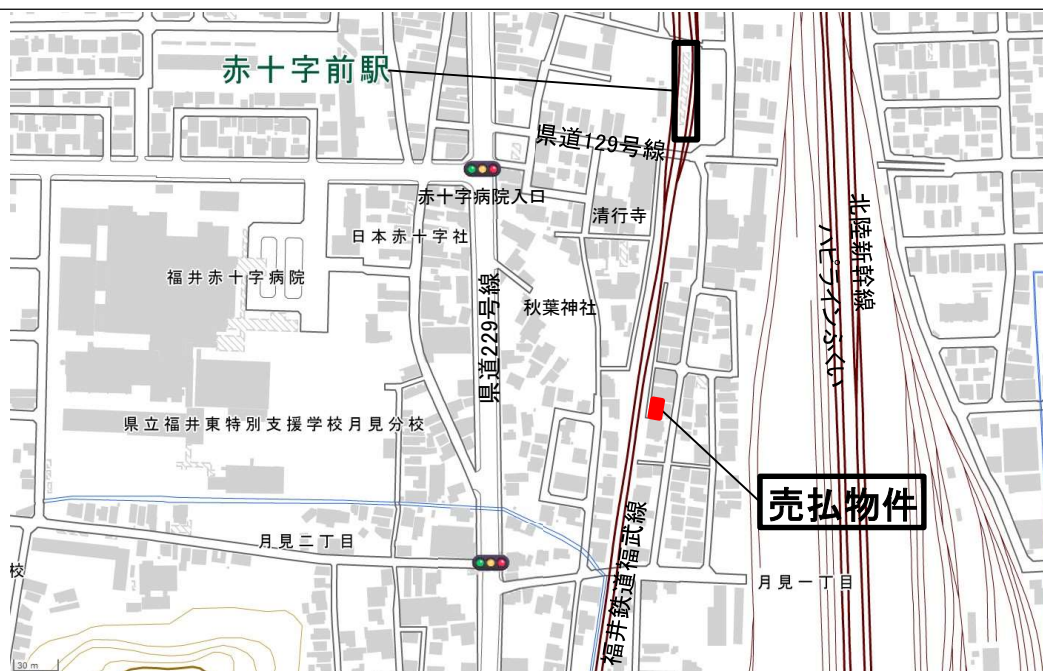
物 件 調 査 書

物件番号 301

所在地		福井県福井市月見町268番49						
住居表示		福井県福井市月見1丁目7番街区						
現況地目 及び面積等		宅地	84.35 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	268番49						
	地目	宅地						
	数量	84.35m ²						
	地番							
	地目							
	数量							
接面道路 の状況		西側 舗装市道 幅員約 1.7 m (法外道路)						
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域						
		用途地域	準工業地域					
		地域・地区						
		建ぺい率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限						
	その他	防火指定 準防火地域						
		◆建築基準法第43条第1項、第2項(接道義務等) ◆景観法第16条(景観計画区域) ◆都市再生特別措置法第108条(立地適正化計画) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) *別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況			施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—			—	
	公営水道	接面道路配管	無	本管：北西側接面道路、引込：本管以降個人負担、加入金等要				
	公共下水道	接面道路配管	有	桝：敷地内				
交通機関	鉄道等	福井鉄道福武線 赤十字前駅の南方 約0.5km 徒歩7分						
	バス	京福バス 赤十字前停留所 徒歩6分						
公共施設		福井市 南サービスセンター		市立豊小学校		市立明倫中学校		
参考 事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調査書の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に福井財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。							
	◆住居表示については、現段階では未定です。詳しくは、福井市市民課にお問い合わせください。							
	◆接面道路は市道(告示幅員1.9m)となっており、本地付近の現況幅員は1.7mとなっています。また、接面道路は建築基準法上の道路に該当せず、本地は現状では建物等建築はできません。詳しくは、道路幅員等については福井市監理課、建物等建築については福井市建築指導課にお問い合わせください。							
	◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。							
	◆本地を含む周辺地域は、洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については福井市発行のハザードマップを御確認ください)。							
	◆上水道の引込みの可否や費用負担等の詳細については、福井市上下水道サービス課にお問い合わせください。							
	◆都市ガスの引込みの可否や費用負担等の詳細については、福井都市ガス株式会社にお問い合わせください。							
	◆本地はアスファルト舗装となっています。(一部は撤去されています)							
	◆本地東側のアスファルト舗装の一部が隣接地に越境しています。							
◆本地南側の土留の一部が接面道路に越境しています。								
◆本地南側には、定着物として、土留があります。								
◆西側道路向いに、福井鉄道福武線、東側近隣にハピラインふくい線、JR西日本北陸新幹線が通っています。								
◆本地内に階段(所有者不明)があります。								

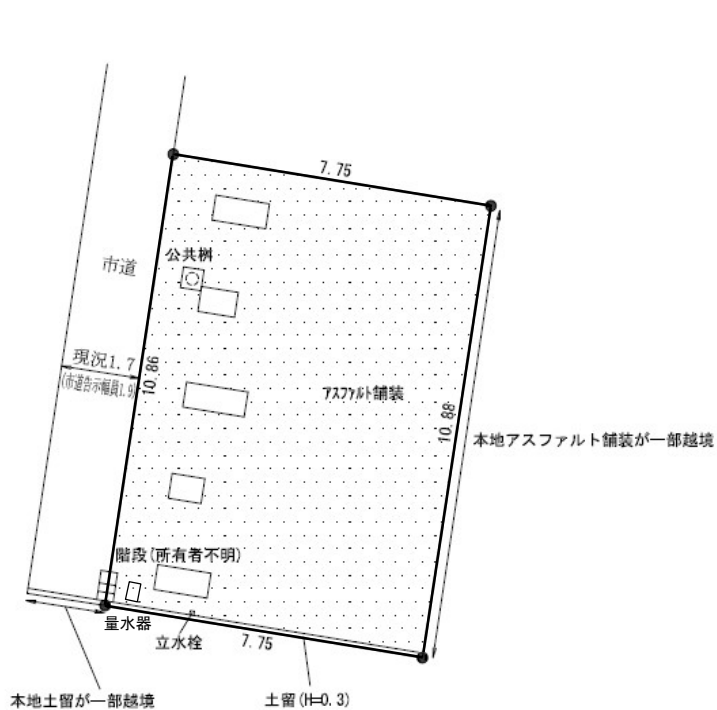
※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典:地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して作成
※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



単位:メートル

物 件 調 書

物件番号	302
------	-----

所在地		福井県大野市220字37番6									
住居表示		福井県大野市日吉町10番街区									
現況地目及び面積等		宅地		130.24 m ²					工作物		—
									立木竹		—
登記簿	地番	37番6									
	地目	宅地									
	数量	130.24m ²									
記載事項	地番										
	地目										
	数量										
接面道路		北側		舗装市道		幅員約 4.1 m		(法第42条第1項第1号道路)			
の状況											
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内(非線引区域)									
		用途地域	近隣商業地域								
		地域・地区									
		建ぺい率	80%								
		容積率	300%								
		高度制限									
		防火指定	準防火地域								
	その他	◆都市計画法第53条[都市計画施設(都市計画道路：駅前清滝線)の区域内における建築の許可]									
		◆景観法第16条(景観計画区域)									
		◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)									
◆大野市地下水保全条例(抑制地域)											
*別業「補足説明事項」参照											
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容							
		道路後退	無	負担の内容							
供給処理	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況				施設整備の特別負担の有無			
	電気	接面道路配線	有	—				—			
	公営水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり							
	公共下水道	接面道路配管	有	桝：敷地内							
	都市ガス	接面道路配管	無	未定							
施設の概要											
交通機関		鉄道等	J R 西日本越美北線(九頭竜線) 越前大野駅の南西方 約0.4km 徒歩5分								
		バス	京福バス 越前大野駅停留所 徒歩5分								
公共施設		大野市役所				市立有終南小学校			市立開成中学校		
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。										
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に福井財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。										
	◆住居表示については、現段階では未定です。詳しくは、大野市市民生活・統計課にお問い合わせください。										
	◆本地の行政区は、「日吉町5区」となっています。										
	◆本地の敷地全体に防草シートが設置されています。										
	◆上記接面道路の状況は、道路台帳の幅員を表示しています。										
	◆本地南側隣接地には、都市計画道路(駅前清滝線)の予定線があります。										
	◆本地を含む周辺地域は、大野市水害(洪水)ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています(詳細については大野市発行のハザードマップを御確認ください)。										
	◆本地を含む周辺地域は、主に地下水(井戸)を利用している地域ですが、敷地内の井戸の有無は確認できていません。上水道の引込みの可否については、大野市上下水道課にお問い合わせください。										
	◆下水道の公共桝については、大野市の管理(図面)上1箇所設置となっていますが、現地では確認できません。										

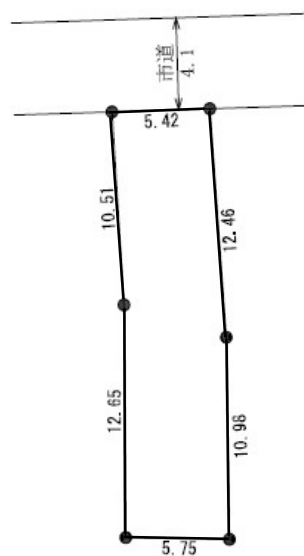
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



出典:地理院タイルに、売払物件の朱色囲み及び周辺施設名等を追記して作成
※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明細図



単位:メートル

物 件 調 書

物件番号	303
------	-----

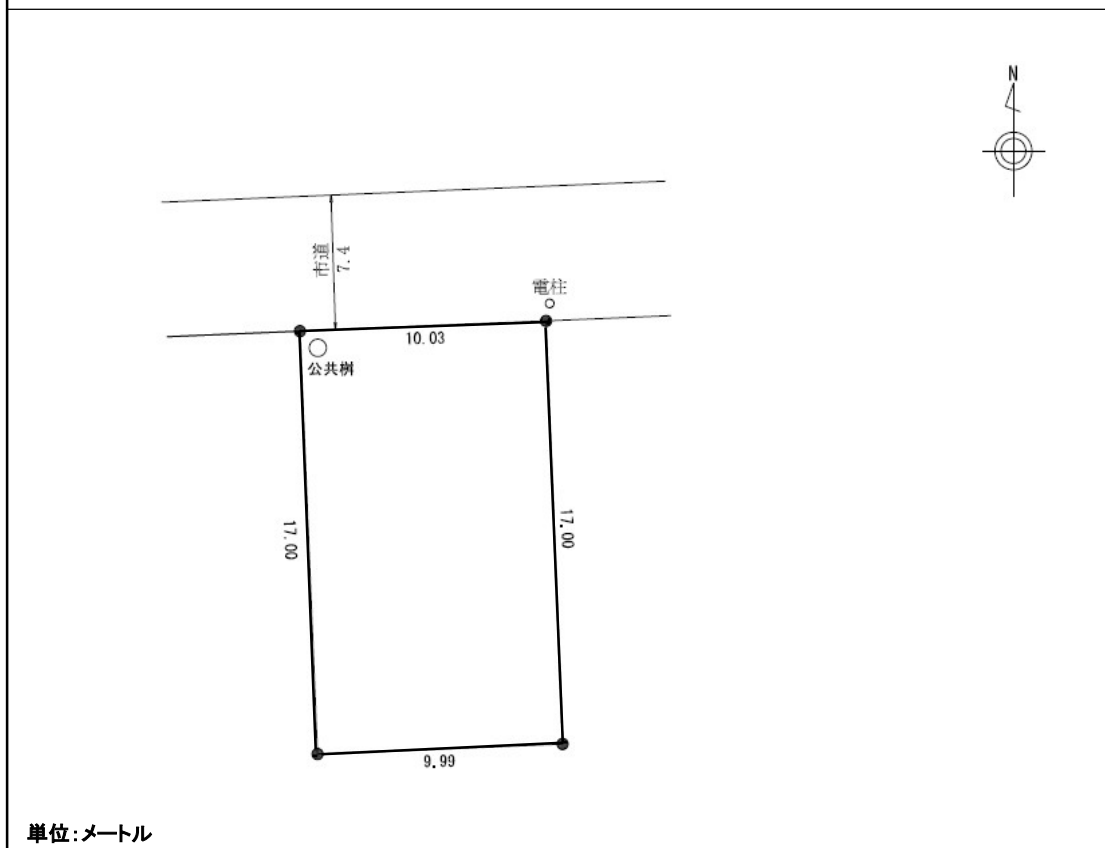
所 在 地		福井県あわら市花乃杜3丁目708番37						
住 居 表 示		福井県あわら市花乃杜3丁目5番街区						
現 況 地 目		宅地	170.25 m ²				工作物	—
及び面積等							立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	708番37						
	地目	宅地						
	数量	170.25m ²						
接面道路 の 状 況		北側 舗装市道 幅員約 7.4 m (法第42条第1項第1号道路)						
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内（非線引区域）						
		用途地域 第一種低層住居専用地域						
		地域・地区						
		建 蔽 率 50%						
		容 積 率 80%						
		高度制限 10m						
	その他	防火指定 指定なし						
		◆建築基準法第22条(屋根不燃化の指定区域)						
		◆景観法第16条(景観計画区域)、あわら市景観条例						
		◆都市再生特別措置法第108条(立地適正化計画)						
◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等)								
◆文化財保護法第93条(周知の埋蔵文化財包蔵地：茱山崎遺跡)								
*別葉「補足説明事項」参照								
私道の負担等		私道負担	無	負担の内容				
に関する事項		道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況			施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無	
	電 気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有	北側接面道路本管以降個人負担、加入金等要				
	公共下水道	接面道路配管	有	樹：敷地内				
	都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関		鉄道	ハピラインふくい線 芦原温泉駅の北西方 約1.4km 徒歩18分					
		バス	京福バス 金津坂ノ下停留所 徒歩7分					
公共施設		あわら市役所			市立金津小学校		市立金津中学校	
参 考 事 項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆住居表示については、現段階では未定です。詳しくは、あわら市市民課にお問い合わせください。							
	◆本地の行政区は、「稲荷山」となっています。							
	◆本地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域に所在しています。							
	◆本地は、「周知の埋蔵文化財(茱山崎遺跡)」の範囲内に含まれています。							
	◆本地を含む周辺区域は、あわら市洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当していませんが、該当していない区域においても浸水が発生する場合があります(詳細についてはあわら市発行のハザードマップを御確認ください)。							
	◆上水道の引込みについては、道路本管以降、個人負担の工事、加入金等が必要です。詳しくは、あわら市上下水道課にお問い合わせください。							
	◆北側接面道路にNTT西日本株式会社の電柱1本があります。							

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



物 件 調 書

物件番号 304

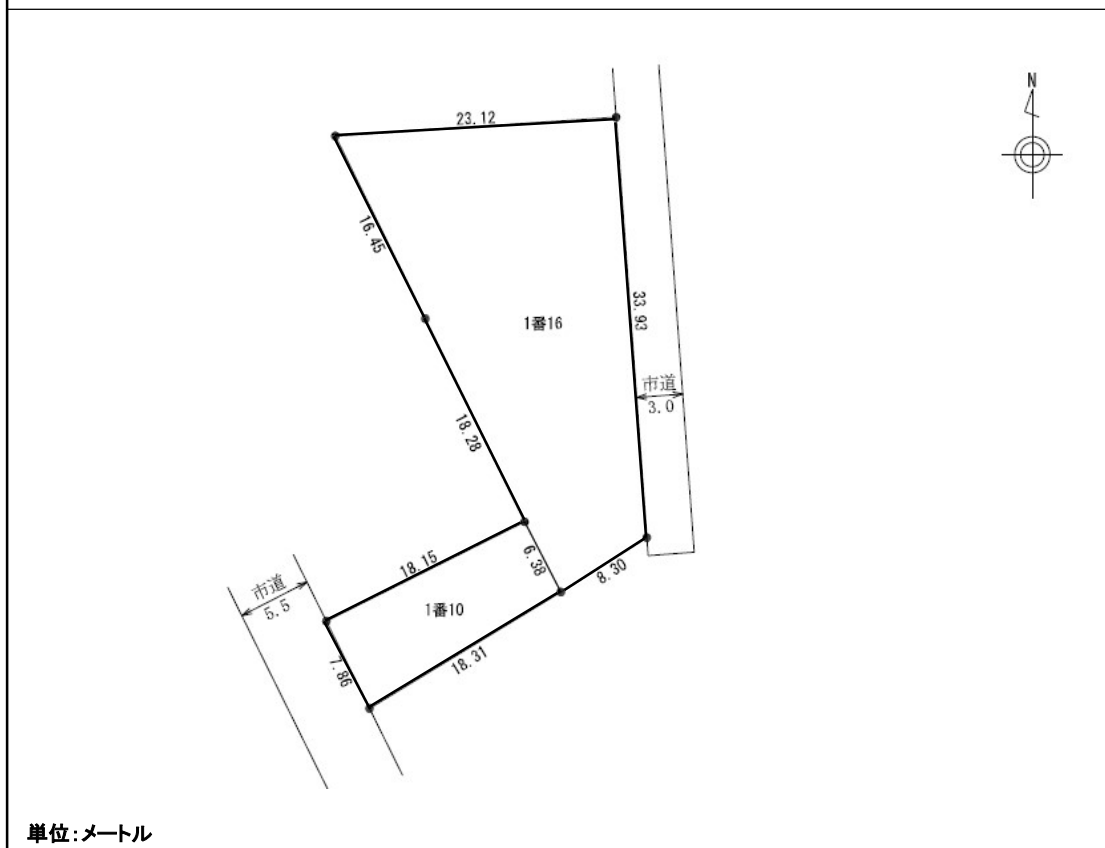
所在地		福井県坂井市三国町水居26字1番10外1筆						
住居表示		福井県坂井市三国町水居第26号						
現況地目及び面積等		雑種地	694.14 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿記載事項	地番	1番10	1番16					
	地目	雑種地	雑種地					
	数量	129m ²	564m ²					
接面道路の状況		西側	舗装市道		幅員約 5.5 m	(法第42条第1項第1号道路)		
		東側	舗装市道		幅員約 3.0 m	(法外道路)		
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内(非線引区域)						
		用途地域	指定なし					
		地域・地区						
		建蔽率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限						
	その他	防火指定 指定なし						
		◆景観法第16条(景観計画区域)、坂井市景観条例 ◆都市再生特別措置法第88条・第108条(立地適正化計画) ◆宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)、同法第22条(土地の保全等) ◆文化財保護法第93条(周知の埋蔵文化財包蔵地:水居遺跡)						
		*別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	無	負担の内容				
供給処理施設の概要		供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
		電気	接面道路配線	有	—		—	
		公営水道	接面道路配管	有	西側接面道路本管以降個人負担、加入金等要			
		公共下水道	接面道路配管	無	本管:南西側道路。道路本管以降個人負担、受益者負担金要。			
		都市ガス	接面道路配管	無	未定			
交通機関		鉄道等バス	えちぜん鉄道三国芦原線 水居駅の南方 約0.2km 徒歩3分 京福バス(三国丸岡線) みくに市民センター停留所 徒歩20分					
公共施設		坂井市役所三国支所			市立加戸小学校		市立三国中学校	
参考事項	※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調書に記載されている事項については、必ず、入札案内書の《物件調書の補足説明事項》を御確認ください。							
	◆本地については、試掘調査を行った結果、コンクリート等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約に当たっては、特約条項が付されますので、入札参加前に福井財務事務所管財課において、『地下埋設物状況閲覧資料』を必ず御確認ください。特約条項について、入札案内書の「12. 契約の締結等-(4)」を御参照ください。なお、『地下埋設物状況閲覧資料』における埋設物の内容・量については、あくまでも推定ですので、実際とは異なる場合があります。							
	◆本地は、立地適正化計画における居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に所在しています。							
	◆本地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地(水居遺跡)」の範囲内に含まれています。							
	◆本地を含む周辺区域は、坂井市洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています。(詳細については坂井市発行のハザードマップを御確認ください)							
	◆上水道の引込みについては、道路本管以降、個人負担の工事及び加入金等が必要です。詳しくは、坂井市役所上下水道お客さまセンターへお問い合わせください。							
	◆下水道の引込み(公共桝の設置)については、道路本管以降、個人負担の工事が必要です。詳しくは、坂井市役所上下水道お客さまセンターへお問い合わせください。							
	◆南東側近隣に、高圧線の鉄塔があります。							
	◆南側隣接地には、河川(竹田川)があります。							

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



【参考】地方公共団体等のお問合せ先〔代表窓口〕

➤ 地方公共団体等に電話をおかけになる際は、『〇〇の担当（課）をお願いします。』などとお問い合わせください。

- 〔例 1〕 建物建築が可能かどうかを確認する担当課をお願いします。
- 〔例 2〕 土地区画整理の担当課をお願いします。
- 〔例 3〕 農地の転用の担当課（農業委員会）をお願いします。
- 〔例 4〕 上（下）水道の担当課をお願いします。

➤ 担当課が、分庁舎や支所、外局、サービスセンターなどに存する場合、下記とは別の連絡先（電話番号）を案内されることがあります。御容赦願います。

《令和8年8月末日現在》

〔石川県内〕

名 称	電 話 番 号
石川県	(076) 225 - 1111
金沢市	(076) 220 - 2111
七尾市	(0767) 53 - 1111
小松市	(0761) 22 - 4111
白山市	(076) 276 - 1111
宝達志水町	(0767) 29 - 3111
中能登町	(0767) 74 - 1234
穴水町	(0768) 52 - 0300
金沢エナジー株式会社	(076) 214 - 8470
小松ガス株式会社	(0761) 22 - 0515
能登椿崎別荘管理事務所	(0768) 56 - 1600

〔富山県内〕

名 称	電 話 番 号
国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所 能越国道維持出張所	(0766) 23 - 6776
富山県	(076) 431 - 4111
新川土木センター（建築確認等管轄区域：黒部市）	(0765) 22 - 9114
高岡土木センター（建築確認等管轄区域：射水市、氷見市）	(0766) 26 - 8419
高岡土木センター氷見土木事務所	(0766) 74 - 0949
富山市	(076) 431 - 6111
高岡市	(0766) 20 - 1111
氷見市	(0766) 74 - 8100
黒部市	(0765) 54 - 2111
射水市	(0766) 51 - 6600
高岡ガス株式会社	(0766) 22 - 0709

〔福井県内〕

名 称	電 話 番 号
福井市	(0776) 20 - 5111
大野市	(0779) 66 - 1111
あわら市	(0776) 73 - 1221
坂井市	(0776) 66 - 1500
福井都市ガス株式会社	(0776) 43 - 6801

※ 町内会・自治会・生産組合・農家組合・水道組合等の連絡先については、個人宅等のため記載を省略しています。

委任状

代理人 住所

氏 名

(電 話)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札に関する一切の権限

物件番号

財産所在地

(切り取り線)

令和 年 月 日

委任者

住所

氏 名

⑩

※実印（印鑑証明書：要添付）

(電 話)

入 札 書（期間入札）

北陸財務局長 殿

入札者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

物 件 番 号			物 件 の 所 在								
金 額				億		百万			千		円
			,			,			,		

（切り取り線）

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書(案)を承知の上、上記のとおり入札します。

- 注) 1 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額として記載してください。
- 2 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には、入札物件一覧表の物件番号欄に記載された番号を記載してください。
- 4 物件の所在欄には、入札物件一覧表の所在地を記載してください。
- 5 住所及び氏名は、住民票又は法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 6 代理人によって入札するときは、本人の住所・氏名のほか、代理人の住所・氏名を記載してください。
また、委任状及び入札者（委任者）の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を提出してください。
- 7 金額は、算用数字ではっきりと記載してください。
また、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。**金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。**
- 8 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

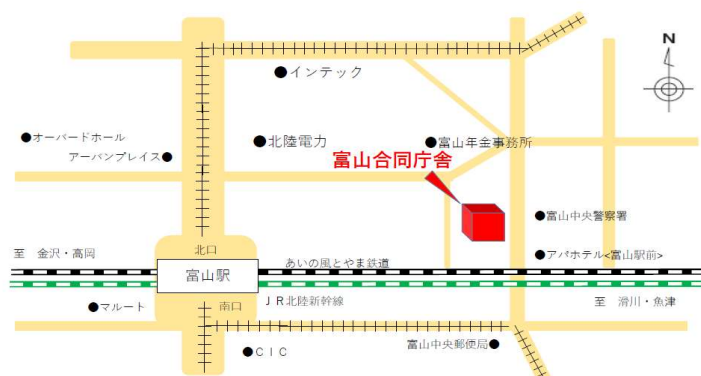
財 務 局 ・ 財 務 事 務 所 の 案 内 図

北陸財務局



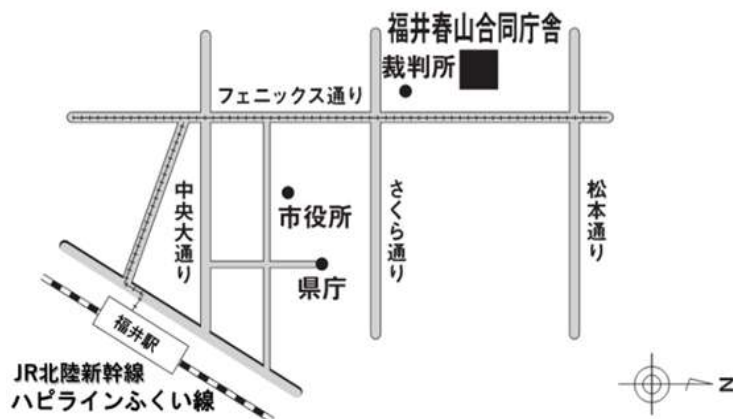
金沢市新神田4丁目3番10号（金沢新神田合同庁舎7階）

富山財務事務所



富山市牛島新町11番7号（富山合同庁舎5階）

福井財務事務所

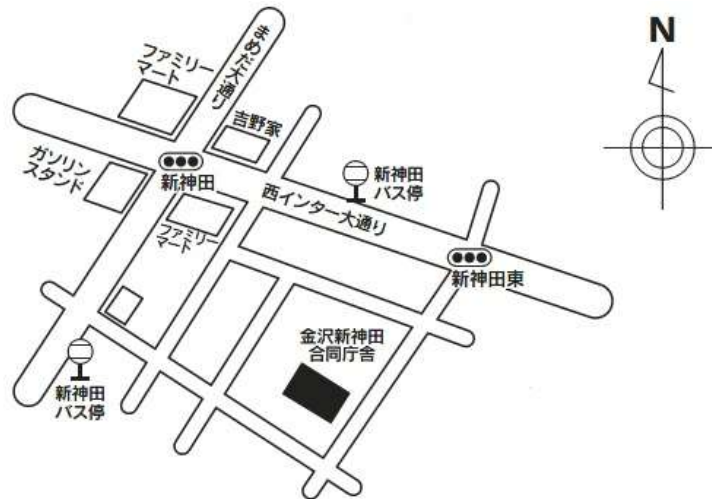


福井市春山1丁目1番54号（福井春山合同庁舎7階）

開 札 会 場

場 所 金沢市新神田4丁目3番10号
金沢新神田合同庁舎8階 大会議室

案内図



《お問合せ先》 ※各お問合せ先の「案内図」は裏面にあります。

【石川県所在物件及び入札参加方法・開札など入札全般に係る事項（入札窓口）】

➤ 北陸財務局管財部(国有財産売却担当)

電 話 076-292-7875 (直通)
所在地 〒921-8508 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎7階
ホームページ <https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/kanzai/pagehokurikuhp015000271.html>

【富山県所在物件】

➤ 富山財務事務所管財課(国有財産売却担当)

電 話 076-432-5488 (直通)
所在地 〒930-8554 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎5階

【福井県所在物件】

➤ 福井財務事務所管財課(国有財産売却担当)

電 話 0776-25-8235 (直通)
所在地 〒910-8519 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎7階

～ 『 国 有 財 産 物 件 情 報 メール マ ガ ジ ン 』 ～

財務局ホームページの国有財産物件情報（入札や先着順応募受付の公示、開札結果など）の更新をタイムリーかつスピーディにお知らせします。

《登録方法》財務局ホームページの登録用バナーから
配信希望情報等を登録してください。

(登録用バナー)

